

OSS 申請共同利用システム
操作マニュアル

【AINAS 概要編】

令和 7 年 1 月

【2.5 版】

【無断複製、転載、再配布厳禁】

公益財団法人 自動車情報利活用促進協会

<商標に関する表示>

- Windows、Edge は、米国 Microsoft Corporation の、米国およびその他の国における登録商標または商標です。
 - Firefox は、Mozilla Foundation の登録商標です。
 - Chrome は、Google Inc. の米国及びその他の国における登録商標です。
-
-

目次

1. AINAS 概要編.....	1-1
1.1 システム概要	1-1
1.1.1 OSS 申請共同利用システムとは.....	1-1
1.1.2 システム概要図(主な OSS 申請の流れ)	1-2
1.1.3 動作環境	1-3
1.1.4 用語集.....	1-4
1.1.5 ID 及びコード体系.....	1-8
1.1.6 文字種定義	1-10
1.2 申請関連	1-14
1.2.1 申請条件	1-14
1.2.2 OSS 申請で使用する申請項目	1-15
1.2.3 AINAS で使用する申請の状況に関するステータス.....	1-24
1.2.4 AINAS における申請データの保有期間.....	1-25
1.2.5 AINAS で使用するファイルに関する制約	1-26
1.3 組織関連	1-28
1.3.1 AINAS を利用する組織情報.....	1-28
1.4 基本操作	1-29
1.4.1 画面レイアウト	1-29
1.4.2 画面操作	1-30
1.4.3 禁止操作	1-53
1.4.4 エラー.....	1-54
1.5 認証.....	1-56
1.5.1 ログイン	1-56
1.5.2 ログアウト	1-57
1.5.3 ログインユーザーパスワード更新	1-58
1.6 お知らせ案内管理.....	1-59
1.6.1 お知らせ案内検索.....	1-59

1. AINAS 概要編

1.1 システム概要

1.1.1 OSS 申請共同利用システムとは

OSS 申請共同利用システム(AINAS)は、自動車保有関係手続のワンストップサービス(以下「OSS」という)に対して申請を行う大量申請者向け共同利用型システムである。

本マニュアルでは、依頼人業務及び代理人業務について解説する。

(1) 本システムが提供する主な機能

本システムが提供する主な機能を以下に示す。

表 1-1 本システムが提供する主な機能

項目番号	利用者	業務名	提供する主な機能※
1	依頼人	依頼人業務	依頼データ初期登録 依頼データ更新 依頼データ照会 電子委任状設定 申請データ照会 等
2	依頼人	外部連携業務(依頼人)	依頼データ登録 依頼データ照会 申請データ照会 申請ステータス照会 等
3	代理人	代理人業務	依頼データ初期登録 依頼データ更新 依頼データ照会 電子委任状設定 申請データ照会 受付番号リスト登録 等
4	代理人	外部連携業務(代理人)	依頼データ登録 依頼データ照会 申請データ照会 等
5	バッチ処理	OSS 連携業務	一括申請 等

※本システムにて管理する申請情報は、OSS 申請に必要な情報のみである。

そのため、運輸支局等が職権により申請データの訂正を行った場合など、本システムの申請データ照会画面等に表示される情報と自動車検査証等に出力される情報が必ずしも一致するものではない。

(2) 外部連携業務(依頼人)及び外部連携業務(代理人)について

外部連携業務(依頼人)及び外部連携業務(代理人)については、「OSS 申請共同利用システム インタフェース仕様書【依頼人編】」又は「OSS 申請共同利用システム インタフェース仕様書【代理人編】」を参照。

(3) OSS の詳細について

OSS の詳細については、以下のウェブページを参照。

- <http://www.oss.mlit.go.jp/portal/> (自動車保有関係手続のワンストップサービス)

システム概要図(主な OSS 申請の流れ)

本システムを使用した場合の主な OSS 申請の流れを以下に示す。

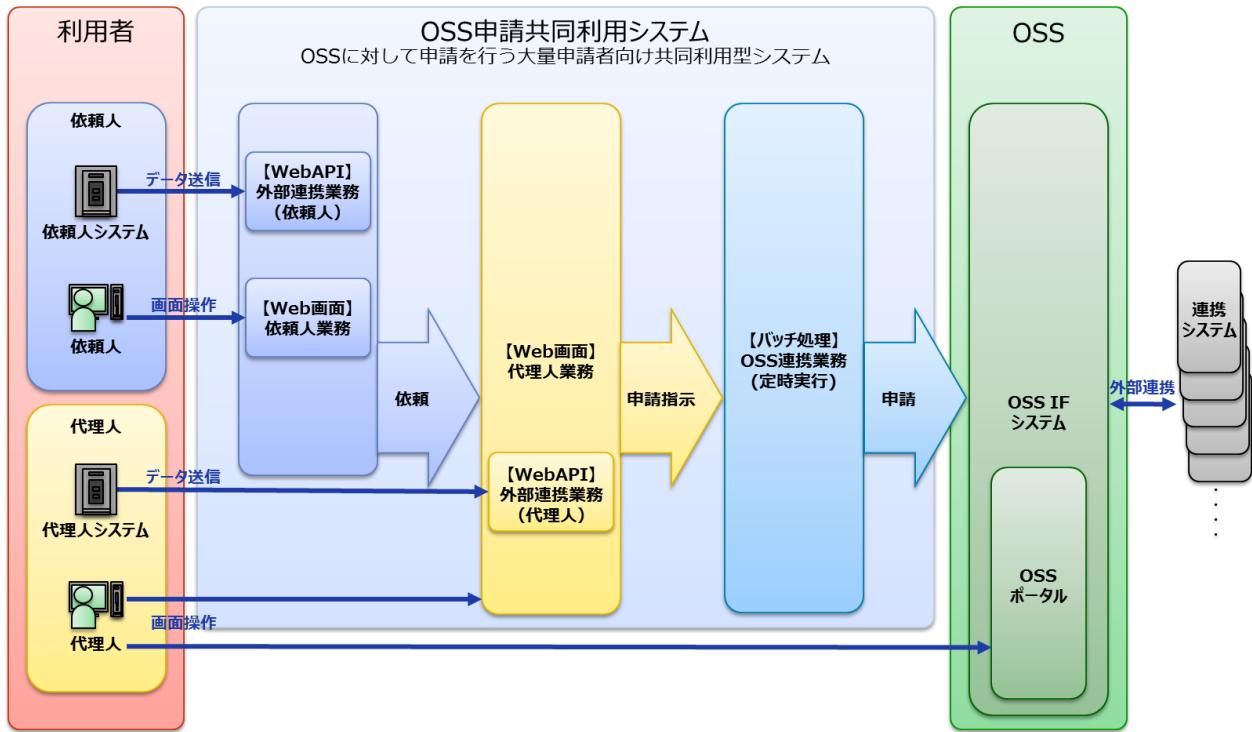


図 1-1 システム概要図(主な OSS 申請の流れ)

1.1.2 動作環境

(1) OS、ソフトウェア等の環境

本システムを使用するにあたり、以下の OS、ソフトウェア等が必要である。

本システムの動作環境を以下に示す。

表 1-2 AINAS の動作環境

項目番	項目	条件
1	推奨 OS	Windows11 以降
2	ブラウザー	Firefox(推奨バージョン ESR 102.X) Chrome(推奨バージョン 108.X) Edge(推奨バージョン 108.X)
3	推奨解像度	1280×1024 ピクセル以上

なお、各ブラウザーの最新推奨バージョンについては、ログイン後に表示されるお知らせ案内検索画面のお知らせ案内を参照。

(2) Firefox のインストール

ブラウザーとして Firefox を使用する場合、必要に応じて別途送付されている「Firefox インストール・設定手順」に従い、インストール及び設定を行うこと。

(3) クライアント証明書のインストール

本システムは、セキュリティ上、クライアント証明書をインストールした端末以外からアクセスできない仕様となっている。

予め、別途送付されている「クライアント証明書インストール／アンインストール手順」に従い、クライアント証明書のインストールが必要である。

(4) クライアント証明書のアンインストール

新しいパソコンへの買い替え等の理由で、パソコンの使用停止する又は廃棄する場合、安全のためブラウザーにインストールしたクライアント証明書を削除を行うこと。

アンインストール方法については、別途送付されている「クライアント証明書インストール／アンインストール手順」を参照。

1.1.3 用語集

本システムで使用する用語とその定義を以下に示す。

表 1-3 本システムで使用する用語

項番	用語	フリガナ	類義語・同義語・略語	定義
1	AINAS	アイナス	OSS 申請共同利用システム	OSS 申請共同利用システムの略称
2	一時抹消登録	イチジマッショウトウロク	一時抹消	自動車の使用を一時的に中止する場合に必要となる登録手続
3	一括利用者	イッカツリヨウシャ	—	OSS へ一括申請を行う者
4	移転一時抹消登録	イテンイチジマッショウトウロク	移転一時	所有者等の変更を行う「移転登録」と「一時抹消登録」を同時に実行する登録手続
5	移転永久抹消登録	イテンエイキュウマッショウトウロク	移転永久	所有者等の変更を行う「移転登録」と「永久抹消登録」を同時に実行する登録手続
6	移転登録	イテントウロク	—	自動車を売買等により譲渡、譲受する場合に必要となる登録手続
7	委任状データ	イニンジョウデータ	—	氏名、住所等の委任状情報のこと所有者委任状、使用者委任状、所使同一委任状、旧所有者委任状の4種類が存在する
8	依頼	イライ	—	依頼人が代理人へ代理申請を依頼すること
9	依頼データ	イライデータ	—	OSS 申請共同利用システムへ登録され、OSS へ申請を行う前のデータの総称
10	依頼人	イライニン	—	代理人へ申請を依頼する者
11	依頼人業務 AP	イライニンギョウムエーピー	依頼人業務	OSS 申請共同利用システムの依頼人向け業務アプリケーション(Web画面)
12	依頼人拠点	イライニンキョテン	—	依頼人組織に属する拠点
13	依頼人組織	イライニンソシキ	—	代理人拠点の会員となる組織
14	受付審査	ウケツケシンサ	—	申請された申請情報に対して、審査機関にて不備がないことを確認する審査のこと
15	受付番号リスト	ウケツケバンゴウリスト	—	受付審査にて審査対象となる申請のリスト 運輸支局等にて提出を求められた場合に作成する
16	運輸支局、自動車検査登録事務所	ウンユシキョク、ジドウシャケンサトウロクジムショ	支局等	検査登録を実施する行政機関
17	永久抹消登録	エイキュウマッショウトウロク	永久抹消	自動車をリサイクル事業者に引渡し適正に解体処分した場合に必要となる登録手続
18	OSS インターフェイスシステム	オーエスエスインターフェイスシステム	OSS IFS	一括利用者向けに API を公開するシステム
19	OSS 申請	オーエスエスシンセイ	—	OSS IFS への申請
20	OSS ポータルサイト	オーエスエスポートアルサイト	OSS ポータル	自動車保有关係手続きを行う Web サイト 一括利用者は当該サイトにおいて納付や補正等を行う

1 AINAS 概要編

1.1 システム概要

1.1.3 用語集

項目番号	用語	フリガナ	類義語・同義語・略語	定義
21	管理者	カンリシャ	—	OSS 申請共同利用システムの利用にあたり、組織、ユーザー及び各種利用状況の管理等を行う依頼人組織、代理人組織の代表者 自動車情報利活用促進協会の管理人とは異なる
22	管理人	カンリニン	自動車情報利活用促進協会	OSS 申請共同利用システムの代理人及び依頼人の組織、拠点、ユーザー情報、統計情報、マスター情報の管理を行う者
23	管理人業務 AP	カンリニンギョウムエーピー	管理人業務	OSS 申請共同利用システムの管理人向け業務アプリケーション(Web 画面)
24	記載事項変更	キサイジコウヘンコウ	記載変更	使用者の氏名・使用者の住所を変更した場合に必要となる手続
25	却下	キヤッカ	—	OSS が申請を却下すること
26	拠点管理者	キヨテンカンリシャ	—	OSS 申請共同利用システムの利用にあたり、特定の拠点、ユーザーの管理等を行う依頼人拠点、代理人拠点の管理者
27	記録等事務代行者	キロクトウジムダイコウシャ	—	運輸支局長等により継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務の委託を受けた者及び運輸支局長等により自動車検査証の変更記録に関する事務の委託を受けた者の総称
28	記録等事務代行者委託番号	キロクトウジムダイコウシャイタクバンゴウ	—	運輸支局長等が記録等事務代行者に継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務又は自動車検査証の変更記録に関する事務を委託するときに付与する固有の番号
29	クライアント証明書	クライアントショウメイショ	—	システムを利用するユーザーを識別する身分証明書に相当し、暗号化通信によってデータの偽装を防止する仕組み
30	継続検査	ケイゾクケンサ	—	自動車検査証の有効期間の満了後も自動車を使用する場合に必要となる手続きいわゆる車検のことを指す
31	公的個人電子証明書	コウテキコジンデンシショウメイショ	—	IC カードの証明書
32	公的個人認証 IC カード	コウテキコジンニンショウアイシーカード	—	公的個人電子証明書のカード名
33	再開	サイカイ	—	代理人が中断している申請を再開すること
34	再申請	サイシンセイ	—	代理人が取下又は OSS が却下、無効とした申請のうち、保管場所証明書の再利用、検査登録手数料の無料化、技術情報管理手数料の無料化が可能な申請を、代理人が再び申請すること
35	再利用	サイリョウ	申請データ再利用	代理人が取下又は OSS が却下、無効とした申請の申請内容を再利用し、代理人が再び申請すること
36	差戻	サシモドシ	—	代理人が依頼人に依頼を差し戻すこと
37	システム利用者	システムリョウシャ	—	AINAS を利用する依頼人、代理人、管理人全員のこと

項目番号	用語	フリガナ	類義語・同義語・略語	定義
38	自動車情報利活用促進協会	ジドウシャジョウホウリカツヨウソクシンキョウカイ	利活用協会	OSS 申請共同利用システムの運営主体となる組織
39	自動車保有関係手続のワンストップサービス	ジドウシャホユウカシケイテツヅキノワンストップサービス	OSS	自動車を保有するために必要な手続と税・手数料の納付をオンライン申請で、一括して行うことができるサービスの総称
40	車台番号	シャダイバンゴウ	—	自動車の車台部分に刻印される、その車両固有の番号
41	車両特定番号	シャリョウトクテイバンゴウ	—	車台番号が確定していない場合に車台番号に代わるものとして、自動車販売店から提供される固有の番号
42	修正	シュウセイ	申請データ修正	代理人が中断している申請の申請内容を修正すること
43	商業登記電子証明書	ショウギョウトウキデンシショウメイシヨ	—	ファイル形式の証明書
44	商業登記電子ファイル	ショウギョウトウキデンシファイル	—	商業登記電子証明書のファイル名
45	署名付き電子委任状	ショメイツキデンシイニンジョウ	電子委任状	電子署名が付与された委任状であり、修正不可
46	新規登録検査(新車)	シンシャシンキケンサ(シンシャ)	新車新規	登録検査を受けていない自動車を使用する場合に必要となる新規検査、新規登録を同時に実行する登録手続
47	新規登録検査(中古車)	シンシャシンキケンサ(チュウコシャ)	中古新規	一時抹消登録により、一時的に使用を中止した自動車を再び使用する場合に必要な登録手續
48	申請	シンセイ	—	代理人が OSS へ申請すること
49	申請データ	シンセイデータ	—	OSS 申請共同利用システムへ登録され、OSS へ申請を行った後のデータの総称
50	代理人	ダイリニン	—	代理申請等を行う組織、代理人組織、代理人拠点の総称
51	代理人業務 AP	ダイリニンギョウムエーピー	代理人業務	OSS 申請共同利用システムの代理人向け業務アプリケーション(Web 画面)
52	代理人拠点	ダイリニンキョテン	—	代理人組織に属する拠点であり、一括利用者の単位
53	代理人組織	ダイリニンソシキ	—	代理申請における受任者となる組織
54	担当者(送信可)	タントウシャ(ソウシンカ)	—	各業務アプリケーションの担当者権限 依頼データ初期登録、依頼データ更新等の機能は、担当者の権限を持つユーザーのみ利用可能
55	担当者(送信不可)	タントウシャ(ソウシンフカ)	—	各業務アプリケーションの担当者権限 依頼データ初期登録、依頼データ更新等の機能は、担当者の権限を持つユーザーのみ利用可能 ただし、依頼データ更新機能において、依頼人から代理人への送信、代理人から OSS への送信を行うことはできない
56	中断	チュウダン	申請中断	代理人が申請中断予約を行った申請が、特定のタイミングで中断されること
57	電子署名	デンシショメイ	—	電磁的記録(電子文書)に付与する、電子的な徴証

項目番	用語	フリガナ	類義語・同義語・略語	定義
58	取下	トリサゲ	—	代理人が自ら申請を撤回すること
59	ブラウザー	ブラウザー	—	インターネット上のウェブサイトを閲覧するためのソフトウェアのこと AINAS を利用するためのブラウザーについては、本マニュアルの動作環境を参照
60	閉庁日	ヘイチョウビ	—	運輸支局等が業務を行っていない日(土日祝日、年末年始等)
61	変更一時抹消登録	ヘンコウイチジマッショウトウロク	変更一時	住所等の変更を行う「変更登録」と「一時抹消登録」を同時に実行する登録手続
62	変更登録	ヘンコウトウロク	—	所有者の氏名・所有者の住所・使用的本拠の位置等を変更した場合に必要となる登録手続
63	補正	ホセイ	—	OSS から補正要求された申請を OSS ポータルで補正すること
64	本システム	ホンシステム	—	本マニュアルにおける OSS 申請共同利用システムの呼称
65	無効	ムコウ	—	OSS が申請を無効とすること

1.1.4 ID 及びコード体系

本システムで使用する ID 及びコード体系を以下に示す。

表 1-4 本システムで使用する ID 及びコード体系

項目番	項目	概要	番号体型	任意 必須	一意性 制約	一意性 の範囲	備考
1	車両特定番号	固定コード(英字 1 衝)、メーカーコード(数字 2 衝)、販社コード(英数字 5 衝)、注文番号等(英数字 15 衝以内)の組み合わせ	半角英大文字数字 (記号) 1~23 文字	必須	○	システム 全体	新車新規申請の識別用に一意とする
2	申請 ID	共同利用システムから導入する依頼・申請データの識別管理番号	数値 1~9999999999	必須	○	システム 全体	システムで自動通番
3	代理人組織 ID	代理人組織を一意に識別する番号	数値 1~9999999999	必須	○	システム 全体	システムで自動通番
4	代理人拠点 ID	代理人拠点を一意に識別する番号 WebAPI の依頼データ登録の依頼先 識別用	数値 1~9999999999	必須	○	システム 全体	システムで自動通番
5	代理人拠点コード	代理人の統計帳票の出力項目	半角英数字 1~6 文字	任意	×	—	代理人管理者によって設定されるコ ード
6	依頼人組織 ID	依頼人組織を一意に識別する番号 WebAPI の依頼データ登録の依頼元 識別用	数値 1~9999999999	必須	○	システム 全体	システムで自動通番
7	依頼人拠点コード	依頼人拠点を一意に識別する番号 WebAPI の依頼データ登録の依頼元 識別用	半角英数字 1~7 文字	必須	○	依頼人 組織内	依頼人管理者が指定 必ず 1 つ以上作成する
8	会員コード	代理人の統計帳票の出力項目 WebAPI の申請状況照会等で返却	半角英数字 1~7 文字	必須	×	—	代理人管理者によって設定されるコ ード 配布先等識別番号に自動設定(画面で は非表示、バッチで紐付)
9	グループ名	代理人の統計帳票の出力項目	全角 1~10 文字	任意	×	—	依頼人組織のグループ(系列)を設定 する 代理人管理者によって設定される任 意入力項目
10	一括利用者 ID	OSS で一括申請を行うために必要と なる ID	半角英大文字数字 8 文字	必須	○	システム 全体	OSS ポータルサイトより発行 代理人管理者によって設定される ID

1 AINAS 概要編

1.1 システム概要

1.1.4 ID 及びコード体系

項目番	項目	概要	番号体型	任意 必須	一意性 制約	一意性 の範囲	備考
11	納付利用者 ID	OSS ポータルサイトで納付を行うために必要となる ID	半角英大文字数字 8 文字	必須	○	システム 全体	OSS ポータルサイトより発行 代理人管理者によって設定される ID

1.1.5 文字種定義

本システムでの各入力項目には、入力可能な文字種が指定されている。本マニュアルでは各機能の入力項目の説明に文字種名を用いる。

本システムで入力する文字種名と入力可能文字の定義を以下に示す。

表 1-5 文字種名と入力可能文字

項番	文字種名	半角英大文字	半角英小文字	半角数字	半角記号	全角文字	補助漢字	漢字高水準	全角カナ	全角空白	半角空白	改行	備考
1	半角数字			○									
2	全角					○							
3	全角(高水準)					○		○					
4	全角(半角スペース)					○					○		
5	全角カナ								○	○			
6	半角英数字	○	○	○									
7	半角英大文字数字	○		○									
8	半角英大文字数字 (ハイフン)	○		○	※1								※1については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 11 を参照
9	半角英大文字数字(記号)	○		○	○								
10	半角英大文字数字 (記号)(半角スペース)	○		○	○						○		
11	半角英数字(記号)	○	○	○	○								
12	全角半角混在 (半角スペース)	○	○	○	○	○					○		
13	全角半角混在 (記号なし)(半角スペース)	○	○	○		○					○		
14	電子メールアドレス	○	○	○	※2								RFC2822(3.4.1. Addr-spec specification) の範囲で使用可能な文字であること ※2については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 12 を参照
15	半角英数字(一部記号)	○	○	○	※3								※3については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 13 を参照
16	ユーザーパスワード	○	○	○	※4								※4については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 14 を参照

項目番号	文字種名	半角英大文字	半角英小文字	半角数字	半角記号	全角文字	補助漢字	漢字高水準	全角カナ	全角空白	半角空白	改行	備考
17	時間			○	※5								フォーマット： HH:MM(固定) 範囲：00:00～23:59 ※5については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 15 を参照
18	電話番号			○	※1								フォーマット： 9[最大 6 枠]-9[最大 4 枠]-9[最大 4 枠] ※1については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 11 を参照
19	郵便番号			○	※1								フォーマット：999-9999(固定) ※1については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 11 を参照
20	番地例外コード	○		○	※6								※6については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 16 を参照
21	自動車登録番号(分類)	※7		○									先頭 8、9、0 不可 ※7については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 17 を参照
22	自動車登録番号(分類)(特種含む)	※7		○									先頭 9、0 不可 ※7については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 17 を参照
23	自動車登録番号(分類)(特種大特含む)	※7		○									※7については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 17 を参照
24	自動車登録番号(分類)(3 枠固定)	※7		○									先頭 8、9、0 不可 ※7については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 17 を参照
25	自動車登録番号(仮名)					※8							※8については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 18 を参照
26	自動車登録番号(仮名)(自家用のみ)					※9							※9については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 19 を参照
27	自動車登録番号(仮名)(駐留軍人用含む)					※10							※10については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 20 を参照
28	自動車登録番号(番号)			○									先頭 0 不可
29	全角半角混在(改行)	○	○	○	○	○				○	○		

項目番号	文字種名	半角英大文字	半角英小文字	半角数字	半角記号	全角文字	補助漢字	漢字高水準	全角カナ	全角空白	半角空白	改行	備考
30	URL	○	○	○	※11								※11については、URLとして妥当であること

表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)

項目番号	型	内包される文字	備考
1	半角英大文字	A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z	
2	半角英小文字	a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z	
3	半角数字	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	
4	半角記号	! " # \$ % & ' () * + , - . / : ; < = > ? @ [¥] ^ _ ` { } ~	
5	全角文字	X0208-1997	
6	全角カナ	ア アイ イウ ウエ エオ オカ ガキ ギク グケ ゲコ ゴサ ザシ ジスズ ゼゼ ソゾ タダ チヂツ ツヅテ デトド ナニヌ ネノハバ パヒビ ピフブ プヘベペ ホボ ポマミムメモヤヤユユヨヨラリルレロワヲンヴヴヲー	
7	漢字高水準	全角文字(X0213-2004)から非漢字、全角文字(X0208-1997)を除いたもの	サロゲートペア文字はシステム対象外
8	全角空白	0x3000(全角スペース)	
9	半角空白	0x20(半角スペース)	
10	改行	改行文字	
11	※1	-	
12	※2	! # \$ % & ' * + - / = ? ^ _ ` { } ~ . @	
13	※3	! # \$ % () * + , - . / : ; = ? @ [¥] ^ _ ` { } ~	
14	※4	! % , = - @ ; : . / + * ? _	
15	※5	:	
16	※6	- . ¥	
17	※7	A B C D E F G H J K L M N P Q R S T U V W X Y	
18	※8	あい うえを かきくけ こさすせ そたちつて となに ぬねの はひ ふほまみむめ もやゆらりる れろわ	
19	※9	さすせ そたちつて となに ぬねのは ひふほまみむめ もやゆらりる ろ	
20	※10	あい うえを かきくけ こさすせ そたちつて となに ぬねの はひ ふほまみむめ もやゆらりる れろわよ E H K M T Y	

1.2 申請関連

1.2.1 申請条件

OSS 申請の対象となる条件を巻末の別添資料「OSS 申請対象」に示す。(本システムの利用者は、別添資料の一括申請欄を参照すること)
また、別添資料以外の条件を以下に示す。

表 1-7 申請不可条件表

【凡例】×：申請不可、△：一部申請可、－：対象外

項目番号	概要	詳細	新車新規	中古新規	移転登録	変更登録	記載変更	一時抹消	永久抹消	移転一時	移転永久	変更一時	継続検査
1	新車新規・中古新規における OSS 対象外申請	以下のすべての条件を満たす場合、OSS 申請の対象外となる。 ・自動車の用途が自家用 ・使用者住所と使用の本拠の位置が異なる ・使用の本拠の位置が自動車保管場所証明申請が不要な地域	×	×	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	移転登録・変更登録における OSS 対象外申請	以下のすべての条件を満たす場合、OSS 申請の対象外となる。 ・現車の用途又は変更後の自動車の用途が自家用 ・使用者住所と使用の本拠の位置が異なる ・使用の本拠の位置に変更がある ・使用の本拠の位置が自動車保管場所証明申請が不要な地域	－	－	×	×	－	－	－	－	－	－	－
3	永久抹消における還付ありの車両の申請	本システムでは永久抹消において「還付あり」の車両での申請は不可。 本システムの画面で還付有無の設定は不可であり、「還付なし」を自動設定する仕様であるため、還付あり車両であっても「還付なし」の車両として申請される。	－	－	－	－	－	－	×	－	－	－	－
4	公用車の申請	公用車に対応している都道府県の管轄車両に係る申請のみ利用可能である。 現在の対象地域及び手続はポータルサイトを参照。	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

1.2.2 OSS 申請で使用する申請項目

OSS 申請を行う場合、紙で申請する際に必要な申請項目の他に、OSS 申請独自の項目が必要である。

本システムから OSS 申請を行う場合に使用する申請項目の説明及び申請対象である手続種別を以下に示す。

表 1-8 申請項目の説明及び申請対象である手続種別

項目番	分類	項目名	新車 新規	中古 新規	移転 登録	変更 登録	記載 変更	一時 抹消	永久 抹消	移転 一時	移転 永久	変更 一時	継続 検査	説明
1		車両特定番号	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	OSSにおいて、申請する各案件に採番される番号各案件を管理・識別する固有のキー情報として使用する
2		自動車登録番号	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自動車検査証等に記載されているナンバープレート番号
3		車台番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自動車の車台部分に刻印される、その車両固有の番号
4		職権打刻フラグ	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	車台番号が職権打刻によるものであるかの識別
5		依頼人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	申請を依頼した依頼人
6		代理人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	OSS申請を行う代理人
7		申請先	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	申請先の運輸支局等 ※本項目は代理人のみ入力可
8		キャッシュレス利用	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	キャッシュレスの利用有無
9		検査手数料無料化番号	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	検査登録手数料等の無料化に使用する申請の受付番号
10	旧車検証からの変更内容	所有者(人格)	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	所有者(人格)の変更有無
11	旧車検証からの変更内容	所有者氏名又は名称	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	所有者氏名又は名称の変更有無
12	旧車検証からの変更内容	所有者住所	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	所有者住所の変更有無
13	旧車検証からの変更内容	使用者氏名又は名称	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	使用者氏名又は名称の変更有無
14	旧車検証からの変更内容	使用者住所	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	使用者住所の変更有無
15	旧車検証からの変更内容	使用の本拠の位置	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	-	使用の本拠の位置の変更有無
16	旧所有者	名義	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	個人、法人の識別
17	旧所有者	氏名又は名称(カナ)	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	旧所有者の氏名又は名称のカナ
18	旧所有者	氏名又は名称(漢字)	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	旧所有者の氏名又は名称
19	旧所有者	代表者名(カナ)	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	旧所有者の名義が「法人」の場合の代表者名のカナ
20	旧所有者	代表者名(漢字)	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	旧所有者の名義が「法人」の場合の代表者名

項目番	分類	項目名	新車 新規	中古 新規	移転 登録	変更 登録	記載 変更	一時 抹消	永久 抹消	移転 一時	移転 永久	変更 一時	継続 検査	説明
21	旧所有者	郵便番号	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—	—	旧所有者の郵便番号
22	旧所有者	電話番号	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—	—	旧所有者の電話番号
23	旧所有者	生年月日	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—	—	旧所有者の生年月日
24	旧所有者	住所 1	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—	—	旧所有者の住所(都道府県～小字) 本項目に(都道府県～丁目以降)を設定し、住所 2 を未設定とすることも可能
25	旧所有者	住所 2	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—	—	旧所有者の住所(丁目以降)
26	旧所有者	住所(建物名等)	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—	—	旧所有者のビル名、アパート・マンション名及び 棟室番号
27	旧所有者	氏名や住所の繋がりが証明できる書面	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—	—	旧所有者の氏名や住所の繋がりが証明できる書 面の添付有無
28	所有者	名義	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	個人、法人の識別
29	所有者	所有者コード	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	所有者を表すコード
30	所有者	氏名又は名称(カナ)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	所有者の氏名又は名称のカナ
31	所有者	氏名又は名称(漢字)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	所有者の氏名又は名称
32	所有者	氏名又は名称(高水準)	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	—	高水準文字を使用した所有者の氏名又は名称
33	所有者	代表者名(カナ)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	所有者の名義が「法人」の場合の代表者名のカナ
34	所有者	代表者名(漢字)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	所有者の名義が「法人」の場合の代表者名
35	所有者	郵便番号	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	所有者の郵便番号
36	所有者	電話番号	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	所有者の電話番号
37	所有者	生年月日	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	所有者の生年月日
38	所有者	住所 1	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	所有者の住所(都道府県～小字) 本項目に(都道府 県～丁目以降)を設定し、住所 2 を未設定と することも可能
39	所有者	住所 2	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	所有者の住所(丁目以降)
40	所有者	住所(建物名等)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	所有者のビル名、アパート・マンション名及び 棟室番号
41	所有者	住所コード	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	所有者の住所コード 小字なし(9桁)の場合は、下3桁に000を付加 し、12桁とする 123456789 → 123456789000

項目番号	分類	項目名	新車 新規	中古 新規	移転 登録	変更 登録	記載 変更	一時 抹消	永久 抹消	移転 一時	移転 永久	変更 一時	継続 検査	説明
42	所有者	丁目	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	所有者の住所コード(丁目)
43	所有者	番地・例外コード	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	所有者の住所コード(番地・例外コード)
44	所有者	氏名や住所の繋がりが証明できる書面	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	所有者の氏名や住所の繋がりが証明できる書面の添付有無
45	使用者	所有者と使用者	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	所有者と使用者が同じであるかの識別
46	使用者	名義	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	個人、法人の識別
47	使用者	氏名又は名称(カナ)	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	使用者の氏名又は名称のカナ
48	使用者	氏名又は名称(漢字)	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	使用者の氏名又は名称
49	使用者	氏名又は名称(高水準)	○	○	○	○	○	—	—	○	—	○	—	高水準文字を使用した使用者の氏名又は名称
50	使用者	代表者名(カナ)	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	使用者の名義が「法人」の場合の代表者名のカナ
51	使用者	代表者名(漢字)	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	使用者の名義が「法人」の場合の代表者名
52	使用者	郵便番号	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	使用者の郵便番号
53	使用者	電話番号	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	使用者の電話番号
54	使用者	生年月日	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	使用者の生年月日
55	使用者	住所 1	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	使用者の住所(都道府県～小字) 本項目に(都道府県～丁目以降)を設定し、住所 2 を未設定とすることも可能
56	使用者	住所 2	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	使用者の住所(丁目以降)
57	使用者	住所(建物名等)	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	使用者のビル名、アパート・マンション名及び棟室番号
58	使用者	住所コード	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	使用者の住所コード 小字なし(9桁)の場合は、下3桁に000を付加し、12桁とする 123456789 → 123456789000
59	使用者	丁目	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	使用者の住所コード(丁目)
60	使用者	番地・例外コード	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	使用者の住所コード(番地・例外コード)
61	自動車及び諸条件	型式指定番号	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	型式指定番号
62	自動車及び諸条件	類別区分番号	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	類別区分番号
63	自動車及び諸条件	車名	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	自動車のメーカー名
64	自動車及び諸条件	色	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自動車の車体の塗色

項目番	分類	項目名	新車 新規	中古 新規	移転 登録	変更 登録	記載 変更	一時 抹消	永久 抹消	移転 一時	移転 永久	変更 一時	継続 検査	説明
65	自動車及び諸条件	色の変更	—	—	○	○	—	—	—	○	○	○	—	変更後の自動車の車体の塗色
66	自動車及び諸条件	長さ	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	車長
67	自動車及び諸条件	幅	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	車幅
68	自動車及び諸条件	高さ	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	車高
69	自動車及び諸条件	型式 1	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	自動車の型式
70	自動車及び諸条件	型式 2	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	自動車の型式の種類
71	自動車及び諸条件	種別	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自動車の分類の種別(普通、小型など)
72	自動車及び諸条件	自動車登録番号標交付理由	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	自動車登録番号標交付の理由
73	自動車及び諸条件	希望自動車登録番号	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	希望ナンバープレート番号
74	自動車及び諸条件	用途	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自動車の用途の種別(自家用、事業用など)
75	自動車及び諸条件	用途の変更	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	変更後の自動車の用途の種別
76	自動車及び諸条件	標板 1	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	自動車の標板の種別(字光式など)
77	自動車及び諸条件	車検証有効期間	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	自動車検査証の有効期間の種別
78	自動車及び諸条件	貸渡方式	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	貸渡の方式がワンウェイ方式であるかの識別
79	自動車及び諸条件	登録識別情報	—	—	○	○	—	○	○	○	○	○	—	登録識別情報
80	自動車及び諸条件	登録識別情報通知希望	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	登録識別情報通知の希望の有無
81	自動車及び諸条件	登録の原因	○	○	○	—	—	○	—	○	○	○	—	自動車を登録することとなった理由 ※移転一時は移転登録と一時抹消の「登録の原因」が存在する
82	自動車及び諸条件	登録の原因(その他)	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	登録の原因が「その他」の場合の説明
83	自動車及び諸条件	原因の日付	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	—	自動車を登録することとなった日付 ※移転一時は移転登録と一時抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「原因の日付」が存在する
84	自動車及び諸条件	移動報告番号	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	移動報告番号
85	自動車及び諸条件	解体報告記録日	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	解体報告記録がなされた日付
86	自動車及び諸条件	土砂等運搬大型自動車使用届出書	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	土砂等運搬大型自動車使用届出書の添付有無

項目番号	分類	項目名	新車 新規	中古 新規	移転 登録	変更 登録	記載 変更	一時 抹消	永久 抹消	移転 一時	移転 永久	変更 一時	継続 検査	説明
87	自動車及び諸条件	車検証有効期間短縮可否	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	自動車検査証の有効期間短縮の可否についての意思確認項目 次回の自動車検査証の有効期間が短縮されても構わない場合に設定する ※本項目はメモ用の項目であるため、OSS へは申請されない
88	自動車及び諸条件	放置違反金納付確認	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	放置違反金等の納付状況についての意思確認項目 申請する車両に関する放置違反金等の領収証が手元にある場合に設定する ※本項目はメモ用の項目であるため、OSS へは申請されない
89	使用の本拠の位置	使用本拠と使用者住所	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	自動車の使用の本拠が使用者の住所と同じであるかの識別
90	使用の本拠の位置	住所 1	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	使用の本拠の住所(都道府県～小字) 本項目に(都道府県～丁目以降)を設定し、住所 2 を未設定とすることも可能
91	使用の本拠の位置	住所 2	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	使用の本拠の住所(丁目以降)
92	使用の本拠の位置	住所コード	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	自動車の使用の本拠の住所コード 小字なし(9桁)の場合は、下3桁に000を付加し、12桁とする 123456789 → 123456789000
93	使用の本拠の位置	丁目	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	自動車の使用の本拠の住所コード(丁目)
94	使用の本拠の位置	番地・例外コード	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	自動車の使用の本拠の住所コード(番地・例外コード)
95	使用の本拠の位置	使用の本拠の位置を証するに足りる書面	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	使用の本拠の位置を証するに足りる書面の添付有無
96	保管場所	保管場所申請要否	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	自動車保管場所証明申請が不要な地域であるかの識別
97	保管場所	保管場所と使用本拠	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	保管場所と使用の本拠の位置が同じであるかの識別
98	保管場所	住所(都道府県)	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	自動車の保管場所のある都道府県名

項目番	分類	項目名	新車 新規	中古 新規	移転 登録	変更 登録	記載 変更	一時 抹消	永久 抹消	移転 一時	移転 永久	変更 一時	継続 検査	説明
99	保管場所	住所(都道府県以外)	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	自動車の保管場所の都道府県名を除く住所
100	保管場所	保管場所の所有者	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	保管場所の土地等の所有者
101	保管場所	保管場所区分	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	前車の保管場所証明書(車庫証明)の交付有無
102	保管場所	前車の自動車登録番号	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	前車のナンバープレート番号
103	保管場所	保管場所標章番号	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	保管場所標章番号
104	保管場所	保管場所標章受取区分	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	保管場所標章の交付を受ける者及び場所の区分
105	保管場所	所在図	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	所在図
106	保管場所	配置図	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	配置図
107	保管場所	使用本拠書面	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	使用本拠書面
108	保管場所	使用権原疎明書面 1	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	使用権原疎明書面 1
109	保管場所	使用権原疎明書面 2	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	使用権原疎明書面 2
110	保管場所	使用権原疎明書面 3	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	使用権原疎明書面 3
111	自動車税	申告区分	—	—	○	○	—	—	—	○	○	○	—	申告の区分 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「申告区分」が存在する
112	自動車税	取得原因	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	自動車の取得原因 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「取得原因」が存在する
113	自動車税	取得原因(その他)	—	—	—	—	○	—	—	○	○	○	—	自動車の取得原因が「その他」の場合の説明 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「取得原因(その他)」が存在する
114	自動車税	種別割課税区分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	種別割の課税区分 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「種別割課税区分」が存在する
115	自動車税	種別割課税区分(その他)	—	—	○	○	○	—	—	○	○	○	—	種別割の課税区分が「その他」の場合の説明 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「種別割課税区分(その他)」が存在する

項目番	分類	項目名	新車 新規	中古 新規	移転 登録	変更 登録	記載 変更	一時 抹消	永久 抹消	移転 一時	移転 永久	変更 一時	継続 検査	説明
116	自動車税	環境性能割課税区分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	環境性能割の課税区分 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「環境性能割課税区分」が存在する
117	自動車税	環境性能割課税区分(その他)	—	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	環境性能割の課税区分が「その他」の場合の説明 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「環境性能割課税区分(その他)」が存在する
118	自動車税	自動車の用途	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	自動車の用途
119	自動車税	自動車の用途(その他)	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	—	自動車の用途が「バス(その他)」の場合の説明
120	自動車税	取得前の用途	—	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	取得前の用途
121	自動車税	取得前の用途(その他)	—	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	取得前の用途が「その他」の場合の説明
122	自動車税	取得前の用途(年数)	—	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	初度登録年月(初度検査年)からの経過年数
123	自動車税	所有形態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	自動車の所有形態種別 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「所有形態」が存在する
124	自動車税	所有形態(その他)	—	—	○	○	○	○	—	—	○	—	—	自動車の所有形態種別が「その他」の場合の説明 ※移転永久は移転登録と永久抹消の「所有形態(その他)」が存在する
125	自動車税	納稅義務者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	納稅義務者の種別
126	自動車税	車両本体価額	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—	付加物を除いた車両本体のみの価格
127	自動車税	付加物価額	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—	付加物の総額
128	自動車税	付加物の内訳(品名)	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—	付加物の具体的な名称と金額
129	自動車税	環境性能割税率区分	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—	環境性能割の税率区分
130	自動車税	燃費	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—	燃費
131	自動車税	変速装置	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—	変速装置の種別
132	自動車税	構造	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—	車両の構造種別
133	自動車税	課税標準額	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—	課税標準額
134	自動車税	税率	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—	環境性能割の税率
135	自動車税	環境性能割納付額	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—	環境性能割の納付額

項目番	分類	項目名	新車 新規	中古 新規	移転 登録	変更 登録	記載 変更	一時 抹消	永久 抹消	移転 一時	移転 永久	変更 一時	継続 検査	説明
136	自動車税	県税備考	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	自動車税の申告に関する備考 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「県税備考」が存在する
137	自動車税	別送書類コード	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	申告・納付において、別途、送付(提出)が必要な書類に付与されたコード ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「別送書類コード」が存在する
138	自動車税	古物商許可番号	—	—	○	—	—	—	—	○	○	○	—	古物商許可番号 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「古物商許可番号」が存在する
139	自動車税	古物商許可証等 1	—	—	○	—	—	—	—	○	○	○	—	古物商許可証等 1
140	自動車税	古物商許可証等 2	—	—	○	—	—	—	—	○	○	○	—	古物商許可証等 2
141	自動車税	古物商許可証等 3	—	—	○	—	—	—	—	○	○	○	—	古物商許可証等 3
142	自動車税	古物商許可証等 4	—	—	○	—	—	—	—	○	○	○	—	古物商許可証等 4
143		申請予定日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	依頼人の申請希望日
144		登録審査依頼日	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	運輸支局等での登録審査を希望する日
145		譲渡証種別	—	○	○	—	—	—	—	○	○	—	—	申請に使用する譲渡証の種別(紙、電子など)
146		申述欄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	委任状の割愛に伴う代理権の申述 ※本項目は代理人のみ入力可
147		電子車検証更新区分	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	○	電子車検証を更新する者の区分
148		記録等事務代行者委託番号(申請個別指定)	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	○	申請個別で記録等事務代行者を指定する場合の記録等事務代行者委託番号
149		オプションコード	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	○	ダイレクト納付における納付対象検索用の識別コード
150		独自項目 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	任意に入力可能な項目 1
151		独自項目 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	任意に入力可能な項目 2
152		独自項目 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	任意に入力可能な項目 3
153		独自項目 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	任意に入力可能な項目 4
154		独自項目 5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	任意に入力可能な項目 5

項目番	分類	項目名	新車 新規	中古 新規	移転 登録	変更 登録	記載 変更	一時 抹消	永久 抹消	移転 一時	移転 永久	変更 一時	継続 検査	説明
155		メモ	○	○	○	○	—	○	—	○	○	○	○	任意に入力可能な項目

1.2.3 AINAS で使用する申請の状況に関するステータス

AINAS では申請の状況に関するステータスに応じて、画面操作やシステム外作業(納付等)が必要となる。

AINAS で使用する申請の状況に関するステータスを以下に示す。

表 1-9 AINAS で使用する申請の状況に関するステータス

項目番	ステータス名	説明
1	申請ステータス	AINAS が中断、再開等 AINAS からの操作や OSS ステータスを基に独自に設定するステータス 各ステータスの詳細な説明については、別紙「ステータス一覧表」を参照
2	OSS ステータス	申請状況ステータスを集約した申請データ検索画面用のステータス 各ステータスの詳細な説明については、別紙「ステータス一覧表」を参照
3	申請状況ステータス	OSS から取得する申請状況に応じた詳細なステータス 各ステータスの詳細な説明については、別紙「ステータス一覧表」を参照
4	中断予約	申請中断予約の状態に関するステータス 各ステータスの詳細な説明については、中断予約ステータス一覧を参照

表 1-10 中断予約ステータス一覧

中断予約の種類	説明
予約中	代理人が申請中断予約画面より申請中断予約を実施済みであるが、バッチ処理が OSS へ申請中断予約の情報を送信していない状態 次回バッチ処理実行時、「中断予約」は『予約済』に遷移する
予約済	代理人が申請中断予約画面より申請中断予約を実施済みであり且つバッチ処理が OSS へ申請中断予約の情報を送信済みの状態 中断可能な申請状況ステータスに遷移した際、申請が中断される
不可	現在の申請状況ステータス以降に中断可能な申請状況ステータスが存在しない状態 代理人は申請中断予約の実施が不可となる

1.2.4 AINAS における申請データの保有期間

AINAS では、申請状況ステータスに応じて、自動で申請データの削除を行っている。

申請状況ステータスごとの削除対象、削除起算日、削除起算日からの保有期間にについては、別紙「申請データの保有期間」を参照。

1.2.5 AINAS で使用するファイルに関する制約

(1) 添付書類ファイルに関する制約

本システムで「所在図」、「配置図」等の添付書類ファイルをアップロードし、申請を行う場合の制約を以下に示す。

- ・添付書類ファイルは JPEG 形式とすること
- ・拡張子は「.jpg」とすること
- ・サイズは 1 枚につき 300KB までとすること
- ・全ての添付書類ファイルの合計サイズは 950KB 以内を推奨とする

(2) 電子委任状に関する制約

本システムで電子委任状をアップロードし、申請を行う場合の制約を以下に示す。

- ・作成した電子委任状は、編集せずにそのままアップロードすること
- ・ファイル名は、OSS へ申請時、本システムで自動修正するため、制限はない
- ・サイズは 1 ファイルにつき 300KB までとすること
- ・電子委任状は PKCS#7 Signed-Data タイプ(PKCS#7 のフォーマットは RFC2315 に準拠)とすること

電子委任状は以下のウェブページで作成することが可能。

- ・<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/> （自動車保有関係手続のワンストップサービス）

(3) 紙委任状で申請する場合の制約

紙委任状で申請する場合、本システムから OSS へ委任状データを送信する必要があり、当該データは AINAS が自動で作成する。その際、委任状の有効期限は申請日から 90 日として自動設定される。

(4) 電子証明書に関する制約

本システムで使用可能な電子証明書を以下に示す。

なお、電子証明書の拡張子は「.p12」とすること

表 1-11 本システムで使用可能な電子証明書

項番	電子証明書の種類	電子委任状			代理人 証明書
		委任者 情報 (依頼人)	受任者 情報 (代理人)	預入電子 証明書 (依頼人)	
1	公的個人認証サービスの電子証明書	可	不可	不可	不可
2	商業登記に基づく電子認証制度における電子証明書 ※1	可	可	可	可
3	行政書士電子証明書(セコムトラストシステムズ株式会社のセコムパスポート for G-ID) ※2	不可	可	不可	可
4	政府認証基盤において発行された官職証明書 ※3	可	不可	不可	不可
5	地方公共団体組織認証基盤において発行された職責証明書 ※4	可	不可	不可	不可

※1 「支配人」、「商号使用者」及び「外国会社の日本における代表者」の資格がある電子証明書は使用できない。

※2 使用できるのは代理人のみであり、所有者、使用者及び旧所有者には使用できない。

※3 代理人に委任する場合に限り、所有者、使用者及び旧所有者のみに使用できる。

発行対象が「各府省」の電子証明書のみ使用でき、発行対象が「独立行政法人」、「特殊法人」、「指定法人」、「認可法人」の電子証明書は使用できない。但し、発行対象が検査登録手数料無料となる「独立行政法人」の電子証明書の場合、継続検査に限り使用できる。

公用車に対応している都道府県の管轄車両に係る申請のみ利用可能である。現在の対象地域は OSS ポータルサイトを参照。

※4 代理人に委任する場合に限り、所有者、使用者及び旧所有者のみに使用できる。

発行対象が「都道府県」、「市町村」、「特別区」、「財産区」、「合併特例区」の電子証明書のみ使用でき、発行対象が「一部事務組合及び広域連合」の電子証明書は使用できない。

公用車に対応している都道府県の管轄車両に係る申請のみ利用可能である。現在の対象地域は OSS ポータルサイトを参照。

1.3 組織関連

1.3.1 AINAS を利用する組織情報

(1) 組織階層

本システムを利用する組織階層について以下に示す。本システムにおける組織階層は代理人、依頼人ともに2階層となる。代理人組織として参画する組織は、取得した商業登記電子証明書又は行政書士電子証明書の提供が必須となる。

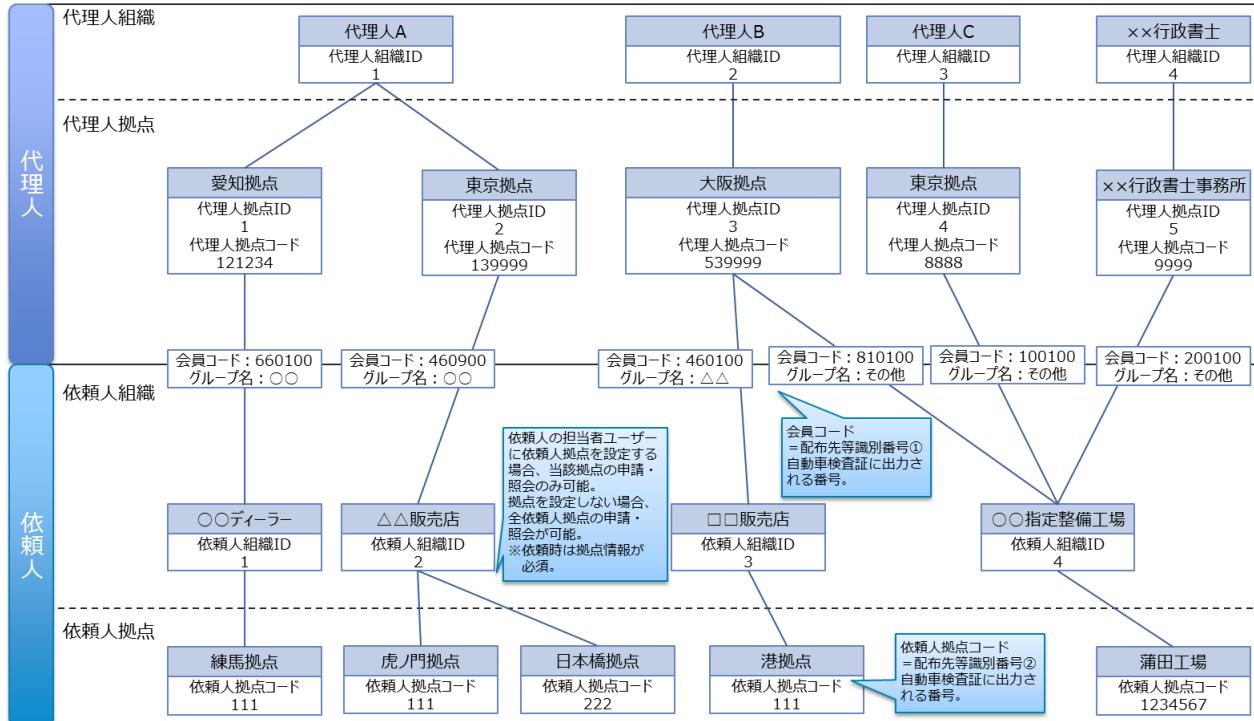


図 1-2 組織階層

・配布先等識別番号について

配布先等識別番号は、自動車検査証に出力される番号であり、自動車検査証の出力順をソートするための番号である。

自動車検査証の出力順の詳細については、別紙「自動車検査証の出力順」を参照。

配布先等識別番号の付与規則を以下に示す。

配布先等識別番号 = 「会員コード」 + 「-」 + 「依頼人拠点コード」

会員関係を設定している場合、必ず「会員コード」が印字される。「依頼人拠点コード」の印字有無は代理人業務より設定が可能。

例) 上の図の代理人 B の管理者が□□販売店の会員コードを「460100」と設定

□□販売店の管理者が港拠点の依頼人拠点コードを「111」と設定

⇒「依頼人拠点コード」が印字有の場合：「460100-111」が印字される

「依頼人拠点コード」が印字無の場合：「460100」が印字される

1.4 基本操作

1.4.1 画面レイアウト

メニューbaruに表示されている機能を選択することで、各機能画面へ遷移する。

また、メニューbaruに表示される機能は、メニューbaru右部の手続種別等を選択することで、切り替えが可能である。選択した手続種別等は、各機能画面に遷移した場合も保持される。

画面レイアウトを以下に示す。

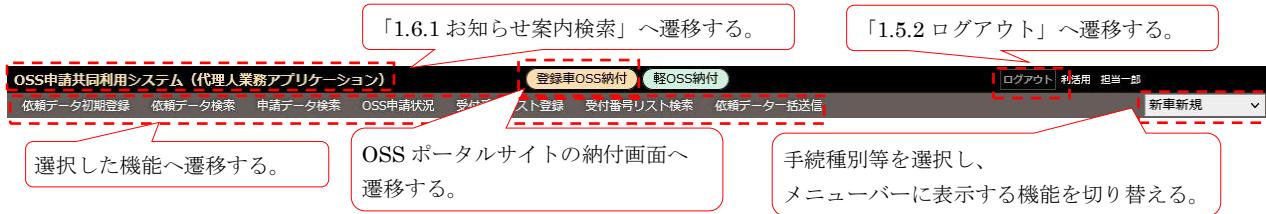


図 1-3 画面レイアウト

1.4.2 画面操作

(1) 入力必須項目

背景が黄色の項目は必須入力項目であり、必ず入力する必要がある。

背景が白色の項目は任意入力項目のため、入力の有無は問わない。なお、条件付き必須項目は任意入力項目として表示される。

必須入力項目の例を以下に示す。



図 1-4 必須入力項目

(2) テキストボックス入力

各項目に応じた内容を入力する。なお、入力した文字列の前後に全角スペース及び半角スペースが存在する場合は、自動で削除される。

テキストボックス入力の例を以下に示す。



図 1-5 テキストボックス入力

(3) プルダウン入力

プルダウンを選択し、表示されたメニューの中から値を選択する。

プルダウン入力の例を以下に示す。



図 1-6 プルダウン入力

また、2つのプルダウンが連動し、1つ目のプルダウンで選択した値に応じて、2つ目のプルダウンで選択できる値が変化する特殊なプルダウン入力も存在する。

特殊なプルダウン入力の例を以下に示す。

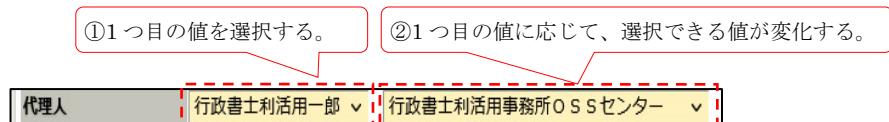


図 1-7 特殊なプルダウン入力

(4) チェックボックス入力

検索等で項目に該当する場合、チェックをする。複数項目の選択が可能。

チェックボックス入力の例を以下に示す。



図 1-8 チェックボックス入力

(5) スピンボタン入力

右端の[▲]又は[▼]を選択すると、入力値が1ずつ増減する。テキストボックスと同様に入力することも可能。

スピンボタン入力の例を以下に示す。

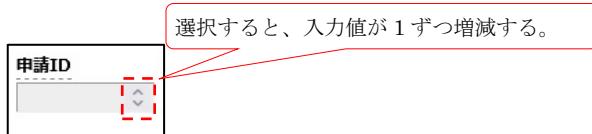


図 1-9 スピンボタン入力

(6) ボタン

(A) 検索ボタン

画面に入力された検索条件で検索を行う。

検索ボタンを以下に示す。

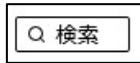


図 1-10 検索ボタン

(B) 確定ボタン

画面で入力した項目を確定する。

確定ボタンを以下に示す。

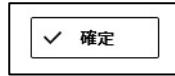


図 1-11 確定ボタン

(C) 戻るボタン

ひとつ前の画面に戻る。

戻るボタンを以下に示す。



図 1-12 戻るボタン

(D) リセットボタン

画面の入力項目が初期状態に戻る。

リセットボタンを以下に示す。

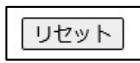


図 1-13 リセットボタン

(7) 日付入力(直接入力)

テキストボックスに年月日を直接入力する。右端のカレンダーマークを選択すると、日付入力(補助入力)が表示される。

日付入力(直接入力)の入力形式を以下に示す。

表 1-12 日付入力(直接入力)の入力形式

	入力形式	例
(a)	半角数字+半角スラッシュ	2017/4/3 (2017/04/03)
(b)	半角数字のみ	20170403

日付入力(直接入力)の例を以下に示す。



図 1-14 日付入力(直接入力)

(8) 日付入力(補助入力)

年、月、日を一覧からそれぞれ選択する。

日付入力(補助入力)の例を以下に示す。



図 1-15 日付入力(補助入力)

(9) ファイルアップロード(ファイル設定)

ファイルのアップロード時は、「参照」ボタンを押下し、アップロードするファイルを選択する。

ファイルを選択後は、ファイルアップロード(ファイル設定済)の表示となり、画面上の確定ボタンを選択することで、アップロードが完了する。

ファイルアップロード(ファイル未設定)の例を以下に示す。

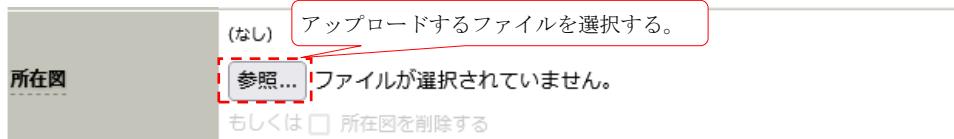


図 1-16 ファイルアップロード(ファイル未設定)

ファイルアップロード(ファイル設定済)の例を以下に示す。

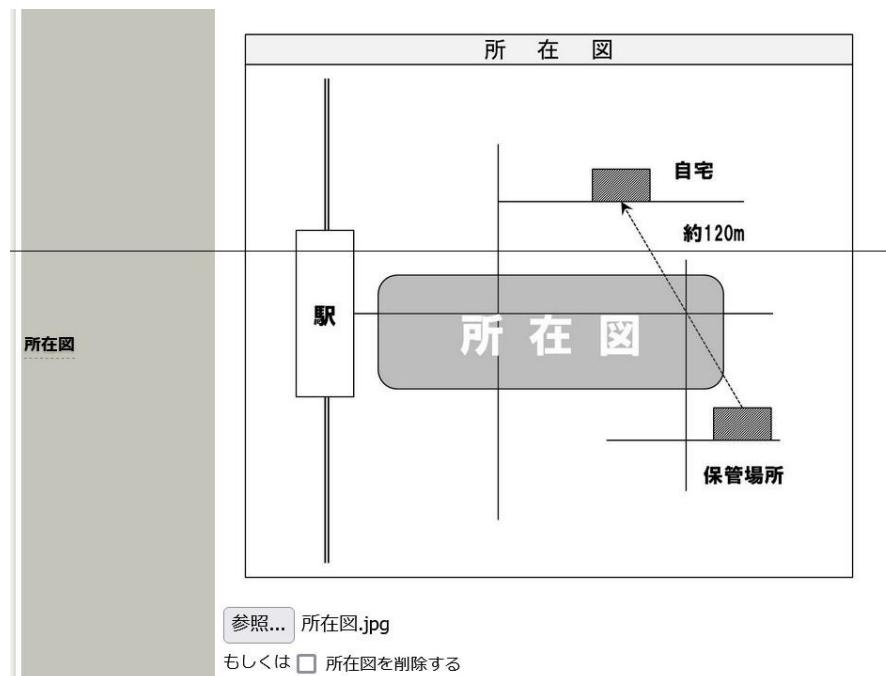


図 1-17 ファイルアップロード(ファイル設定済)

(10) ファイルアップロード(ファイル変更、削除)

設定済のファイルから別のファイルへ変更する場合、「参照」ボタンを押下し、新たにアップロードするファイルを選択する。画面上の確定ボタンを選択することで、変更が完了する。

また、設定済のファイルを削除する場合、削除用のチェックボックスをチェックし、画面上の確定ボタンを選択することで、削除が完了する。

ファイルアップロード(ファイル変更、削除)の例を以下に示す。

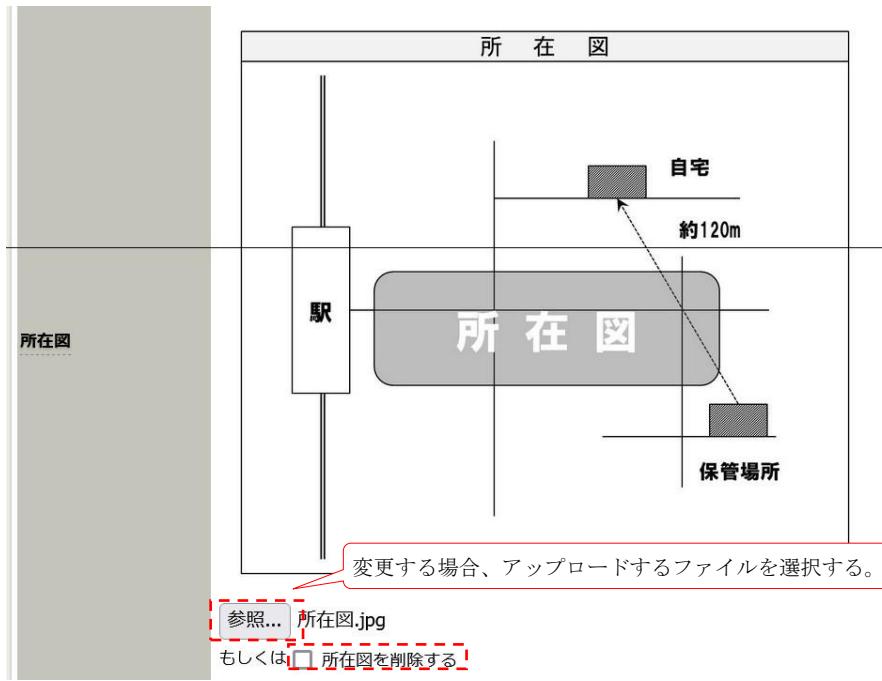


図 1-18 ファイルアップロード(ファイル変更、削除)

(11) 検索条件の表示・非表示

検索条件項目が複数行存在し、2行目以降に検索条件が設定されていない場合、2行目以降の検索条件は表示されない。この場合、「▼詳細条件を表示」を押下することで、表示することができる。

また、2行目以降が表示されている場合、「▲詳細条件を隠す」を押下することで2行目以降を隠すことが可能。

詳細条件非表示の例を以下に示す。

The screenshot shows a search form with various input fields. A red box highlights the '詳細条件を表示する' (Display Detailed Conditions) button, which is currently inactive. Below it, another red box highlights the '詳細条件を隠す' (Hide Detailed Conditions) button, which is active.

図 1-19 詳細条件非表示

詳細条件表示の例を以下に示す。

The screenshot shows the same search form as above, but the '詳細条件を隠す' button is now inactive, indicating that detailed conditions are currently displayed. A red box highlights the '詳細条件を隠す' button.

図 1-20 詳細条件表示

(12) 検索結果一覧のページング

検索結果は1ページに機能ごとで決められた件数まで表示され、検索結果が1ページを超える場合、一覧の上部に「前」リンク、「次」リンク、「ページ番号」リンクが表示される。

ページングの例を以下に示す。

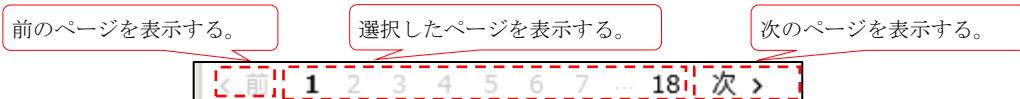


図 1-21 検索結果一覧のページング

(13) 検索結果一覧の個別列ソート

一覧項目のヘッダーに「▲」及び「▼」リンクが表示されている場合、当該項目によるソートが可能。「▲」は昇順、「▼」は降順となる。選択後に再度、同ソートを押下した場合は、解除される。

基本的な表示項目の型とソート順序を以下に示す。

- 文字列：文字コード順
- 数値：数値順
- 日付：日付順
- コード：コード順
- マスターデータ：マスターの ID 又はコード順

個別列ソートの例を以下に示す。

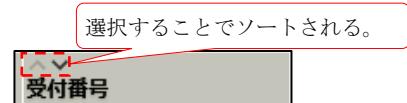


図 1-22 検索結果一覧の個別列ソート

(14) ツールチップ表示

入力項目のうち、文字数、文字種及び検索条件等の制約がある項目は、項目名に下線が表示され、項目にカーソルを載せることにより、制約内容が表示される。

ツールチップ表示の例を以下に示す。

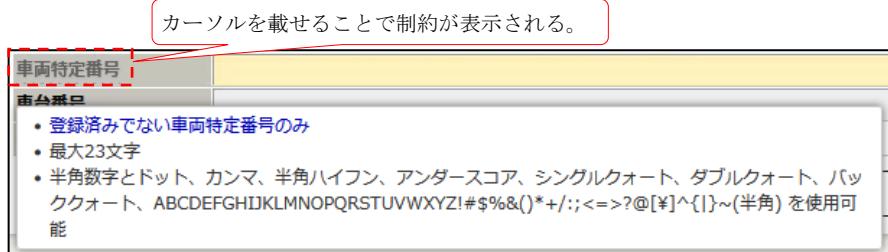


図 1-23 ツールチップ表示

(15) 検索条件入力

検索条件に複数項目を入力し、検索を行った場合、入力した検索条件の全てに該当するデータが表示される。ただし、チェックボックスで入力した項目については、チェックをした条件のいずれかに該当するデータが表示される。

なお、検索条件を未入力で検索を行った場合は、各機能の初期表示と同じデータが表示される。

検索条件入力の例を以下に示す。

図 1-24 検索条件入力

上の図の条件で検索を行った場合、以下の条件の全てに該当するデータが表示される。

- 「車両特定番号」が『TEST0001』
- 「申請種別」が『初回』又は『再申請』
- 「申請ステータス」が『依頼前』又は『受付前』

(16) 照会画面の各機能選択ボタン

各照会画面の下部に表示される機能選択ボタンは、画面スクロールが発生する場合も、常に画面上に表示される。また、使用条件を満たしていない機能については、機能選択ボタンが表示されない。

照会画面の各機能選択ボタンの例を以下に示す。

[新車新規] 依頼データ照会																																																																	
状況照会 所有者 使用者 自動車及び諸条件 使用の本拠の位置 保管場所 自動車税																																																																	
申請ID	100028256		申請ステータス	申請前																																																													
車両特定番号	V110-20221214-001		申請種別	初回 依頼日時																																																													
車台番号	C110-20221214-001 検査手数料無料化番号		保管場所再利用番号	技術情報管理手数料無料化番号																																																													
依頼人	株式会社 A A A 東京販売 A A 販売店		依頼人更新日時																																																														
代理人	行政書士利活用一郎 行政書士利活用事務所 O S S センター		代理人更新者	利活用 担当一郎	代理人更新日時 2022/12/14 13:37																																																												
申請先	東京運輸支局		トップへ戻る																																																														
状況照会 OSS申請エラー トップへ戻る																																																																	
所有者 <table border="1"> <tr> <td>委任状種別</td><td colspan="2">紙</td> <td>所有者コード</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>名義</td><td colspan="2">法人</td><td></td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>氏名又は名称（カナ）</td><td colspan="2">カブシキガイシャエーエーートウキヨウハンバイ</td><td>代表者名（カナ）</td><td colspan="2">リカツヨウ カンリイイチロ</td></tr> <tr> <td>氏名又は名称（漢字）</td><td colspan="2">株式会社 A A A 東京販売</td><td>代表者名（漢字）</td><td colspan="2">利活用 管理一郎</td></tr> <tr> <td>氏名又は名称（商水準）</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>郵便番号</td><td>111-1111</td><td>電話番号</td><td>111-1111-1111</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>住所コードの住所</td><td colspan="5">東京都港区芝大門</td></tr> <tr> <td>住所1</td><td colspan="5">東京都港区芝大門</td></tr> <tr> <td>住所2</td><td colspan="5">11丁目11-111</td></tr> <tr> <td>住所コード</td><td colspan="2">130030683000</td><td>丁目</td><td colspan="2">番地・例外コード</td></tr> </table>						委任状種別	紙		所有者コード			名義	法人					氏名又は名称（カナ）	カブシキガイシャエーエーートウキヨウハンバイ		代表者名（カナ）	リカツヨウ カンリイイチロ		氏名又は名称（漢字）	株式会社 A A A 東京販売		代表者名（漢字）	利活用 管理一郎		氏名又は名称（商水準）			生年月日			郵便番号	111-1111	電話番号	111-1111-1111			住所コードの住所	東京都港区芝大門					住所1	東京都港区芝大門					住所2	11丁目11-111					住所コード	130030683000		丁目	番地・例外コード	
委任状種別	紙		所有者コード																																																														
名義	法人																																																																
氏名又は名称（カナ）	カブシキガイシャエーエーートウキヨウハンバイ		代表者名（カナ）	リカツヨウ カンリイイチロ																																																													
氏名又は名称（漢字）	株式会社 A A A 東京販売		代表者名（漢字）	利活用 管理一郎																																																													
氏名又は名称（商水準）			生年月日																																																														
郵便番号	111-1111	電話番号	111-1111-1111																																																														
住所コードの住所	東京都港区芝大門																																																																
住所1	東京都港区芝大門																																																																
住所2	11丁目11-111																																																																
住所コード	130030683000		丁目	番地・例外コード																																																													
使用者 <table border="1"> <tr> <td>所有者と使用者</td><td colspan="5">同一</td></tr> <tr> <td>委任状種別</td><td colspan="5"></td></tr> <tr> <td>名義</td><td colspan="5"></td></tr> <tr> <td>氏名又は名称（カナ）</td><td colspan="5"></td></tr> <tr> <td>氏名又は名称（漢字）</td><td colspan="5"></td></tr> <tr> <td>氏名又は名称（商水準）</td><td colspan="5"></td></tr> </table>						所有者と使用者	同一					委任状種別						名義						氏名又は名称（カナ）						氏名又は名称（漢字）						氏名又は名称（商水準）																													
所有者と使用者	同一																																																																
委任状種別																																																																	
名義																																																																	
氏名又は名称（カナ）																																																																	
氏名又は名称（漢字）																																																																	
氏名又は名称（商水準）																																																																	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 画面スクロールが発生する場合も、 常に画面上に表示される。 </div>																																																																	
<div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> ↑ 一覧に戻る ← 前申請ID 依頼データ更新 電子委任状設定 × 依頼データ削除 </div>																																																																	

図 1-25 照会画面の各機能選択ボタン

(17) 照会画面の画像表示

照会画面に表示されているアップロード済みの画像を選択すると、実際のサイズに拡大表示される。拡大表示中は画像の回転表示が可能。

照会画面の画像表示の例を以下に示す。

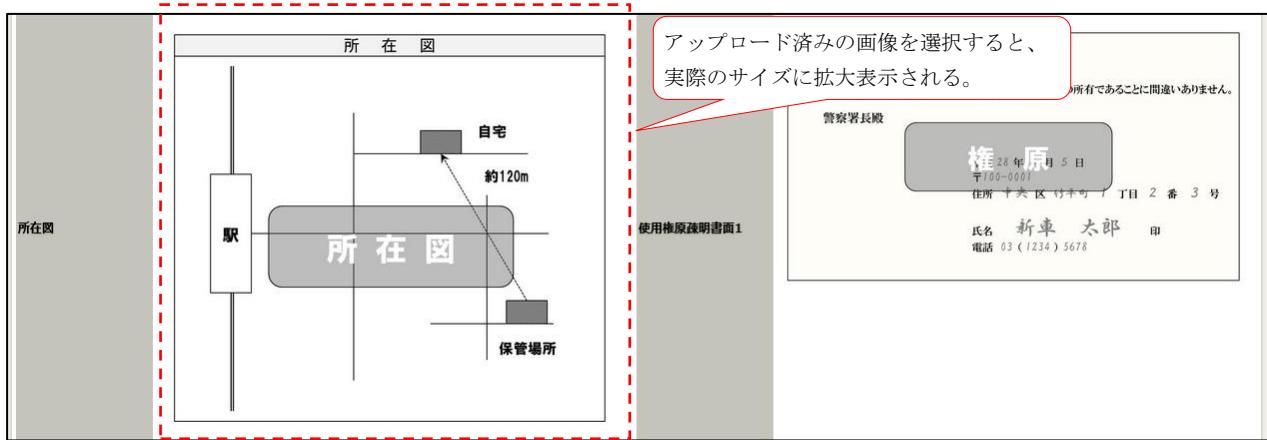


図 1-26 照会画面の画像表示(照会画面)

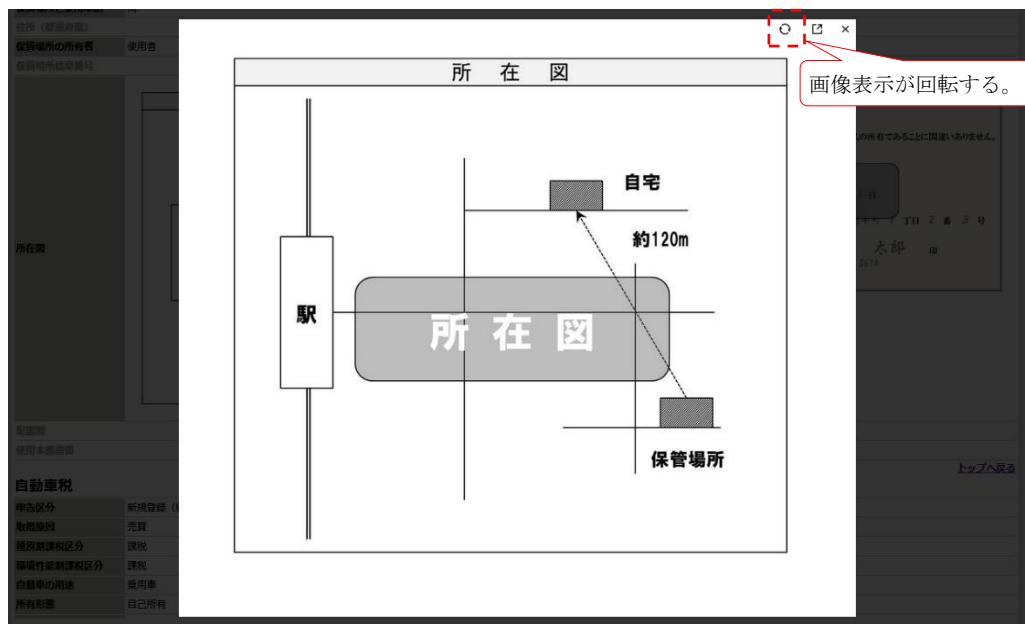


図 1-27 照会画面の画像表示(拡大表示)

(18) 検索結果一覧の表示件数変更リンク

検索結果一覧の表示件数は、各検索画面に表示される表示件数変更リンクを選択することで変更することが可能。

表示件数変更リンクの仕様を以下に示す。

- 初期表示時は 20 件が選択されており表示件数変更リンクを選択すると、表示件数が選択した件数に変わる。
- 各検索画面で選択した表示件数はログアウトまで引き継ぎつがれ、リセットボタンを押下することで 20 件の表示に戻る。
- 表示件数変更リンクは、検索結果の件数に応じて、表示されるリンクが変わる。
例)検索結果が 21 件の場合、「20 件」、「100」件のリンクのみ表示され、「200 件」と「300 件」のリンクは表示されない。

検索結果一覧の表示件数変更リンクの例を以下に示す。

初期表示時は 20 件が選択されている。

「300 件」を選択すると、
300 件で表示される。

表示数 : **20件** 100件 200件 300件

図 1-28 検索結果一覧の表示件数変更リンク

検索結果一覧の表示件数変更リンク（一部非表示）の例を以下に示す。

表示数 : **20件** 100件

「200 件」と「300 件」が表示されてない。

図 1-29 検索結果一覧の表示件数変更リンク（一部非表示）

(19) 依頼人検索用のツリーボックス

依頼人検索用のツリーボックスにより、複数の依頼人組織、拠点を同時に選択して検索することが可能。

依頼人検索用のツリーボックスの仕様を以下に示す。

- ・「▼」を選択すると、ツリーボックスの一覧の表示/非表示が切り替わる。
- ・「+」を選択すると、該当依頼人組織の依頼人拠点の一覧が開く。
- ・「-」を選択すると、該当依頼人組織の依頼人拠点の一覧が閉じる。
- ・依頼人組織を選択すると、該当依頼人組織の全依頼人拠点が検索対象となる。
- ・依頼人拠点を選択すると、依頼人組織のチェックボックスは「-」になる。
- ・「一括選択」を選択すると、表示されている全依頼人組織、拠点が検索対象となる。
- ・「クリア」を選択すると、初期状態に戻る。
- ・「組織名検索」欄を入力すると、依頼人組織の名称に入力内容を含む組織のみ一覧に表示される。
※「拠点名検索」欄に入力がある状態で入力した場合、「拠点名検索」欄の入力内容はクリアされる。
- ・「拠点名検索」欄を入力すると、依頼人拠点の名称に入力内容を含む拠点のみ一覧に表示される。
※「組織名検索」欄に入力がある状態で入力した場合、「組織名検索」欄の入力内容はクリアされる。

依頼人検索用のツリー ボックスの例を以下に示す。



図 1-30 依頼人検索用のツリー ボックス

依頼人検索用のツリー ボックス（一括選択）の例を以下に示す。

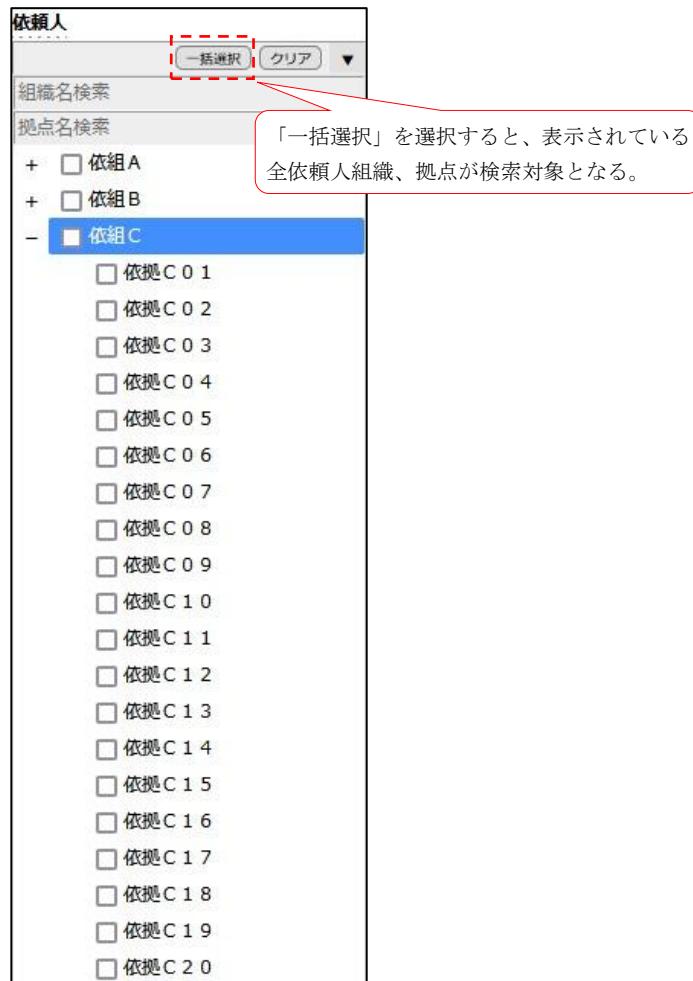


図 1-31 依頼人検索用のツリー ボックス（一括選択前）

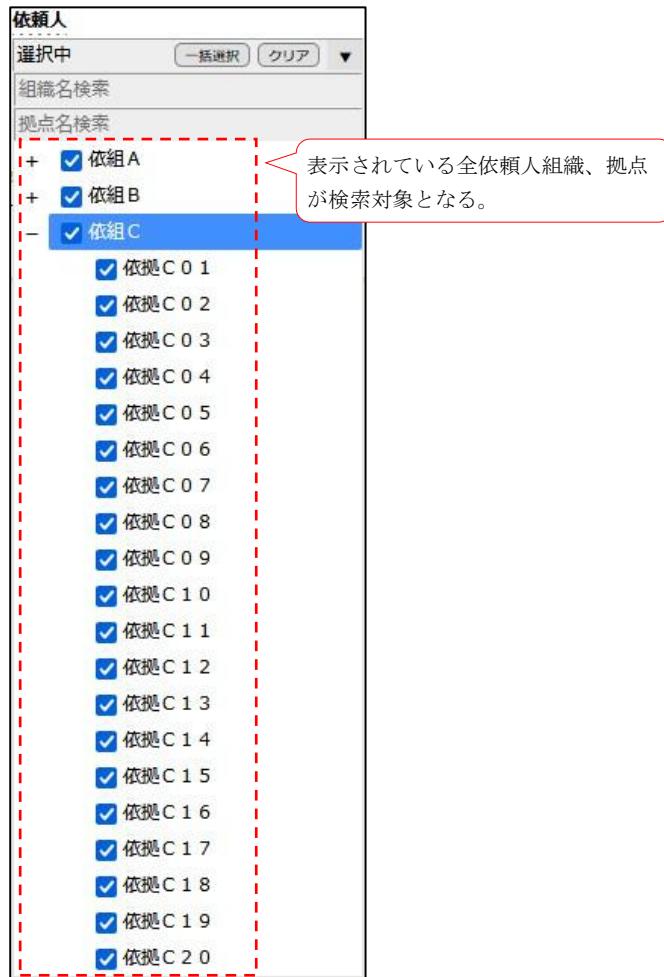


図 1-32 依頼人検索用のツリーボックス（一括選択後）

依頼人検索用のツリー ボックス（クリア）の例を以下に示す。



図 1-33 依頼人検索用のツリー ボックス（クリア前）

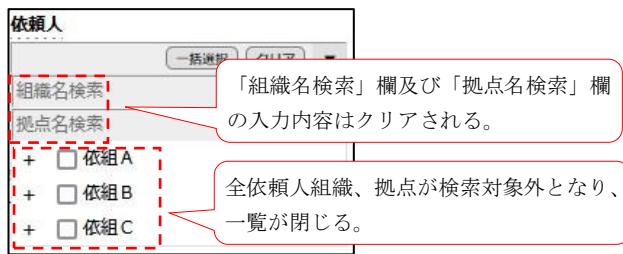


図 1-34 依頼人検索用のツリー ボックス（クリア後）

依頼人検索用のツリー ボックス（組織名検索欄入力）の例を以下に示す。

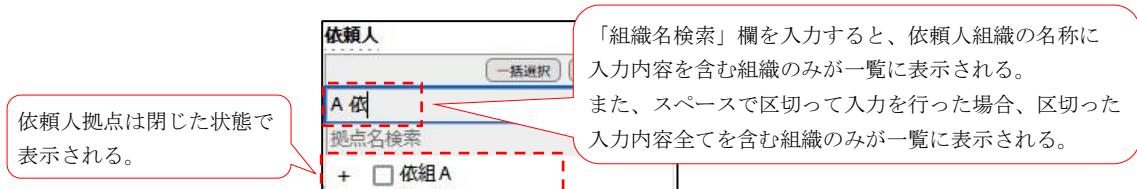


図 1-35 依頼人検索用のツリー ボックス（組織名検索欄入力）

依頼人検索用のツリー ボックス（拠点名検索欄入力）の例を以下に示す。

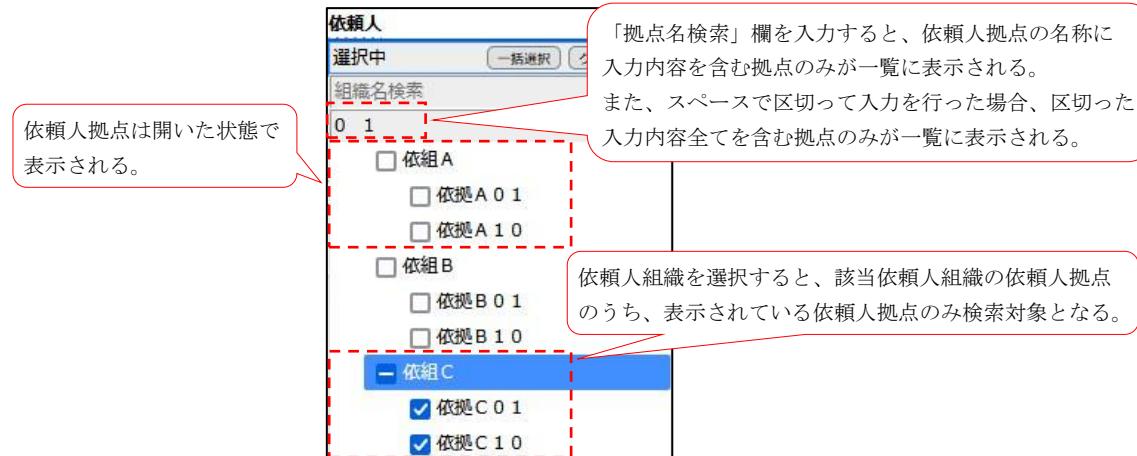


図 1-36 依頼人検索用のツリー ボックス（拠点名検索欄入力）

(20) 日付の単日指定と期間指定

一部画面の日付入力は、以下の方法で単日指定と期間指定を切り替えることが可能。

- ・「=」を選択：期間指定（～）に切り替わる。
- ・「～」を選択：単日指定（=）に切り替わる。

単日指定の例を以下に示す。

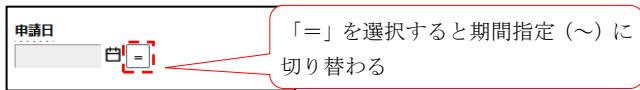


図 1-37 単日指定

期間指定の例を以下に示す。

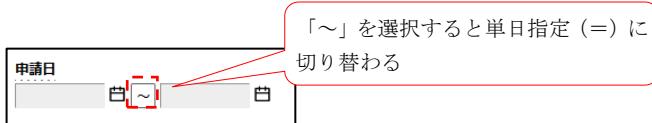


図 1-38 期間指定

(21) 申請先検索用のツリーボックス

申請先検索用のツリーボックスにより、複数の申請先都道府県、運輸支局等を同時に選択して検索することが可能。

申請先検索用のツリーボックスの仕様を以下に示す。

- 「▼」を選択すると、ツリーボックスの一覧の表示/非表示が切り替わる。
- 「+」を選択すると、該当申請先都道府県の運輸支局等の一覧が開く。
- 「-」を選択すると、該当申請先都道府県の運輸支局等の一覧が閉じる。
- 申請先都道府県を選択すると、該当申請先都道府県の全運輸支局等が検索対象となる。
- 運輸支局等を選択すると、申請先都道府県のチェックボックスは「-」になる。
- 「一括選択」を選択すると、表示されている申請先都道府県、運輸支局等が検索対象となる。
- 「クリア」を選択すると、初期状態に戻る。
- 「都道府県検索」欄を入力すると、申請先都道府県の名称に入力内容を含む都道府県のみ一覧に表示される。

※「運輸支局等検索」欄に入力がある状態で入力した場合、「運輸支局等検索」欄の入力内容はクリアされる。

- 「運輸支局等検索」欄を入力すると、運輸支局等の名称に入力内容を含む運輸支局等のみ一覧に表示される。

※「都道府県検索」欄に入力がある状態で入力した場合、「都道府県検索」欄の入力内容はクリアされる。

申請先検索用のツリー ボックスの例を以下に示す。

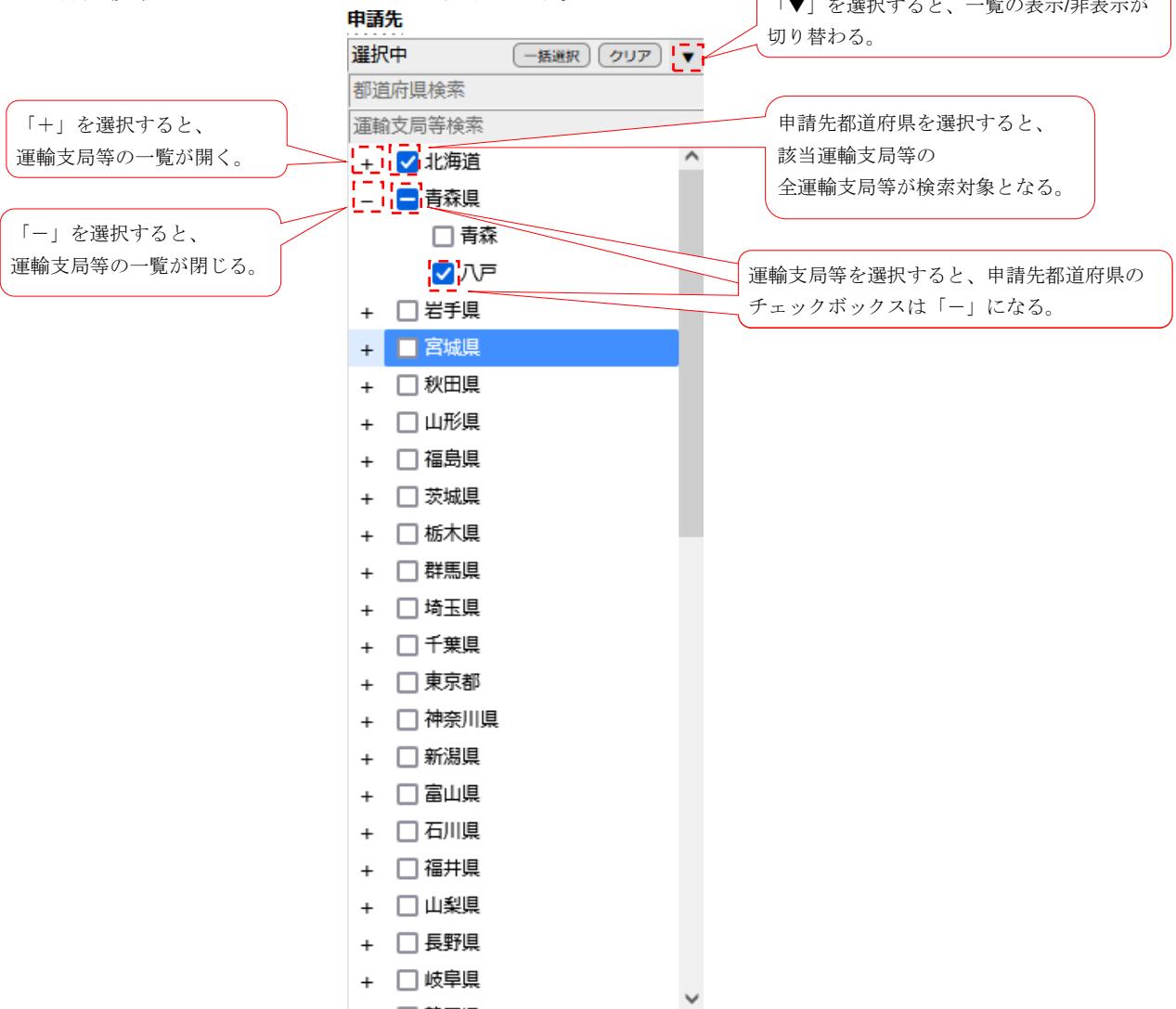


図 1-39 申請先検索用のツリー ボックス

申請先検索用のツリー ボックス（一括選択）の例を以下に示す。

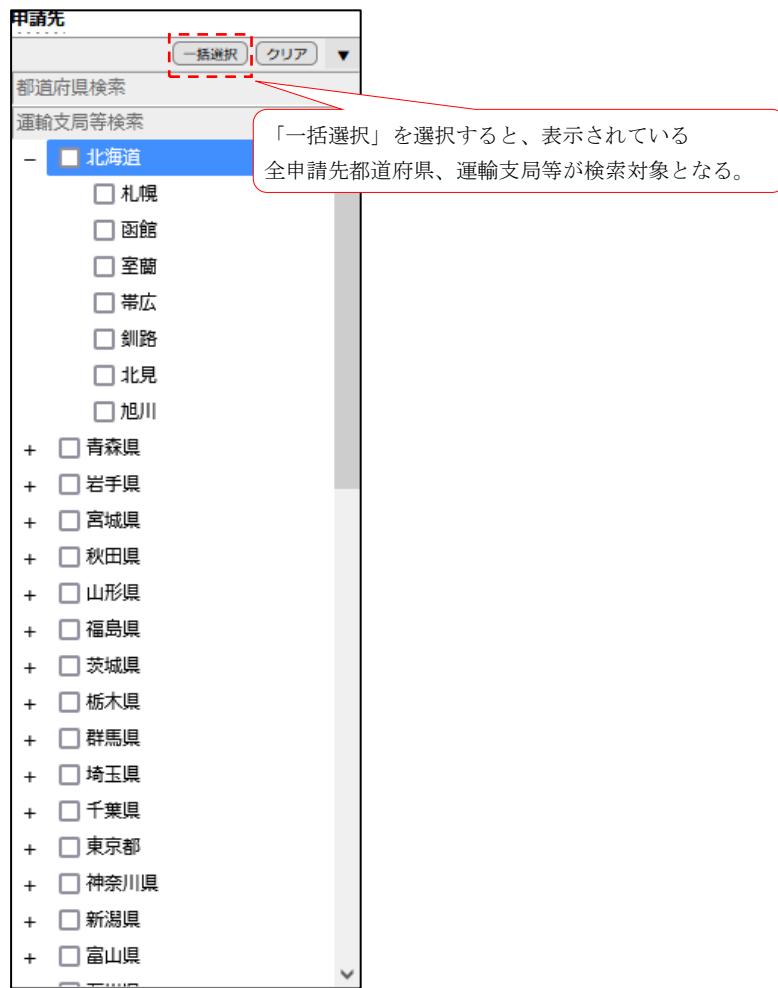


図 1-40 申請先検索用のツリー ボックス（一括選択前）

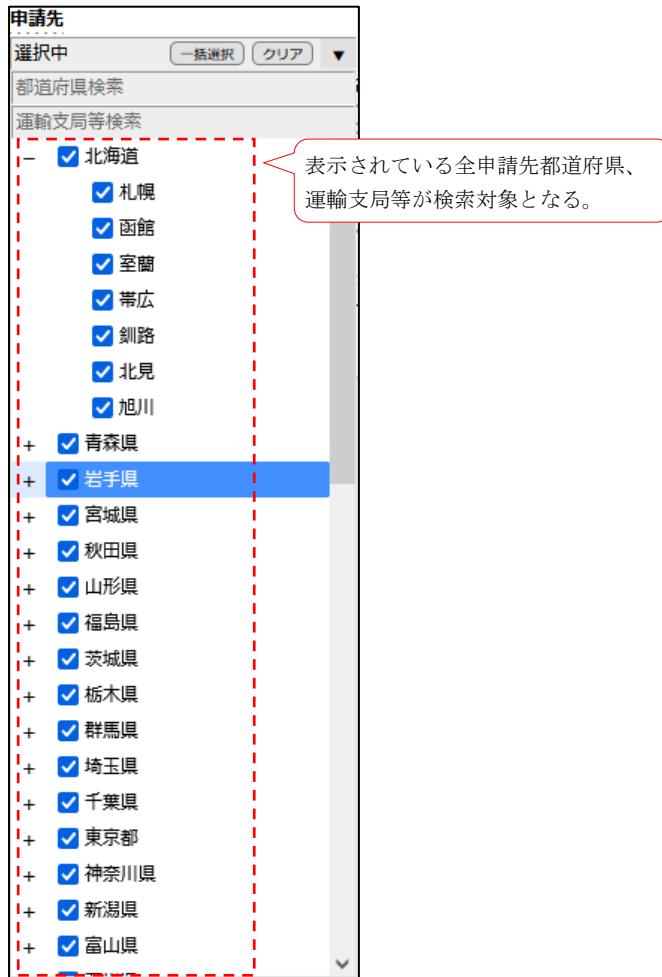


図 1-41 申請先検索用のツリーボックス（一括選択後）

申請先検索用のツリー ボックス（クリア）の例を以下に示す。

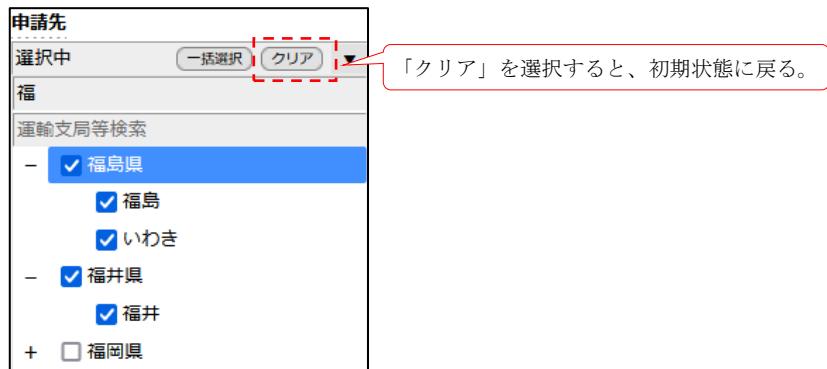


図 1-42 申請先検索用のツリー ボックス（クリア前）

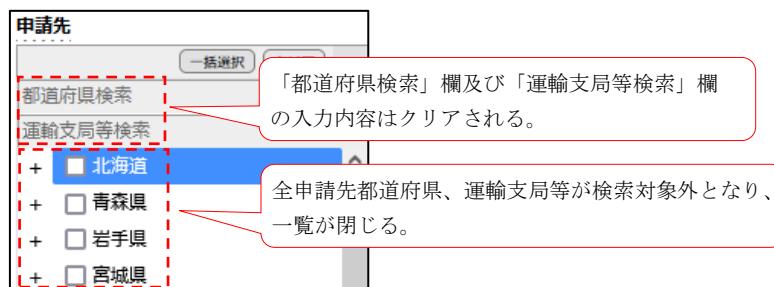


図 1-43 申請先検索用のツリー ボックス（クリア後）

申請先検索用のツリーボックス（都道府県検索欄入力）の例を以下に示す。

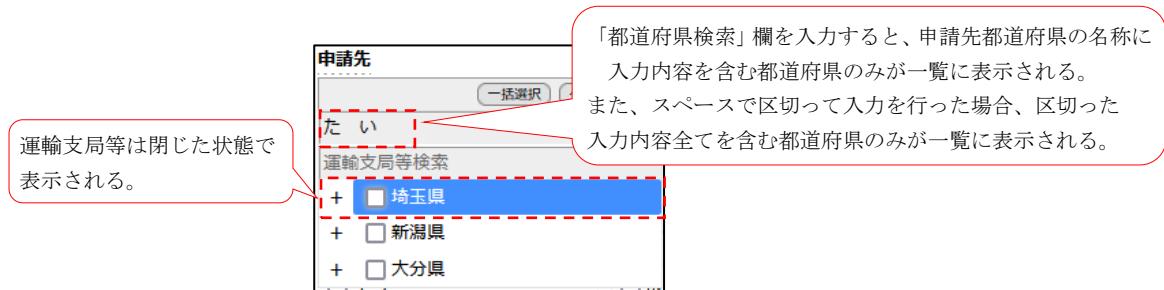


図 1-44 申請先検索用のツリーボックス（都道府県検索欄入力）

申請先検索用のツリーボックス（運輸支局等検索欄入力）の例を以下に示す。

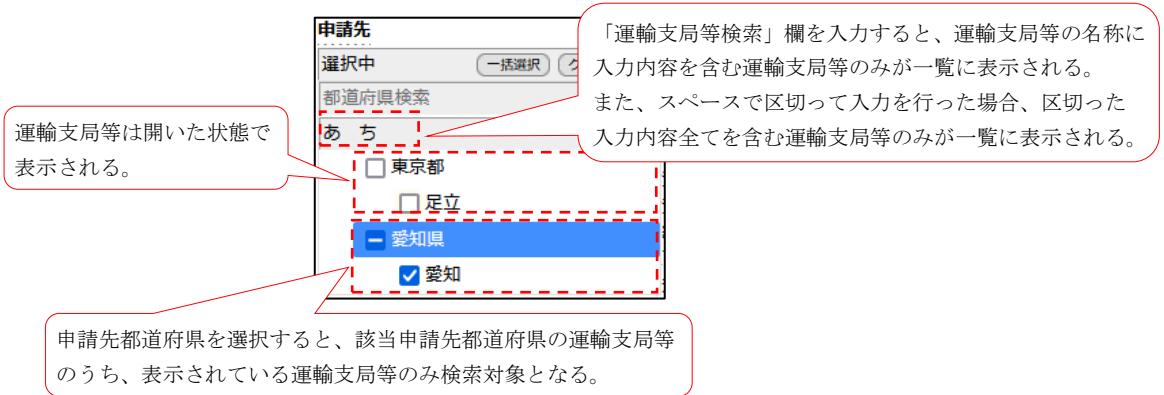


図 1-45 申請先検索用のツリーボックス（運輸支局等検索欄入力）

1.4.3 禁止操作

本システムの動作保証外となる禁止操作を以下に示す。

- 同一のユーザーで同時にログインし、並列操作を行うこと
- リンクやボタンの連続クリックを行うこと
- 推奨ブラウザが提供する「戻る」、「進む」、「再読み込み」の機能を使用すること
- 推奨ブラウザのアドオンをインストールすること
- 推奨ブラウザのプラグインをインストールすること
- 2つ以上のウインドウ又はタブを使用し、並列操作を行うこと
- ログイン画面以外のページをブックマークすること
- URL の直接指定により画面遷移を強制的に行うこと
- 推奨バージョン以外のブラウザを使用すること

1.4.4 エラー

(1) 単項目チェックエラー

入力した値のフォーマット(文字種、形式等)に誤りがある場合、入力画面の該当項目にエラーメッセージが表示される。複数の項目が単項目チェックエラーの場合は、同時にエラーが表示される。

単項目チェックエラーの例を以下に示す。

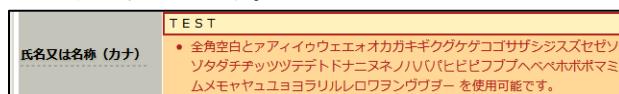


図 1-46 単項目チェックエラー

(2) 相関項目チェックエラー

相関項目のルールに反している場合、入力画面の該当項目又は画面上部にエラーメッセージが表示される。相関項目のチェックは、単項目チェックが全て正常終了した後に実施される。

相関項目チェックエラーの例を以下に示す。

This screenshot displays a form with various fields. At the top, there is a note: '• 所有者の「名義」が『法人』の場合、「代表者名（漢字）」、「代表者名（カナ）」を入力してください。' Below this, there are sections for '所有者' (Owner), '使用者' (User), and '車両登録情報' (Vehicle Registration Information). The '所有者' section contains a dropdown menu for '名義' (Name Type) set to '法人' (Corporate Entity). The '使用者' section has fields for '代表者名（カナ）' (Kana Name) and '代表者名（漢字）' (Chinese Name), both of which are highlighted in red, indicating they are required or incorrect. Other visible fields include '申請ID' (Application ID), '車両特定番号' (Vehicle Specific Number), '車台番号' (Chassis Number), '依頼人' (Requester), '代理人' (Agent), 'キャッシュレス利用' (Cashless Use), and '検査手数料無料化済証' (Freeze of Inspection Fee). A 'トップへ戻る' (Return to Top) button is located at the bottom right.

図 1-47 相関項目チェックエラー

(3) OSS 申請エラー

OSS 申請時にエラーが発生した場合、状況照会欄にエラー内容が表示される。

エラー原因及び対処方法については、別紙「OSS 申請時エラー一覧」を参照。

OSS申請エラー	発生日時	OSS業務種別	エラー種別	エラー内容	通信ライセンス結果コード	リターンコード
	2023/01/04 00:00	一括申請	OSSエラー		暗号化エラー	一括利用者ID存在確認エラー
	2023/01/04 00:00	一括申請到達番号照会	OSSエラー		正常終了	ダイレクト納付利用者IDエラー
	2023/01/04 18:24	一括申請	申請チェックエラー	使用者委任状 電子委任状ファイル名エラー		

図 1-48 OSS 申請エラー

(4) 状態エラー

操作対象のデータが他のユーザーによって削除された等の場合、状態エラー画面が表示される。

状態エラー画面を以下に示す。

This screenshot shows the 'OSS申請共同利用システム (依頼人業務アプリケーション)' status error screen. It features a header with 'ログアウト' (Logout), '利活用' (Utilization), and '担当一部' (Responsible Department). The main area is titled '状態エラー' (Status Error) and contains a note: '処理を実行できませんでした。以下のような原因が考えられます。' followed by a bulleted list: '対象のデータは操作できない状態である。', '対象のデータは他のユーザにより変更ないしは削除された。', and '対象のデータに対するアクセス権がない。'.

図 1-49 状態エラー画面

(5) リクエストビジエラー

禁止操作に記載されている不正な操作を行った場合又はサーバーからの応答に時間を要している等の場合、リクエストビジエラー画面が表示される。

リクエストビジエラー画面を以下に示す。

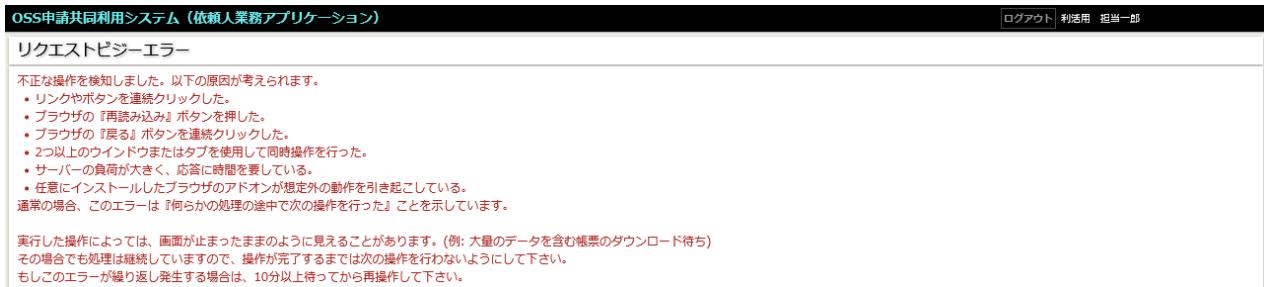


図 1-50 リクエストビジエラー画面

(6) セッションタイムアウト(自動ログアウト)

ログインした状態で 7 時間操作がない場合、放置後の操作時に自動でログアウトされ、強制的にログイン画面へ遷移する。

セッションタイムアウト時のログイン画面を以下に示す。

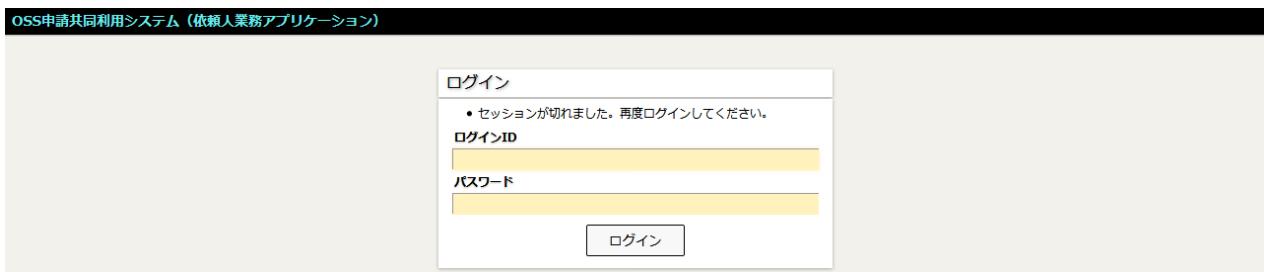


図 1-51 セッションタイムアウト時のログイン画面

1.5 認証

1.5.1 ログイン

(1) 概要

本システムの機能を使用するため、アプリケーションにログインを行う。

(2) 画面

(A) ログイン

(a) レイアウト

ログイン画面のレイアウトを以下に示す。

①ログイン ID、パスワードを入力する。

②ログインを行い、「1.6.1 お知らせ案内検索」へ遷移する。

図 1-52 ログイン画面

(3) 入力項目

ログイン画面の入力項目を以下に示す。

表 1-13 ログイン画面の入力項目

	項目名	文字種	入力可能範囲
【1】	ログイン ID	半角英数字	1~32 文字
【2】	パスワード	ユーザーパスワード	8~39 文字

(4) 特記事項

①同一のログイン ID を使用し、複数の画面又は端末から同時にログインすることは、動作保証外のため禁止。

②初期パスワードでログインを行った場合(管理者ユーザーの初回ログイン時、パスワード再設定を行った後のログイン時)、ログインユーザーパスワード更新画面に遷移する。

1.5.2 ログアウト

(1) 概要

アプリケーションからログアウトする。

(2) 画面

(A) ログアウト

(a) レイアウト

ログアウト画面のレイアウトを以下に示す。

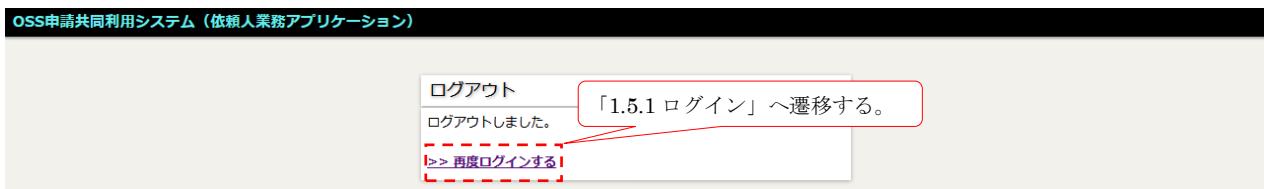


図 1-53 ログアウト画面

(3) 入力項目

特になし。

(4) 特記事項

特になし。

1.5.3 ログインユーザーpassword更新

(1) 概要

ログインユーザーのpasswordを更新する。

(2) 画面

(A) ログインユーザーpassword更新

(a) レイアウト

ログインユーザーpassword更新画面のレイアウトを以下に示す。

図 1-54 ログインユーザーpassword更新画面

(3) 入力項目

ログインユーザーpassword更新画面の入力項目を以下に示す。

表 1-14 ログインユーザーpassword更新画面の入力項目

項目名	文字種	入力可能範囲
【1】 パスワード	ユーザーpassword	8~39 文字

(4) 特記事項

- ① 「password」は、大文字英字、小文字英字、数字、記号の3種類以上を組み合わせた値であること。

1.6 お知らせ案内管理

1.6.1 お知らせ案内検索

(1) 概要

お知らせ案内の検索及び検索結果一覧を表示する。

(2) 画面

(A) お知らせ案内検索

(a) レイアウト

お知らせ案内検索画面のレイアウトを以下に示す。

登録日	重要度	対象	件名	内容	リンク
2023/01/24	重要	全ての利用者様	AINASメンテナンスのお知らせ (2023/01/24)	2023/01/24にAINASのメンテナンス作業を実施いたします。	リンク
2023/01/21	重要	全ての利用者様	AINASメンテナンスのお知らせ (2023/01/21)	2023/01/21にAINASのメンテナンス作業を実施いたします。	リンク
2023/01/18	重要	全ての利用者様	AINASメンテナンスのお知らせ (2023/01/18)	2023/01/18にAINASのメンテナンス作業を実施いたします。	リンク
2023/01/15	重要	全ての利用者様	AINASメンテナンスのお知らせ (2023/01/15)	2023/01/15にAINASのメンテナンス作業を実施いたします。	リンク
2023/01/12	重要	全ての利用者様	AINASメンテナンスのお知らせ (2023/01/12)	2023/01/12にAINASのメンテナンス作業を実施いたします。	リンク
2023/01/09	重要	全ての利用者様	AINASメンテナンスのお知らせ (2023/01/09)	2023/01/09にAINASのメンテナンス作業を実施いたします。	リンク
2023/01/06	重要	全ての利用者様	AINASメンテナンスのお知らせ (2023/01/06)	2023/01/06にAINASのメンテナンス作業を実施いたします。	リンク
2023/01/23		軽自動車申請を行う利用者様	軽OSSメンテナンス作業のお知らせ (2023/01/23)	2023/01/23に軽OSSにてメンテナンス作業が行われます。	リンク
2023/01/22		登録車申請を行う利用者様	OSSメンテナンス作業のお知らせ (2023/01/22)	2023/01/22にOSSにてメンテナンス作業が行われます。	リンク
2023/01/20		軽自動車申請を行う利用者様	軽OSSメンテナンス作業のお知らせ (2023/01/20)	2023/01/20に軽OSSにてメンテナンス作業が行われます。	リンク
2023/01/19		登録車申請を行う利用者様	OSSメンテナンス作業のお知らせ (2023/01/19)	2023/01/19にOSSにてメンテナンス作業が行われます。	リンク
2023/01/17		軽自動車申請を行う利用者様	軽OSSメンテナンス作業のお知らせ (2023/01/17)	2023/01/17に軽OSSにてメンテナンス作業が行われます。	リンク
2023/01/16		登録車申請を行う利用者様	OSSメンテナンス作業のお知らせ (2023/01/16)	2023/01/16にOSSにてメンテナンス作業が行われます。	リンク
2023/01/14		軽自動車申請を行う利用者様	軽OSSメンテナンス作業のお知らせ (2023/01/14)	2023/01/14に軽OSSにてメンテナンス作業が行われます。	リンク
2023/01/13		登録車申請を行う利用者様	OSSメンテナンス作業のお知らせ (2023/01/13)	2023/01/13にOSSにてメンテナンス作業が行われます。	リンク
2023/01/11		軽自動車申請を行う利用者様	軽OSSメンテナンス作業のお知らせ (2023/01/11)	2023/01/11に軽OSSにてメンテナンス作業が行われます。	リンク
2023/01/10		登録車申請を行う利用者様	OSSメンテナンス作業のお知らせ (2023/01/10)	2023/01/10にOSSにてメンテナンス作業が行われます。	リンク
2023/01/08		軽自動車申請を行う利用者様	軽OSSメンテナンス作業のお知らせ (2023/01/08)	2023/01/08に軽OSSにてメンテナンス作業が行われます。	リンク
2023/01/07		登録車申請を行う利用者様	OSSメンテナンス作業のお知らせ (2023/01/07)	2023/01/07にOSSにてメンテナンス作業が行われます。	リンク
2023/01/05		軽自動車申請を行う利用者様	軽OSSメンテナンス作業のお知らせ (2023/01/05)	2023/01/05に軽OSSにてメンテナンス作業が行われます。	リンク

図 1-55 お知らせ案内検索画面

(3) 入力項目

お知らせ案内検索画面の入力項目を以下に示す。

表 1-15 お知らせ案内検索画面の入力項目

	項目名	文字種	入力可能範囲	検索条件
【1】	登録日	日付	1989/1/8～2030/3/31	完全一致
【2】	対象	—	—	—

(4) 特記事項

①検索条件が未設定の場合、初期表示は全てのお知らせ案内が表示される。

【別紙　ステータス一覧表】

別紙_ステータス一覧表

●:対象ステータスあり、-:対象ステータスなし

項目番号	申請ステータス ※本システムで設定するステータス				OSSステータス ※申請状況ステータスを集約した 申請データ検索画面用のステータス	申請状況ステータス ※OSSから取得する 申請状況に応じた詳細なステータス	新規登録													
	名称	概要	詳細	次に実施可能な主な機能			名称	名称	説明	新車新規	中古新規	移転登録	変更登録	記載変更	一時抹消	永久抹消	移転一時	移転永久	変更一時	継続検査
1 依頼前	・依頼人が依頼データの登録、更新等を行ない、代理人へ依頼を行っていない状態。	・依頼人が依頼データ初期登録を行った状態。 ・依頼人が「送信フラグ」を”OFF”で依頼データ更新を行った状態。 ※電子委任状設定、預入電子委任状設定（継続検査以外）を行った後も、申請ステータスは「依頼前」のまま変更されない。	依頼人業務	・必要に応じて電子委任状設定、預入電子委任状設定を行う。 ・「送信フラグ」を”ON”で依頼データ更新を行い、代理人へ依頼する。 ・不要なデータである場合、依頼データ削除を行う。	-	-				●	●	●	●	-	●	-	●	-	●	●
2 受付前	・依頼人が代理人に依頼を行い、代理人が依頼データ更新を行っていない状態。 ----- ・代理人が申請ステータスが「受付前」の依頼データに対して、電子委任状設定を行った状態。 ※電子委任状設定を行った後も、申請ステータスは「受付前」のまま変更されない。	・依頼人が「送信フラグ」を”ON”で依頼データ更新を行い、代理人が依頼データ更新を行っていない状態。 ----- ・代理人が申請ステータスが「受付前」の依頼データに対して、電子委任状設定を行った状態。	代理人業務	・必要に応じて電子委任状設定を行う。 ・「送信フラグ」を”ON”で依頼データ更新を行い、OSSへ申請する。 ・「送信フラグ」を”OFF”で依頼データ更新を行い、OSSへ申請せずに依頼データを更新する。 ・不要なデータである場合、依頼データ削除を行う。 ・依頼データ差戻を行い、依頼人に依頼データの修正を要求する。 ※依頼データ差戻は、依頼人が登録した依頼データのみ可能。	-	-				●	●	●	●	-	●	-	●	-	●	●
3 申請前	・代理人が依頼データの登録、更新等を行ない、OSSへ申請を行っていない状態。	・代理人が依頼データ初期登録を行った状態。 ・代理人が「送信フラグ」を”OFF”で依頼データ更新を行った状態。 ・代理人が申請データ再利用、再申請を行った状態。 ・代理人が申請ステータスが「申請前」の依頼データに対して、電子委任状設定を行った状態。	代理人業務	・必要に応じて電子委任状設定を行う。 ・「送信フラグ」を”ON”で依頼データ更新を行い、OSSへ申請する。 ・「送信フラグ」を”OFF”で依頼データ更新を行い、OSSへ申請せずに依頼データを更新する。 ・不要なデータである場合、依頼データ削除を行う。 ・依頼データ差戻を行い、依頼人に依頼データの修正を要求する。 ・受付前に戻す場合、受付前に戻すを行う。 ※依頼データ差戻及び受付前に戻すは、依頼人が登録した依頼データのみ可能。	-	-				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4 差戻中	・代理人が依頼データ差戻を行った状態。 ※当該ステータスでは、依頼人が依頼データ更新が可能な状態となり、代理人は更新できない状態。	・代理人が依頼データ差戻を行い、依頼人に依頼データの修正を要求している状態。	依頼人業務	・必要に応じて電子委任状設定や預入電子委任状設定を行う。 ・依頼データ更新で依頼データを修正後、送信フラグを”ON”で代理人へ再度、依頼する。 代理人へ依頼せずに更新する場合は、送信フラグを”OFF”で依頼データ更新を行う。 ・不要なデータである場合、依頼データ削除を行う。	-	-				●	●	●	●	-	●	-	●	-	●	●
5 申請待ち	・代理人がOSSへ申請を行い、申請の処理を待っている状態。	・代理人が送信フラグ「ON」で依頼データ更新を行い、バッチによるOSS申請を待っている状態。	代理人業務	・必要に応じて依頼データ照会を行う。	-	-				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

別紙_ステータス一覧表

●:対象ステータスあり、-:対象ステータスなし

項目番号	申請ステータス ※本システムで設定するステータス				OSSステータス ※申請状況ステータスを集約した 申請データ検索画面用のステータス	申請状況ステータス ※OSSから取得する 申請状況に応じた詳細なステータス	新車新規 中古新規 移転登録 记載変更 一時抹消 永久抹消 移転一時 移転永久 変更一時 繼続検査												
	名称	概要	詳細	次に実施可能な主な機能			名称	名称	説明	新規	中古規	移転登録	記載変更	一時抹消	永久抹消	移転一時	移転永久	変更一時	継続検査
6	申請エラー	・ OSS申請時にエラーが発生した状態。	・ OSS申請時に申請内容のチェック等でエラーが発生した状態。	代理人業務	・ 依頼データ更新で依頼データを修正後、送信フラグを”ON”でOSSへ申請する。	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
7	依頼エラー	・ 依頼人が代理人に依頼データ一括送信を行い、エラーが発生した状態。	・ 依頼人が代理人に依頼データ一括送信を行い、申請内容のチェック等でエラーが発生した状態。	依頼人業務	・ 依頼データ更新で依頼データを修正後、送信フラグを”ON”で代理人へ依頼する。	-	-	-	-	●	●	●	●	-	●	-	●	-	
8	申請中	・ OSSで各種手続きが行われている状態。	・ OSSより各種ステータスを取得した状態。	依頼人業務	・ 必要に応じて申請データ照会を行う。	申請受付 受付審査中 保管場所審査中 保管場所申請手数料 納付待ち 保管場所審査中 検査登録申請中 検査登録手数料 納付待ち 代理人業務	申請受付処理中 受付審査中 保管場所証明申請中 保管場所証明申請手数料 まとめ払い中 保管場所証明申請審査中 検査登録申請中 検査登録手数料 まとめ払い中 検査登録手数料 ダイレクト納付中 技術情報管理手数料 納付待ち 検査登録審査中 重量税納付待ち 自動車重量税 まとめ払い中 自動車重量税 ダイレクト納付中 自動車税申告審査中 自動車税申告審査中 自動車税納付待ち 自動車税まとめ払い中 自動車税ダイレクト納付中 再納付待ち	別紙の 「申請状況 ステータス 一覧表」 参照	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9										●	●	●	●	●	●	●	●	●	
10										●	●	●	●	●	●	●	●	●	
11										●	●	●	●	-	-	-	-	-	
12										●	●	●	●	-	-	-	-	-	
13										●	●	●	●	-	-	-	-	-	
14										●	●	●	●	-	●	-	●	●	
15										●	●	●	●	-	●	-	●	●	
16										●	●	-	-	-	-	-	-	●	
17										●	●	●	●	-	-	-	●	-	
18										●	●	●	●	-	-	●	●	-	
19										●	●	●	●	-	●	●	●	●	
20										●	●	-	-	-	-	-	-	●	
21										●	●	●	●	-	-	-	-	-	
22										●	●	●	●	-	●	●	●	-	
23										●	●	●	●	-	●	-	●	-	
24										●	●	●	●	-	●	-	●	-	
25										●	●	●	●	-	●	-	●	●	
26	手続完了	・ OSSの手続が完了した状態。	・ OSSより交付待ちのステータスを取得した状態。	代理人業務	・ 必要に応じて申請データ照会を行う。	交付待ち	自動車検査証交付待ち 登録識別情報等通知書 交付待ち 登録識別情報等通知書等 交付待ち 登録事項等通知書 交付待ち			-	-	-	-	-	-	-	●		
27										-	-	-	-	-	●	-	-	-	
28										-	-	-	-	-	●	-	●	-	
29										-	-	-	-	-	●	-	●	-	
30			・ OSSより手続（交付）完了のステータスを取得した状態。	-	-	交付完了	手続（交付）完了 ※永久抹消については、 手続完了			●	●	●	●	●	●	●	●	●	

別紙_ステータス一覧表

●:対象ステータスあり、-:対象ステータスなし

項目番号	申請ステータス ※本システムで設定するステータス				OSSステータス ※申請状況ステータスを集約した 申請データ検索画面用のステータス	申請状況ステータス ※OSSから取得する 申請状況に応じた詳細なステータス	新規登録													
	名称	概要	詳細	次に実施可能な主な機能			名称	名称	説明	新規登録	中古登録	移転登録	変更登録	記載変更	一時抹消	永久抹消	移転一時	移転永久	変更一時	継続検査
31	中断中	・申請を中断している状態。 ・申請中断予約が行われていた申請を中断している状態。	代理人業務	・申請データ修正で申請内容の修正を行う。 ・申請取下で申請の取り下げを行う。 ・申請中断再開で中断から再開する。	保管場所審査中	保管場所証明申請中	別紙の 「申請状況 ステータス 一覧表」 参照	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-		
32					検査登録申請中	検査登録申請中		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
33					検査登録審査中	添付書類取得中		●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●		
34					自動車税申告審査中	自動車税申告中		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	
35	再開中	・申請を再開している状態。 ・代理人が申請データ修正、申請中断再開を行い、中断中から再開をしている状態。	依頼人業務	・必要に応じて申請データ照会を行う。	保管場所審査中	保管場所証明申請中	別紙の 「申請状況 ステータス 一覧表」 参照	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-		
36					検査登録申請中	検査登録申請中		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
37					検査登録審査中	添付書類取得中		●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●		
38					自動車税申告審査中	自動車税申告中		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	
39	補正要求	・OSSより補正が要求されている状態。	代理人業務	・必要に応じて添付書類データ更新要求を行う。 ※保管場所証明申請補正待ち又は自動車税申告補正待ちの場合のみ	保管場所補正要求	保管場所証明申請補正待ち	別紙の 「申請状況 ステータス 一覧表」 参照	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-		
40					保管場所補正処理中	保管場所証明申請補正受付処理中		●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
41					検査登録補正要求	検査登録申請補正待ち		●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	
42					検査登録補正処理中	検査登録申請補正受付処理中		●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	
43					自動車税申告補正要求	自動車税申告補正待ち		●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	
44					自動車税申告補正処理中	自動車税申告補正受付処理中		●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	
45	補正要求 (再送)	・代理人から依頼人に添付書類データの再送を依頼した状態。	依頼人業務	・代理人が保管場所証明申請補正又は自動車税申告補正を検知し、添付書類データ更新要求で依頼人へ添付書類画像の再送を依頼した状態。	添付書類データ更新で代理人へ添付書類データを送信する。	保管場所補正要求	保管場所証明申請補正待ち	別紙の 「申請状況 ステータス 一覧表」 参照	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	
46						自動車税申告補正要求	自動車税申告補正待ち		-	-	●	-	-	-	●	-	●	-	●	-
47	無効	・申請が無効となった状態。	代理人業務	・必要に応じて申請データ再利用、再申請を行う。	受付審査無効	受付審査無効	別紙の 「申請状況 ステータス 一覧表」 参照	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
48					無効	保管場所証明申請無効		●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49					検査登録申請無効	検査登録申請無効		●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	-
50	却下	・申請が却下された状態。	代理人業務	・必要に応じて申請データ再利用、再申請を行う。	却下	保管場所証明申請却下	別紙の 「申請状況 ステータス 一覧表」 参照	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
51						検査登録申請却下		●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52	取下中	・申請の取り下げを行っている状態。	依頼人業務	・必要に応じて申請データ照会を行う。	取下中	保管場所証明申請中	別紙の 「申請状況 ステータス 一覧表」 参照	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
53						保管場所証明申請取り下げ中		●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54						検査登録申請中		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
55						添付書類取得中		●	●	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-
56						検査登録申請取り下げ中		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
57	取下	・申請の取下が完了した状態。	代理人業務	・必要に応じて申請データ再利用、再申請を行う。	取下	保管場所証明申請取り下げ	別紙の 「申請状況 ステータス 一覧表」 参照	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
58						検査登録申請取り下げ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
59	エラー	・OSSで申請データの形式チェック等にて受付処理エラーが検出された状態。	代理人業務	・OSSより未受付のステータスを取得した状態。	未受付	未受付	別紙の 「申請状況 ステータス 一覧表」 参照	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

【別紙 申請状況ステータス一覧表】

別紙_申請状況ステータス一覧表

●: 対象ステータスあり ー: 対象ステータスなし

項目番号	申請状況ステータス名称 ※1	申請状況ステータス説明 ※1	次に行う作業 ※2	通知メール ※3	新車登録	中古登録	移転登録	変更登録	記載変更	一時抹消	永久抹消	移転一時	移転永久	変更一時	継続検査
1	申請受付処理中	申請データの形式チェック、署名・証明書検証等が行われている状態。	時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。	ー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	受付審査中	受付審査待ちになっている状態。	別送の添付書類がある場合は、「受付番号リスト登録」を行う。その後、受付番号リストのダウンロードを行い、委任状等の書類と合わせて運輸支局等に提出する。 別送の添付書類がない場合は、時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	保管場所証明申請中	保管場所証明申請待ちの状態。	時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。 申請ステータスが“中断中”的場合は、「申請データ修正(警察)」又は「申請取下」を行う。	○ (「申請データ修正(警察)」を行い、OSSでチェックエラーになった場合)	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—
4	保管場所証明申請手数料まとめ払い中	保管場所証明申請手数料の納付を待っている状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「まとめ払い」よりアクセスし、まとめ納付対象を選択する。 すでにまとめ対象選択されている場合は、手数料の納付を行う。	○	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—
5	保管場所証明申請審査中	保管場所証明申請の審査が行われている状態。	時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。	ー	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—
6	検査登録申請中	検査登録申請待ちの状態。	時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。 申請ステータスが“中断中”的場合は、「申請データ修正(支局)」又は「申請取下」を行う。	○ (「申請データ修正(支局)」を行い、OSSでチェックエラーになった場合)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7	検査登録手数料まとめ払い中	検査登録手数料の納付を待っている状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「まとめ払い」よりアクセスし、まとめ納付対象を選択する。 すでにまとめ対象選択されている場合は、手数料の納付を行う。	○	●	●	●	●	—	●	—	●	●	●	●
8	検査登録手数料ダイレクト納付中	検査登録手数料の納付を待っている状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「ダイレクト納付」よりアクセスし、ダイレクト納付対象を選択し、手数料の納付を行う。	○	●	●	●	●	—	●	—	●	●	●	●
9	技術情報管理手数料まとめ払い中	技術情報管理手数料の納付を待っている状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「まとめ払い」よりアクセスし、まとめ納付対象を選択する。 すでにまとめ対象選択されている場合は、手数料の納付を行う。	○	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	●

別紙_申請状況ステータス一覧表

●: 対象ステータスあり ー: 対象ステータスなし

項目番号	申請状況ステータス名称 ※1	申請状況ステータス説明 ※1	次に行う作業 ※2	通知メール ※3	新車登録	中古登録	移転登録	変更登録	記載変更	一時抹消	永久抹消	移転一時	移転永久	変更一時	継続検査
10	添付書類取得中	希望番号予約済証の取得又は登録情報処理機関へ各添付書類の取得が行われている状態。	時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。 申請ステータスが“中断中”的場合は、「申請中断再開」又は「申請取下」を行う。	ー	●	●	●	●	ー	ー	ー	●	●	ー	●
11	検査登録申請審査中	運輸支局等による検査登録申請の審査が行われている状態。	時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。	ー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12	自動車重量税まとめ払い中	自動車重量税の納付を待っている状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「まとめ払い」よりアクセスし、まとめ納付対象を選択する。 すでにまとめ対象選択されている場合は、税の納付を行う。	○	●	●	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	●
13	自動車重量税ダイレクト納付中	自動車重量税の納付を待っている状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「ダイレクト納付」よりアクセスし、ダイレクト納付対象を選択し、税の納付を行う。	○	●	●	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	●
14	自動車税申告中	自動車税申告待ちの状態。	時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。 申請ステータスが“中断中”的場合は「申請データ修正(県税)」を行う。	○ (「申請データ修正(県税)」を行い、OSSでチェックエラーになった場合)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	ー
15	自動車税申告審査中	都道府県による自動車税申告の審査が行われている状態。	時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。	ー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	ー
16	自動車税まとめ払い中	自動車税の納付を待っている状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「まとめ払い」よりアクセスし、まとめ納付対象を選択する。 すでにまとめ対象選択されている場合は、税の納付を行う。	○	●	●	●	ー	ー	ー	ー	●	ー	ー	ー
17	自動車税ダイレクト納付中	自動車税の納付を待っている状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「ダイレクト納付」よりアクセスし、ダイレクト納付対象を選択し、税の納付を行う。	○	●	●	●	ー	ー	ー	ー	●	ー	ー	ー
18	自動車検査証交付待ち	自動車検査証等の交付の準備が行われた状態。	交付物の受取を行う。	○	●	●	●	●	●	ー	ー	ー	ー	ー	●
19	登録識別情報等通知書交付待ち	登録識別情報等通知書の交付の準備が行われた状態。	交付物の受取を行う。	○	ー	ー	ー	ー	ー	●	ー	ー	ー	ー	ー
20	登録識別情報等通知書等交付待ち	登録識別情報等通知書等の交付の準備が行われた状態。	交付物の受取を行う。	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	●	ー	●	ー
21	登録事項等通知書交付待ち	登録事項等通知書の交付の準備が行われた状態。	交付物の受取を行う。	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	●	ー	ー
22	再納付指示待ち	ダイレクト納付の口座残高不足や金融機関のサービス時間外等により、納付が行われず、納付指示を待っている状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「ダイレクト納付」よりアクセスし、再納付指示待ちの対象確認・選択し、税・手数料の納付を行う。	ー	●	●	●	●	ー	●	ー	●	●	●	●
23	手続(交付)完了	OSSでの手続が終了した状態。	ー	○	●	●	●	●	●	ー	●	●	●	●	●

別紙_申請状況ステータス一覧表

●: 対象ステータスあり ー: 対象ステータスなし

項目番号	申請状況ステータス名称 ※1	申請状況ステータス説明 ※1	次に行う作業 ※2	通知メール ※3	新車登録	中古登録	移転登録	変更登録	記載変更	一時抹消	永久抹消	移転一時	移転永久	変更一時	継続検査
24	手続完了	OSSでの手続が終了した状態。	ー	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	●	ー	ー	ー	ー
25	保管場所証明申請補正待ち	保管場所証明申請の申請内容に軽微な誤りがあり、申請者に補正が通知された状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「申請した手続の状況照会」又は「補正」よりアクセスし、補正箇所を修正し申請するか、「申請した手続の状況照会」よりアクセスし、申請の取り下げを行う。	○	●	●	●	●	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
26	保管場所証明申請補正受付処理中	保管場所証明申請の補正箇所修正後に申請データを送信し、申請データの形式チェック、署名・証明書検証等が行われている状態。	時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。	ー	●	●	●	●	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
27	検査登録申請補正待ち	検査登録申請の申請内容や取得した添付書類に軽微な誤りがあり、申請者に補正が通知された状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「申請した手続の状況照会」又は「補正」よりアクセスし、補正箇所を修正し申請するか、「申請した手続の状況照会」よりアクセスし、申請の取り下げを行う。	○	●	●	●	●	ー	●	●	●	●	●	●
28	検査登録申請補正受付処理中	検査登録申請の補正箇所修正後に申請データを送信し、申請データの形式チェック、署名・証明書検証等が行われている状態。	時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。	ー	●	●	●	●	ー	●	●	●	●	●	●
29	自動車税申告補正待ち	自動車税申告の申請内容に軽微な誤りがあり、申請者に補正が通知された状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「申請した手続の状況照会」又は「補正」よりアクセスし、補正箇所を修正し申請する。	○	●	●	●	●	●	ー	●	●	●	ー	ー
30	自動車税申告補正受付処理中	自動車税申告の補正箇所修正後に申請データを送信し、申請データの形式チェック、署名・証明書検証等が行われている状態。	時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。	ー	●	●	●	●	●	ー	●	●	●	ー	ー
31	受付審査無効	受付審査にて添付書類等に不備があり、運輸支局等から申請取り消しが通知された状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「申請した手続の状況照会」よりアクセスし、詳細情報の確認後、必要に応じてAINASから「申請データ再利用」又は「再申請」を行う。	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
32	保管場所証明申請無効	保管場所証明申請対象地域に対象外の申請を行った場合や、納付期限日内に手数料が納付されない場合に、申請取り消しが通知された状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「申請した手続の状況照会」よりアクセスし、詳細情報の確認後、必要に応じてAINASから「申請データ再利用」又は「再申請」を行う。	○	●	●	●	●	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
33	検査登録申請無効	納付期限日内に税・手数料が納付されない場合に、申請取り消しが通知された状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「申請した手続の状況照会」よりアクセスし、詳細情報の確認を後、必要に応じてAINASから「申請データ再利用」又は「再申請」を行う。	○	●	●	●	●	ー	●	ー	●	●	●	●
34	保管場所証明申請却下	警察の審査により却下が通知された状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「申請した手続の状況照会」よりアクセスし、詳細情報の確認後、必要に応じてAINASから「申請データ再利用」又は「再申請」を行う。	○	●	●	●	●	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

別紙_申請状況ステータス一覧表

●:対象ステータスあり ー:対象ステータスなし

項目番号	申請状況ステータス名称 ※1	申請状況ステータス説明 ※1	次に行う作業 ※2	通知メール ※3	新車登録	中古車登録	移転登録	変更登録	記載変更	一時抹消	永久抹消	移転一時	移転永久	変更一時	継続検査
35	検査登録申請却下	運輸支局等の審査により却下が通知された状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「申請した手続の状況照会」よりアクセスし、詳細情報の確認後、必要に応じてAINASから「申請データ再利用」又は「再申請」を行う。	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
36	保管場所証明申請取り下げ中	申請者により、申請の取り下げ依頼を送信し、各行政機関へ申請の取り下げ通知が行われている状態。	時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。	ー	●	●	●	●	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
37	検査登録申請取り下げ中	申請者により、申請の取り下げ依頼を送信し、各行政機関へ申請の取り下げ通知が行われている状態。	時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。	ー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
38	保管場所証明申請取り下げ	申請者により、申請の取り下げが完了した状態。	必要に応じて「申請データ再利用」又は「再申請」を行う。	ー	●	●	●	●	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
39	検査登録申請取り下げ	申請者により、申請の取り下げが完了した状態。	必要に応じて「申請データ再利用」又は「再申請」を行う。	ー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
40	未受付	申請データの形式チェック、署名・証明書検証等にて受付処理エラーが検出された状態。	OSSポータルサイトからリンクされている「申請した手続の状況照会」よりアクセスし、エラーの原因を確認後、AINASから「申請データ再利用」又は「再申請」を行う。	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※1 OSSが定義しているステータス名称・説明

※2 AINAS利用者が主体となって行う行動

※3 OSSの申請状況に応じて配信される通知メール

○:メール配信あり ー:メール配信なし

【別紙 申請データの保有期間】

別紙_申請データの保有期間

項目番号	OSSへの申請有無	申請状況ステータス	削除対象	削除起算日	削除起算日からの保有期間
1	OSSへ申請前	-	-	-	-
2		未受付	○	未受付を検知した日	62日
3		申請受付処理中	-	-	-
4		受付審査中	-	-	-
5		受付審査無効	○	無効を検知した日	62日
6		保管場所証明申請中	-	-	-
7		保管場所証明申請無効	○	無効を検知した日	62日
8		保管場所証明申請手数料まとめ払い中	-	-	-
9		保管場所証明申請審査中	-	-	-
10		保管場所証明申請取り下げ中	-	-	-
11		保管場所証明申請取り下げ	○	取り下げを検知した日	62日
12		保管場所証明申請却下	○	却下を検知した日	62日
13		保管場所証明申請補正待ち	-	-	-
14		保管場所証明申請補正受付処理中	-	-	-
15		検査登録申請中	-	-	-
16		検査登録申請取り下げ中	-	-	-
17		検査登録申請取り下げ	○	取り下げを検知した日	62日
18		検査登録手数料まとめ払い中	-	-	-
19		検査登録手数料ダイレクト納付中	-	-	-
20		技術情報管理手数料まとめ払い中	-	-	-
21	OSSへ申請後	検査登録申請無効	○	無効を検知した日	62日
22		添付書類取得中	-	-	-
23		検査登録申請審査中	-	-	-
24		検査登録申請補正待ち	-	-	-
25		検査登録申請補正受付処理中	-	-	-
26		検査登録申請却下	○	却下を検知した日	62日
27		自動車重量税まとめ払い中	-	-	-
28		自動車重量税ダイレクト納付中	-	-	-
29		自動車税申告中	-	-	-
30		自動車税申告審査中	-	-	-
31		自動車税申告補正待ち	-	-	-
32		自動車税申告補正受付処理中	-	-	-
33		自動車税まとめ払い中	-	-	-
34		自動車税ダイレクト納付中	-	-	-
35		再納付指示待ち	-	-	-
36		自動車検査証交付待ち	-	-	-
37		登録識別情報等通知書交付待ち	-	-	-
38		登録識別情報等通知書等交付待ち	-	-	-
39		登録事項等通知書交付待ち	-	-	-
40		手続(交付)完了 ※永久抹消については、手続完了	○	手続完了を検知した日	62日

【別紙　自動車検査証の出力順】

車検証交付時の出力順

■ OSS申請における交付一覧の出力について

OSS申請では交付一覧帳票及び交付物（自動車検査証等）を運輸支局等にて出力します。

交付一覧については、証明書等管理業者、配布先識別番号、整備工場コードのそれぞれで振り分けて出力します。

交付一覧内での自動車検査証等の出力順について以下に記します。

項目番	ソート順	項目名
1	第1ソート	証明書等管理業者名称
2	第2ソート	配布先等識別番号
3	第3ソート	整備工場コード※継続検査・中古新規のみ設定される
4	第4ソート	手続種別
5	第5ソート	自動車登録番号

■ 交付一覧内の自動車検査証等の出力順の具体例

凡例：—は設定なし

証明書等管理業者	交付一覧	交付一覧内の出力順	整備工場コード	手続種別	自動車登録番号
○○証明書等管理業者	配布先等識別番号 A01	1	35-10001	継続検査	品川300さ1011
		2	35-10001	継続検査	品川300さ1012
		3	—	新車新規	品川300さ1001
		4	—	新車新規	品川300さ1002
		5	—	移転	品川300さ1006
		6	—	移転	品川300さ1007
	配布先等識別番号 A02	1	35-10002	継続検査	品川300さ1013
		2	—	新車新規	品川300さ1003
		3	—	新車新規	品川300さ1004
		4	—	移転	品川300さ1008
		5	—	移転	品川300さ1009
	配布先等識別番号 なし	1	35-10003	継続検査	品川300さ1014
		2	35-10004	継続検査	品川300さ1015
		3	—	新車新規	品川300さ1005
		4	—	移転	品川300さ1010

【別紙 OSS申請時エラー一覧】

項目番号	エラー種別	エラー内容	通信ライブラリ結果コード	リターンコード	エラー原因	対処方法
1	申請チェックエラー	「委任状名称」※1 + 「電子委任状解凍エラー」	-	-	電子委任状の形式が不正。 【例】電子委任状設定機能にて、紙の委任状をスキャンした画像ファイルやPDFファイルなどのOSSポータルにて作成した電子委任状以外のファイルを設定した。	申請内容を確認し、以下の対応を行う。 ①OSSポータルにて作成した電子委任状がある場合 電子委任状設定機能にて、電子委任状を設定し、再度申請を行う。 ②上記以外の場合(OSSポータルにて作成した電子委任状がない場合) OSSポータルにて電子委任状を作成し、再度申請を行うか、電子委任状を設定せず、紙の委任状を使用して再度申請を行う。
2	申請チェックエラー	「委任状名称」※1 + 「電子委任状ファイル種別エラー」	-	-	電子委任状が正しい箇所に設定されていない。 【例】電子委任状設定機能にて、所有者(所使同一)に使用者委任状のファイルを設定した。	電子委任状が正しく設定されていることを確認して、再度申請を行う。
3	申請チェックエラー	「委任状名称」※1 + 「電子委任状手続種別エラー」	-	-	申請の手続種別と電子委任状の手続種別が一致しない。	申請内容を確認し、以下の対応を行う。 ①電子委任状に設定した手続種別が申請で設定した手続種別と一致しない場合 電子委任状設定機能にて、電子委任状を再設定し、再度申請を行う。 ②上記以外の場合(電子委任状に設定した手続種別が不明な場合) 電子委任状を再作成し、再度申請を行う。
4	申請チェックエラー	「委任状名称」※1 + 「電子委任状住民票コード形式エラー」	-	-	住民票コードの属性、桁数が不正。	電子委任状に設定した住民票コードが半角数字、11桁であることを確認し、再度申請を行う。
5	申請チェックエラー	自動車税種別割非課税エラー	-	-	種別割課税区分が誤っている。	申請内容を確認し、以下の対応を行う。 ①公用車申請を行う場合 官職証明書又は職責証明書で署名した電子委任状を設定する。 ②上記以外の場合 申請内容の種別割課税区分を修正する。
6	申請チェックエラー	環境性能割税率区分設定エラー	-	-	環境性能割税率区分が誤っている。	申請内容を確認し、以下の対応を行う。 ①公用車申請を行う場合 官職証明書又は職責証明書で署名した電子委任状を設定したうえで、環境性能割課税区分に「非課税」を設定し、環境性能割税率区分を未設定にする ②環境性能割税率区分が「課税」、「非課税」の場合 環境性能割税率区分を設定する。 その際、設定する区分の課税、非課税が環境性能割税率区分と合っていることを確認する。 ③環境性能割税率区分が「課税」、「非課税」以外の場合 環境性能割税率区分を未設定にする
7	申請チェックエラー	旧所有者未成年エラー	-	-	申請日時点の旧所有者が未成年である。	申請内容を確認し、以下の対応を行う。 ①旧所有者が成人の場合 申請内容の旧所有者の生年月日を修正する。 ②上記以外の場合(旧所有者が未成年の場合) OSS申請対象外のため、窓口で申請を行う。
8	申請チェックエラー	所有者未成年エラー	-	-	申請日時点の所有者が未成年である。	申請内容を確認し、以下の対応を行う。 ①所有者が成人である場合 所有者の生年月日を確認し、再度申請を行う。 ②上記以外の場合(所有者が未成年の場合) OSS申請対象外のため、窓口で申請を行う。
9	申請チェックエラー	電子委任状公用車判定エラー	-	-	官職証明書又は職責証明書で署名された電子委任状が設定されていない。	申請内容を確認し、以下の対応を行う。 ①公用車申請を行う場合 官職証明書又は職責証明書で署名した電子委任状を設定する。 ②上記以外の場合 官職証明書又は職責証明書で署名した電子委任状は不要のため、電子委任状の設定解除を行ったうえで、再度申請を行う。
10	申請チェックエラー	依頼人預入電子証明書形式エラー	-	-	依頼人預入電子証明書が不正な証明書である。	自動車情報利活用促進協会に電子証明書の登録を依頼する。
11	申請チェックエラー	依頼人預入電子証明書有効期限切れエラー	-	-	依頼人預入電子証明書の有効期限が切れている。	自動車情報利活用促進協会に電子証明書の登録を依頼する。
12	申請チェックエラー	代理人電子証明書形式エラー	-	-	代理人電子証明書が不正な証明書である。	自動車情報利活用促進協会に電子証明書の登録を依頼する。
13	申請チェックエラー	代理人電子証明書有効期限切れエラー	-	-	代理人電子証明書の有効期限が切れている。	自動車情報利活用促進協会に電子証明書の登録を依頼する。
14	申請チェックエラー	申請ファイルサイズ上限チェックエラー	-	-	申請ファイル(全体)が1MB(1024KB)以上である。	添付ファイルのサイズを確認して再度申請を行う。 ※所在図、配置図等の合計サイズが950KB以内の設定となることを推奨する。
15	OSSエラー	-	申請データサイズエラー	-	暗号化後の申請ファイル(全体)が1MB(1024KB)以上である。	添付ファイルのサイズを確認して再度申請を行う。 ※所在図、配置図等の合計サイズが950KB以内の設定となることを推奨する。
16	OSSエラー	-	暗号化用電子証明書取得エラー	-	一括利用者IDや一括利用者パスワードに誤りがある。	一括利用者アカウントを削除し、正しい一括利用者ID、一括利用者パスワードで一括利用者アカウントを再登録する。
17	OSSエラー	-	通信エラー	-	OSSとの通信処理にてエラーが発生した。	システム管理者にて状況を調査中のため、時間をおいて、再度依頼データ照会又は申請データ照会を行う。

OSS申請時エラー一覧

項目番号	エラー種別	エラー内容	通信ライブラリ結果コード	リターンコード	エラー原因	対処方法
18	OSSエラー	-	※2	まとめ払い利用者IDエラー	納付利用者IDに誤りがある。	一括利用者アカウントを削除し、正しい納付利用者IDで一括利用者アカウントを再登録する。
19	OSSエラー	-	※2	サービス提供地域外エラー	使用の本拠の位置・住所コード・保管場所・住所(都道府県)にサービス対象外の都道府県が設定されている。	申請内容を確認し、以下の対応を行う。 ①使用の本拠の位置・住所コード・保管場所・住所(都道府県)の値に誤りがある場合 使用の本拠の位置・住所コード・保管場所・住所(都道府県)を修正し再度申請を行う。 ②上記以外の場合 OSS申請対象外のため、窓口で申請を行う。
20	OSSエラー	-	※2	証明書一次認証エラー	利用不可能な電子証明書を使用している。	利用可能な電子証明書を用意し、自動車情報利活用促進協会に電子証明書の再登録を依頼する。
21	OSSエラー	-	※2	都道府県別業務規制チェックエラー	申請先の都道府県が業務規制中である。	OSSポータルを確認し、業務規制が解除されたことを確認後、再度申請を行う。
22	OSSエラー	-	※2	一括利用者ID形式エラー	一括利用者IDの形式に誤りがある。	一括利用者アカウントを削除し、正しい一括利用者IDで一括利用者アカウントを再登録する。
23	OSSエラー	-	※2	一括利用者ID存在確認エラー	一括利用者IDが登録されていない。	一括利用者IDの取得有無を確認し、以下の対応を行う。 ①OSSポータルで一括利用者IDを取得済の場合 一括利用者アカウントを削除し、正しい一括利用者IDで一括利用者アカウントを再登録する。 ②上記以外の場合 OSSポータルで一括利用者IDを取得後、一括利用者アカウントを削除し、取得した一括利用者IDで一括利用者アカウントを再登録する。
24	OSSエラー	-	※2	一括利用者IDアカウントロック中エラー	一括利用者パスワードに誤りがある。	OSSポータルで一括利用者パスワードの初期化後、一括利用者アカウントを削除し、初期化時に設定した新しい一括利用者パスワードで一括利用者アカウントを再登録する。
25	OSSエラー	-	※2	一括利用者IDパスワード突合エラー	一括利用者パスワードに誤りがある。	一括利用者アカウントを削除し、正しい一括利用者パスワードで一括利用者アカウントを再登録する。
26	OSSエラー	-	※2	一括利用者IDパスワード有効期限エラー	一括利用者パスワードの有効期限が切れている。	OSSIに対してAINASが自動でパスワード変更を実施するため、次の正時以降に申請が可能となる。
27	OSSエラー	-	※2	ワンクリック納付利用不可地域エラー	使用の本拠の位置・住所コード・保管場所・住所(都道府県)にダイレクト納付利用不可の都道府県が設定されている。	一括利用者アカウントの納付形態を「まとめ払い」に変更し、再度申請を行う。
28	OSSエラー	-	※2	ダイレクト納付利用者IDエラー	納付利用者IDに誤りがある。	ダイレクト納付利用手続きの完了有無を確認し、以下の対応を行う。 ①OSSポータルでダイレクト納付利用手続きが完了している場合 一括利用者アカウントを削除し、正しい納付利用者IDで一括利用者アカウントを再登録する。 ②上記以外の場合 OSSポータルでダイレクト納付利用手続きを完了させる又は一括利用者アカウントの納付形態を「まとめ払い」に変更し、再度申請を行う。
29	OSSエラー	-	※2	口座存在チェックエラー	納付利用者IDに紐付く口座のうち、ダイレクト納付を行なう納付先収納機関に対して納付可能な口座が存在しない。	申請内容を確認し、以下の対応を行う。 ①ダイレクト納付を行いたい場合 OSSポータルにて、ダイレクト納付口座新規作成を行う。 ②上記以外の場合(まとめ払いを行いたい場合) 一括利用者アカウントの納付形態を「まとめ払い」に変更し、再度申請を行う。

※1: 以下のいずれかを指す。
 所有者委任状
 使用者委任状
 所同一委任状
 旧所有者委任状

※2: OSSより取得した通信ライブラリ結果コードを表示する。

【別添 OSS申請対象】

OSS申請対象2023

■申請時に使用可能な電子証明書

本人申請

- 公的個人認証サービスより発行された電子証明書(マイナンバーカード)
- 商業登記に基づく電子認証制度により発行された電子証明書

代理人申請

(行政書士法及び行政書士法施行規則第20条に規定された者)

- セコムトラストシステムズ株式会社より発行されたセコムパスポートfor G-ID
行政書士電子証明書
- 商業登記に基づく電子認証制度により発行された電子証明書

■申請方法

- ①OSSポータルサイトからの申請(以下「個別申請」という。)
- ②一括利用者システムからの申請(以下「一括申請」という。)

■公用車

下記電子証明書を使用して電子委任状を作成することで公用車の申請が可能。(一括申請のみ)

- ・(国・検査登録手数料が無料となる一部の独立行政法人の場合)官職証明書
- ・(都道府県・市町村・特別区・財産区の場合)職責証明書

■Aタイプ・Bタイプ車検証に対応

■保管場所不要地域に対応

(ただし、保管場所証明不要地域で、使用者住所と使用の本拠が異なる場合はOSSでは対象外。)

■駐留軍人軍属私有車両(Y)、駐留軍人軍属所有業務外車両(E、H、K、M)、一時輸入車両(T)、身分喪失車両(よ)は、継続検査のみ対応。(それ以外の手続きは全て対象外)

■二輪自動車は対象外

■被災自動車等の買換えに係る減免措置が必要な車両については対象外

■受付審査時に紙書類の持込みが必要な場合の持込期限

受付番号取得後15日以内(期限内に持込みがない場合は申請無効)

■各種税・手数料納付期限(申請者は、各申請の納付期限を申請後の『状況照会』画面にて確認可能)

保管場所証明申請手数料…申請があった日から15日

保管場所標章交付手数料…保管場所審査が完了となった日から1年

自動車検査登録手数料…申請があった日から75日(継続検査以外)

申請があった日から30日(継続検査)

技術情報管理手数料…技術情報管理手数料額算出依頼があった日から30日以内

自動車重量税…審査が完了となった日から1年

自動車税環境性能割・種別割…審査が完了となった日から1年] 納付期限が切れても却下されない

■補正期限

警察機関からの補正指示がある場合

…審査担当者からの補正の指示がなされた日の翌日から5日(土日、祝祭日、年末年始を除く)以内

運輸支局等からの補正指示がある場合

…審査担当者からの補正の指示がなされた日から12日(土日、祝祭日、年末年始を除く)以内

都道府県税事務所から補正の指示がある場合

…審査担当者からの補正の指示がなされた日から1年以内

■再申請

以下条件を全て満たす場合、【検査登録手数料】を無料とすることが可（申請データに前回の受付番号を入力）

- ①再申請の検査登録に関する申請内容が前回の申請と変わらないと判断していること
- ②技術情報管理手数料の未納により無効となったもの、検査登録審査で却下されたもの
又は申請者が取り下げたものであること
- ③前回申請した申請書の受付日から2ヶ月以内であること

以下条件を全て満たす場合、【技術情報管理手数料】を無料とすることが可（申請データに前回の受付番号を入力）

- ①再申請の検査登録に関する申請内容が前回の申請と変わらないと判断していること
- ②検査登録審査で却下されたもの又は申請者が取り下げたものであること
- ③前回申請した申請書の受付日から2ヶ月以内であること

なお、両方の条件を満たされる場合、検査登録手数料と技術情報管理手数料両方を無料とすることが可（申請データに前回の受付番号を入力）

■保管場所証明の再利用

保管場所証明申請に関する審査が完了し、その後の審査で却下／無効とされた又は申請者が取り下げた場合、保管場所証明書データの再利用が可

①以前のOSS申請で保管場所証明書データが警察から電子的に発行されていること

（以前のOSS申請で「保管場所標章番号」が『状況照会』画面に表示されていたこと）

②運輸支局等への手続開始以降に無効となった、却下された又は申請者が取り下げたものであること

③保管場所証明書データが電子的に発行された際の保管場所証明申請の内容が、今回の申請内容と一致していること

④保管場所証明書データが電子的に発行された日(※)から40日以内であること

※以前のOSS申請で、申請状況ステータスが『保管場所証明申請審査中』から『保管場所標章交付手数料まとめ払い中』に変わった日

■申請取り下げ可能なポイント

【保管場所証明審査】・保管場所証明申請開始の前(一括申請のみ)

・(新車新規のみ)車台番号取得開始前(一括申請のみ)

・(保管場所証明審査における補正があった場合)補正申請の前

【検査登録審査】・検査登録申請の開始の前(一括申請のみ)

・検査登録手数料納付前(まとめ納付・ダイレクト納付のみ)

・(新車新規・中古車新規・継続検査のみ)技術情報管理手数料納付前(まとめ納付・予納金のみ)

・(新車新規・中古車新規・継続検査のみ)自賠責証取得開始前(一括申請のみ)

・(新車新規・中古車新規・移転登録のみ)検査登録審査の開始の前(一括申請のみ)

・(検査登録審査における補正があった場合)補正申請の前

■各種税・手数料の納付方法

各種税・手数料の納付方法は以下の種類がある

- ・ATM、インターネットバンキングによる納付
 - ・ダイレクト納付(金融機関口座からの自動引き落とし)
 - ・キャッシュレス納付(クレジットカード等による納付)
 - ・予納方式による納付(金融機関を通じた納付を行わず予納金を用いる方式)
- ※なお、納付方法は税・手数料ごとに利用制限があり

税・手数料	ATM、インターネットバンキング	ダイレクト納付	キャッシュレス納付	予納方式
保管場所証明申請手数料	○	—	—	—
保管場所標章交付手数料	○	—	—	—
検査登録手数料	○	○	○	—
自動車重量税	○	○	○	—
技術情報管理手数料	○	—	○	○
自動車税環境性能割	○	— ※	—	—
自動車税種別割	○	— ※	—	—

※2024/01よりダイレクト納付に対応予定

■記録等事務代行者による自動車検査証(ICタグ)の記録

以下条件を全て満たす場合、記録等事務代行業者を指定してOSS申請をすることで、運輸支局等に出頭せずに車検証の更新(継続検査においては検査標章の更新含む)が可能。

- ①申請手続きにより新たに交付される自動車検査証と旧自動車検査証の券面に変更がないこと
- ②旧自動車検査証は電子車検証であること
- ③対象手続が移転登録、変更登録、継続検査、記載事項変更(一括申請)であること
- ④申請時に、正しい記録等事務代行者を指定していること

なお、上記の申請について支局からの補正指示(記録等事務代行者情報が補正対象の場合)に対応する際、窓口申請への切替が可能である。

新車新規登録

新車新規登録

■型式について指定を受けた車両

■完成検査終了証兼譲渡証明書、自動車損害賠償責任保険（共済）の情報が登録情報処理機関に提供されている車両

※予備検査済の車両は対象外

※現車提示が必要な車両は対象外

※事業用、貸渡用にも対応（一括申請のみ）

- ・事業用自動車連絡書（紙）を受付審査時に提示

（事業用自動車連絡書に相当する情報を申請時に送信することで紙の提出を省略可）

- ・事業用自動車の場合、保管場所審査はスキップ（保管場所申請データも不要）

※所有者が共同所有者の場合は対象外

※障害者減免等都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する自動車は対象外

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（車両総重量7t未満かつ最大積載量5t未満のみ）

　　小型乗用・小型乗合・小型貨物（けん引車及び被けん引車を除く）

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種O）及び建設機械以外（車種9））は対象外

新車新規登録

【必要書類等】

都道府県警察

- ・所在図（なお、①使用の本拠の位置と保管場所が同じ場合 ②現在使用している車庫であり、当該車庫使用（使用していた）自動車のナンバープレート及び番号保管場所標章番号を入力した場合 の①②いずれかの条件を満たす場合は省略可）
- ・配置図
- ・使用権原疎明書面
- ・使用の本拠の位置を疎明する書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合）
- ・委任状（資格者代理人フローによる代理申請の場合）

※上記書類をカメラ・スキャナ等で読み込み、申請データに添付（100KB程度のJPEG、1024×768ピクセル推奨）

※用途が事業用の場合、もしくは再申請（保管場所証明申請に関する審査終了後に却下又は取り下げされた申請）の場合は、
審査不要

運輸支局等

- ・譲渡証明書兼完成検査終了証（電子）（登録情報処理機関から提供）
- ・所有者の印鑑（登録）証明書（委任状が必要となる申請であり、紙の委任状もしくは電子署名のない電子委任状の場合）
- ・所有者の委任状（代理申請の場合）
- ・使用者の委任状（代理申請の場合）（所轄不同一の場合）
- ・使用者の住所を証するに足りる書面（所轄不同一の場合）
- ・事業用自動車等連絡書（紙又は電子）（事業用・貸渡用車両の場合）（一括申請のみ）
- ・希望番号（希望ナンバープレートを予約済の方のみ申請時に入力）
- ・自動車損害賠償責任保険（共済）証明書（登録情報処理機関から提供）
- ・（所有者が未成年の場合）親権者または後見人の同意書／承諾書等（紙）（一括申請のみ）

所有者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年	○	×	親権者または後見人の同意書／承諾書等が必要
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

使用者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

用途の条件一覧		一括 申請	個別 申請	
自家用		○	○	
事業用		○	×	
貸渡用		○	×	

車両の条件					一括申請	個別申請			
普通	乗用				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	乗合				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)(車両総重量7t未満かつ最大積載量5t未満)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラック(貨物・貨客兼用車)(車両総重量7t以上または最大積載量5t以上)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
	ダンプ車	ダンプ車	土砂等運搬車のダンプ車(車両総重量7t未満かつ最大積載量5t未満)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			土砂等運搬車のダンプ車(車両総重量7t以上または最大積載量5t以上)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
			土砂等運搬車以外のダンプ車		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
小型	乗用				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	乗合				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
			三輪自動車		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			ダンプ車		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
特殊(特種)用途自動車(車種8)					<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
大型特殊自動車		建設機械(車種0)			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
		建設機械以外(車種9)			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
所有者が共同所有者					<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	○	○
	相続	—	—
	贈与	—	—
	所有権留保	—	—
	その他	○	○
自動車税種別割 課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	×	×
	商品車	×	×
	その他	—	—
自動車税環境性能割課税区分	課税	○	○
	非課税	○	○
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	○	○
	商品車	×	×
	その他	—	—

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請	個別申請
用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物)	○	○
	トラック(貨客兼用車)	○	○
	トラック(けん引車)	×	×
	トラック(被けん引車)	×	×
	バス(一般乗合用)	×	×
	バス(その他)	○	○
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
	その他	×	×
所有形態	自己所有	○	○
	所有権留保	○	○
	商品車	×	×
	リース車	○	○
	譲渡担保	×	×
	その他	—	—

中古車新規登録

中古車新規登録

■一時抹消登録済で、指定整備済の車両

■保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険（共済）の情報が登録情報処理機関に提供されている車両

※予備検査済及び限定車検証交付後に限定指定整備済の車両は対象外

※現車提示が必要な車両は対象外

※諸元に変更のある車両は対象外

※事業用、貸渡用にも対応（一括申請のみ）

- ・事業用自動車連絡書（紙）を受付審査時に提示

（事業用自動車連絡書に相当する情報を申請時に送信することで紙の提出を省略可）

- ・事業用自動車の場合、保管場所審査はスキップ（保管場所申請データも不要）

※所有者が共同所有者の場合は対象外

※障害者減免等都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する自動車は対象外

対象車両：普通乗用・小型乗用・小型貨物（最大積載量1t以下のバン・三輪バンのみ）

※普通乗合、普通貨物、小型乗合、特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種O）及び建設機械以外（車種9））は対象外

中古車新規登録

【必要書類等】

都道府県警察

- ・所在図（なお、①使用の本拠の位置と保管場所が同じ場合 ②現在使用している車庫であり、当該車庫使用（使用していた）自動車のナンバープレート及び番号保管場所標章番号を入力した場合 の①②いずれかの条件を満たす場合は省略可）
- ・配置図
- ・使用権原疎明書面
- ・使用の本拠の位置を疎明する書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合）

※上記書類をカメラ・スキャナ等で読み込み、申請データに添付（100KB程度のJPEG、1024×768ピクセル推奨）

※用途が事業用の場合、もしくは再申請（保管場所証明申請に関する審査終了後に却下又は取り下げされた申請）の場合は、審査不要

運輸支局等

- ・譲渡証明書（紙）
- ・登録識別情報等通知書（または一時抹消登録証明書）
- ・所有者の印鑑（登録）証明書（委任状が必要となる申請であり、紙の委任状もしくは電子署名のない電子委任状の場合）
- ・所有者の委任状（代理申請の場合）
- ・使用者の委任状（代理申請の場合）（所轄不同一の場合）
- ・保安基準適合証（電子）（登録情報処理機関から提供。）
- ・使用者の住所を証するに足りる書面（紙）
- ・事業用自動車等連絡書（紙又は電子）（事業用・貸渡用車両の場合）（一括申請のみ）
- ・希望番号（希望ナンバープレートを予約済の方のみ。申請データに入力。）
- ・自動車損害賠償責任保険（共済）証明書（登録情報処理機関から提供。）
- ・（所有者が未成年の場合）親権者または後見人の同意書／承諾書等（紙）（一括申請のみ）

中古車新規登録

所有者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	親権者または後見人の同意書／承諾書等が必要
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

使用者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

用途の条件一覧		一括 申請	個別 申請	
自家用		○	○	
事業用		○	×	
貸渡用		○	×	

車両の条件			一括申請	個別申請				
普通	乗用		○	○				
	乗合		×	×				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	×	×			
			トラクター(けん引車)	×	×			
			トレーラー(被けん引車)	×	×			
	ダンプ車		×	×				
小型	乗用		○	○				
	乗合		×	×				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物)	△	△ 最大積載量1t以下のバンのみ保安基準適合証により実車確認を省略可能なためOSS対象			
			トラック(貨客兼用車)	×	×			
			トラクター(けん引車)	×	×			
			トレーラー(被けん引車)	×	×			
			三輪自動車	△	△ 最大積載量1t以下の三輪バンのみ保安基準適合証により実車確認を省略可能なためOSS対象			
	ダンプ車		×	×				
特殊(特種)用途自動車(車種8)			×	×				
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		×	×				
	建設機械以外(車種9)		×	×				
限定検査証交付中			×	×				
所有者もしくは旧所有者が共同所有者			×	×				

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	○	○
	相続	—	—
	贈与	—	—
	所有権留保解除	—	—
	その他	○	○
自動車税種別割 課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	×	×
	商品車	×	×
	その他	—	—
自動車税環境性能割課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	○	○
	商品車	×	×
	その他	○	○

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請	個別申請
用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物)	○	○
	トラック(貨客兼用車)	×	×
	トラック(けん引車)	×	×
	トラック(被けん引車)	×	×
	バス(一般乗合用)	×	×
	バス(その他)	×	×
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
	その他	×	×
所有形態	自己所有	○	○
	所有権留保	○	○
	商品車	×	×
	リース車	○	○
	譲渡担保	×	×
	その他	×	×

移転登録

移転登録

■売買による移転

■割賦完済（所有権留保解除）による移転

※相続・贈与・合併・分割・判決によるものは対象外。

※ダブル以上の移転は対象外。

※車台番号の変更、車名の変更、型式の変更、原動機の型式の変更は不可。

※所有者の名義変更は必須。

あわせて使用者の変更／使用者の住所の変更／使用の本拠の位置の変更を行うことも可。

※個人→法人の場合／法人→個人の場合にも対応。

※事業用、貸渡用にも対応。（一括申請のみ）

- ・事業用自動車連絡書（紙）を受付審査時に提示

（事業用自動車連絡書に相当する情報を申請時に送信することで紙の提出を省略可）

- ・事業用→自家用、貸渡用→自家用の用途変更は対象外

- ・事業用自動車の場合、保管場所審査はスキップ。（保管場所申請データも不要）

※所有者（新・旧）が共同所有者の場合は対象外

※障害者減免等都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する自動車は対象外

※使用の本拠の位置に変更がない場合、保管場所審査はスキップ

ただし、使用の本拠の位置を証する書面の提出が必要な場合（下記）は申請不可

- ・使用者住所と使用の本拠の位置が異なる車両において、使用者氏名を変更し、使用者住所・使用の本拠の位置共に変更しない場合
- ・使用者住所と使用の本拠の位置が異なる車両において、使用者氏名・使用者住所を変更し、使用の本拠の位置は変更しない場合
- ・使用者住所と使用の本拠の位置が同じ車両において、使用者氏名・使用者住所を変更し、使用の本拠の位置は変更しない場合
- ・使用者住所と使用の本拠の位置が同じ車両において、使用者の住所を変更し、使用者氏名・使用の本拠の位置は変更しない場合

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両は除く）

小型乗用・小型乗合・小型貨物

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種O）及び建設機械以外（車種9））は対象外

移転登録

【必要書類等】

都道府県警察

- ・所在図（なお、①使用の本拠の位置と保管場所が同じ場合 ②現在使用している車庫であり、当該車庫使用（使用していた）自動車のナンバープレート及び保管場所標章番号を入力した場合 の①②いずれかの条件を満たす場合は省略可）

- ・配置図

- ・使用権原疎明書面

- ・使用の本拠の位置を疎明する書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合）

※上記書類をカメラ・スキャナ等で取り込み、申請データに添付（100KB程度のJPEG、1024×768ピクセル推奨）

※用途が事業用の場合、もしくは再申請（保管場所証明申請に関する審査終了後に却下又は取り下げされた申請）の場合は、審査不要

運輸支局等

- ・旧車検証（新車検証交付時に持込み。Bタイプ車検証→Bタイプ車検証の場合は旧車検証の持込不要。
(この場合、新車検証も交付されない))

- ・旧ナンバープレート（変更がある場合）

- ・譲渡証明書（紙）

- ・新旧所有者の印鑑（登録）証明書（委任状が必要となる申請であり、委任状が紙もしくは電子署名のない電子委任状の場合）

- ・新旧所有者の委任状（代理申請の場合）

- ・使用者の委任状（所使不同一の場合）

- ・使用者の住所を証するに足りる書面（紙）（所使不同一の場合で、紙の委任状もしくは電子署名のない電子委任状の場合）

- ・旧所有者の氏名や住所の繋がりが証明できる書面（旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合）

- ・事業用自動車等連絡書（紙又は電子）（事業用・貸渡用車両の場合）

- ・希望番号（希望ナンバープレートを予約済の方のみ。申請データに入力。）

都道府県税

- ・古物商許可証等（商品車の場合（都道府県による））
(カメラ・スキャナ等で取り込み、申請データに添付（JPEG）4枚まで可能)

所有者の条件(新・旧)		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年(新所有者の場合)	×	×	
	未成年(旧所有者の場合)	×	×	
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

使用者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

用途の条件一覧		一括 申請	個別 申請	
自家用→自家用		○	○	
事業用→事業用、貸渡用→貸渡用		○	×	
自家用→事業用／貸渡用		○	×	
事業用／貸渡用→自家用		×	×	
貸渡用→事業用、事業用→貸渡用		○	×	

車両の条件			一括 申請	個別 申請				
普通	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外							
小型	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			三輪自動車	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
	建設機械以外(車種9)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
有効期間切れ車両			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
限定検査証交付中			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
所有者もしくは旧所有者が共同所有者			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	○	○
	相続	×	×
	贈与	×	×
	所有権留保解除	○	○
	その他	×	×
自動車税種別割 課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	×	×
	商品車	○	○
	その他	○	○
自動車税環境性能割課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	○	○
	商品車	○	○
	その他	○	○

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請	個別申請
用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○
	トラック(けん引車)	○	○
	トラック(被けん引車)	○	○
	バス(一般乗合用)	×	×
	バス(その他)	○	○
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
所有形態	その他	×	×
	自己所有	○	○
	所有権留保	○	○
	商品車	○	○
	リース車	○	○
	譲渡担保	×	×
	その他	○	○

変更登録

変更登録

■所有者の氏名又は名称の変更（人格又は法人格は変わらない）

■所有者の住所の変更

■使用の本拠の位置の変更

※あわせて使用者の氏名又は名称／使用者の住所の変更を行うことは可

※車台番号の変更、車名の変更、型式の変更、原動機の型式の変更は不可

※所有権留保車両の使用者の変更は対象外

※事業用、貸渡用にも対応（一括申請のみ）

- ・事業用自動車連絡書（紙）を受付審査時に提示
(事業用自動車連絡書に相当する情報を申請時に送信することで紙の提出を省略可)
- ・事業用→自家用、貸渡用→自家用の用途変更は、対象外
- ・事業用自動車の場合、保管場所審査はスキップ（保管場所申請データも不要）

※所有者が共同所有者の場合は対象外

※障害者減免等都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する自動車は対象外

※使用の本拠の位置に変更がない場合、保管場所審査はスキップ

ただし、使用の本拠の位置を証する書面の提出が必要な場合（下記）は申請不可

- ・使用者住所と使用の本拠の位置が異なる車両において、使用者氏名を変更し、使用者住所・使用の本拠の位置共に変更しない場合
- ・使用者住所と使用の本拠の位置が異なる車両において、使用者氏名・使用者住所を変更し、使用の本拠の位置は変更しない場合
- ・使用者住所と使用の本拠の位置が同じ車両において、使用者氏名・使用者住所を変更し、使用の本拠の位置は変更しない場合
- ・使用者住所と使用の本拠の位置が同じ車両において、使用者の住所を変更し、使用者氏名・使用の本拠の位置は変更しない場合

※所使不同一車両において所有者が使用者にもなる変更の場合、以下の方法で申請可（車検証の“使用者氏名又は名称、住所”は「***」と表示）

ただし、自動車取得税が発生する場合は申請不可

＜一括申請の場合＞自動車検査証の“所有者氏名又は名称、住所”と同じ内容を申請データの“所有者氏名又は名称、住所”に設定し、かつ、“使用者氏名又は名称”に「1：所有者に同じ」、「使用者住所」に「1：所有者住所に同じ」と設定することで申請可

＜個別申請の場合＞“申請条件及び申請者等に関する入力画面”において、「登録する内容」の全てを選択し、「この自動車を使用するのは所有者ですか。」に“はい”を選択することで申請可

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両は除く）
小型乗用・小型乗合・小型貨物

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種O）及び建設機械以外（車種9））は対象外

変更登録

【必要書類等】

都道府県警察

- ・所在図（なお、①使用の本拠の位置と保管場所が同じ場合 ②現在使用している車庫であり、当該車庫使用（使用していた）自動車のナンバープレート及び保管場所標章番号を入力した場合 の①②いずれかの条件を満たす場合は省略可）
- ・配置図
- ・使用権原疎明書面
- ・使用の本拠の位置を疎明する書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合のみ）

※上記書類をカメラ・スキャナ等で読み込み、申請データに添付（100KB程度のJPEG、1024×768ピクセル推奨）

※保管場所不要地域の場合、又は、使用の本拠の位置に変更がない場合は必要無し

運輸支局等

- ・旧車検証（新車検証交付時に持込み。Bタイプ車検証→Bタイプ車検証の場合は旧車検証の持込不要。
(この場合新車検証も交付されない))
- ※条件を満たすと、申請時に「出頭不要」を選択可能で、ナンバープレートの発行を保留した上で交付物を郵送で受取可能。
- ・旧ナンバープレート（変更がある場合）
- ・氏名又は名称、住所変更の原因を証する書面（紙）（戸籍謄本、戸籍全部事項等証明書、住民票（※）等）
※所有者氏名又は名称／住所を変更する場合、所有者のマイナンバーカードで基本4情報を利用する意思表示を行うか、住民票コードを入力することで住民票を省略可能。（使用の本拠の変更を伴う場合は不可）
- ・所有者の委任状（代理申請の場合）
- ・使用者の委任状（所使不同一の場合）
- ・希望番号（希望ナンバープレートを予約済の方のみ。申請データに入力。）
- ・事業用自動車等連絡書（紙又は電子）（事業用・貸渡用車両の場合）
- ・使用者の住所を証するに足りる書面（紙）（所使不同一の場合で、紙の委任状もしくは電子署名のない電子委任状の場合）

所有者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合で、商業登記電子証明書を用いる申請の場合OSS対象外
個人	成人	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	未成年	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
法人・個人以外の公的機関		<input type="radio"/> (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成
使用者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	本社以外	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
個人	成人	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	未成年	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
法人・個人以外の公的機関		<input type="radio"/> (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成
用途の条件一覧		一括 申請	個別 申請	
自家用→自家用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
事業用→事業用、貸渡用→貸渡用		<input type="radio"/>	×	
自家用→事業用／貸渡用		<input type="radio"/>	×	
事業用／貸渡用→自家用		×	×	
貸渡用→事業用、事業用→貸渡用		<input type="radio"/>	×	

変更登録

車両の条件			一括 申請	個別 申請				
普通	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
					土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外			
小型	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			三輪自動車	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
大型特殊自動車	建設機械(車種O)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
	建設機械以外(車種9)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
有効期間切れ車両			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
限定検査証交付中			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
所有者が共同所有者			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				

変更登録

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧

一括
申請

個別
申請

取得原因	売買	—	—
	相続	—	—
	贈与	—	—
	所有権留保解除	—	—
	その他	○	○
自動車税種別割 課税区分	課税	—	—
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	×	×
	商品車	×	×
	その他	○	○
自動車税環境性 能割課税区分	課税	×	×
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	×	×
	商品車	×	×
	その他	○	○

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧

一括
申請

個別
申請

用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○
	トラック(けん引車)	○	○
	トラック(被けん引車)	○	○
	バス(一般乗合用)	×	×
	バス(その他)	○	○
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
所有形態	その他	×	×
	自己所有	○	○
	所有権留保	○	○
	商品車	×	×
	リース車	○	○
	譲渡担保	×	×
	その他	○	○

一時抹消登録

(一時抹消登録後の各種届出を含む)

一時抹消登録

■一時抹消登録後の各種届出も対象

※受付審査時に車検証・ナンバープレートの返納が必要

※事業用にも対応（一括申請のみ）

- ・事業用自動車連絡書（紙）を受付審査時に提出）
(事業用自動車連絡書に相当する情報を申請時に送信することで紙の提出を省略可)
- ・貸渡用の抹消登録の場合、事業用自動車連絡書の提出が必要ないため、個人申請・一括申請両方対応可

※所有者が共同所有者の場合は対象外

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両は除く）

小型乗用・小型乗合・小型貨物

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種O）及び建設機械以外（車種9））は対象外

一時抹消登録

【必要書類等】

運輸支局等

- ・車検証、ナンバープレート
- ・所有者の印鑑（登録）証明書（紙の委任状もしくは電子署名のない電子委任状の場合）
- ・所有者の委任状（代理申請の場合）
- ・事業用自動車等連絡書（紙又は電子）（事業用の場合）

一時抹消登録

所有者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年	△	△	印鑑証明書を取得できる場合は申請可 (住民票での代用はOSSでは不可)
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

用途の条件一覧		一括 申請	個別 申請	
自家用		○	○	
事業用		○	×	
貸渡用		○	○	

一時抹消登録

車両の条件			一括 申請	個別 申請				
普通	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外							
小型	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			三輪自動車	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
	建設機械以外(車種9)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
有効期間切れ車両			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
限定検査証交付中			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
所有者が共同所有者			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				

一時抹消登録

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧

		一括 申請	個別 申請
取得原因	売買	—	—
	相続	—	—
	贈与	—	—
	所有権留保解除	—	—
	その他	○	○
自動車税種別割 課税区分	課税	—	—
	非課税	—	—
	課税免除	—	—
	減免(障害者・その他)	—	—
	免税点以下	—	—
	商品車	—	—
	その他	○	○
	課税	—	—
自動車税環境性能割課税区分	非課税	—	—
	課税免除	—	—
	減免(障害者・その他)	—	—
	免税点以下	—	—
	商品車	—	—
	その他	○	○

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧

		一括 申請	個別 申請
用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○
	トラック(けん引車)	○	○
	トラック(被けん引車)	○	○
	バス(一般乗合用)	×	×
	バス(その他)	○	○
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
所有形態	その他	×	×
	自己所有	○	○
	所有権留保	—	—
	商品車	×	×
	リース車	○	○
	譲渡担保	×	×
	その他	○	○

永久抹消登録

永久抹消登録

■重量税還付の有無に関わらず対象

■特殊（特種）用途自動車、大型特殊自動車及び被けん引車を除く登録自動車で、自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたものが対象

※受付審査時に車検証・ナンバープレートの返納が必要

※滅失・用途停止は対象外

※（一括申請のみ）事業用にも対応（事業用自動車連絡書（紙）を受付審査時に提出）
（事業用自動車連絡書に相当する情報を申請時に送信することで紙の提出を省略可）

貸渡用の永久抹消登録の場合、事業用自動車連絡書の提出が必要ないため、個人
申請・一括申請の両方対応可

※所有者が共同所有者の場合は対象外

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（被けん引車及び土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両
は除く）

小型乗用・小型乗合・小型貨物（被けん引車は除く）

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種O）及び建設機械以外（車種9））は対象外

永久抹消登録

【必要書類等】

運輸支局等

- ・車検証、ナンバープレート
- ・所有者の印鑑（登録）証明書（紙の委任状もしくは電子署名のない電子委任状の場合）
- ・所有者の委任状（代理申請の場合）
- ・所有者の氏名や住所の繋がりが証明できる書面（所有者の氏名又は名称、もしくは住所に変更がある場合）
- ・事業用自動車等連絡書（紙又は電子）（事業用の場合）

所有者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年	△	△	印鑑証明書を取得できる場合は申請可 (住民票での代用はOSSでは不可)
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

用途の条件一覧		一括 申請	個別 申請	
自家用		○	○	
事業用		○	×	
貸渡用		○	○	

車両の条件			一括 申請	個別 申請				
普通	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
	ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外							
小型	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
			三輪自動車	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
	建設機械以外(車種9)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
有効期間切れ車両			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
限定検査証交付中			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
所有者が共同所有者			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				

永久抹消登録

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧

		一括 申請	個別 申請
取得原因	売買	—	—
	相続	—	—
	贈与	—	—
	所有権留保解除	—	—
	その他	○	○
自動車税種別割 課税区分	課税	—	—
	非課税	—	—
	課税免除	—	—
	減免(障害者・その他)	—	—
	免税点以下	—	—
	商品車	—	—
	その他	○	○
	課税	—	—
自動車税環境性能割課税区分	非課税	—	—
	課税免除	—	—
	減免(障害者・その他)	—	—
	免税点以下	—	—
	商品車	—	—
	その他	○	○

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧

	一括 申請	個別 申請
用途	乗用車	—
	トラック(貨物・貨客兼用車)	—
	トラック(けん引車)	—
	トラック(被けん引車)	—
	バス(一般乗合用)	—
	バス(その他)	—
	三輪小型	—
	特種用途自動車	—
所有形態	その他	—
	自己所有	—
	所有権留保	—
	商品車	×
	リース車	—
	譲渡担保	×
	その他	○

移転一時抹消登録(複合申請)

移転一時抹消登録(複合申請)

■売買による移転

■割賦完済（所有権留保解除）による移転

■保管場所審査は無し

※相続・贈与・合併・分割・判決によるものは対象外

※車台番号の変更、車名の変更、型式の変更、原動機の型式の変更は不可

※ダブル以上の移転は対象外

※所有者の名義変更は必須

あわせて使用者の変更／使用者の住所の変更／使用の本拠の位置の変更の場合も可

※個人→法人の場合／法人→個人の場合にも対応

※事業用・貸渡用は対象外

※所有者（新・旧）が共同所有者の場合は対象外

※障害者減免等都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する自動車は対象外

※車検証の有効期限切れ自動車にも対応

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両は除く）
小型乗用・小型乗合・小型貨物

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種O）及び建設機械以外（車種9））は対象外

【必要書類等】

運輸支局等

- ・旧車検証、旧ナンバープレート（受付審査時に持込み）
- ・新旧所有者の印鑑（登録）証明書（委任状が必要となる申請であり、委任状が紙もしくは電子署名のない電子委任状の場合）
- ・新旧所有者の委任状（代理申請の場合）
- ・使用者の委任状（所使不同一の場合）
- ・譲渡証明書（紙）
- ・使用者の住所を証するに足りる書面（紙）（所使不同一の場合で、紙の委任状もしくは電子署名のない電子委任状の場合）
- ・旧所有者の氏名や住所の繋がりが証明できる書面（旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合）

都道府県税

- ・古物商許可証等（商品車の場合（都道府県による））
(カメラ・スキャナ等で取り込み、申請データに添付（JPEG）4枚まで可能)

移転一時抹消登録(複合申請)

所有者の条件(新・旧)		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年(新所有者の場合)	×	×	
	未成年(旧所有者の場合)	×	×	
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成
使用者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成
用途の条件一覧		一括 申請	個別 申請	
自家用→自家用		○	○	
事業用→事業用、貸渡用→貸渡用		×	×	
自家用→事業用／貸渡用		×	×	
事業用／貸渡用→自家用		×	×	
貸渡用→事業用、事業用→貸渡用		×	×	

移転一時抹消登録(複合申請)

車両の条件			一括 申請	個別 申請				
普通	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外							
小型	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			三輪自動車	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
	建設機械以外(車種9)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
有効期間切れ車両			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
限定検査証交付中			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
所有者が共同所有者			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
					48			

移転一時抹消登録(複合申請)

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	○	○
	相続	×	×
	贈与	×	×
	所有権留保解除	○	○
	その他	○	○
自動車税種別割 課税区分	課税	○	○
	非課税	△ (公用車)	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	×	×
	商品車	○	○
	その他	○	○
自動車税環境性能割課税区分	課税	○	○
	非課税	△ (公用車)	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	○	○
	商品車	○	○

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請	個別申請
用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○
	トラック(けん引車)	○	○
	トラック(被けん引車)	○	○
	バス(一般乗用用)	×	×
所有形態	バス(その他)	○	○
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
	その他	×	×
	自己所有	○	○
所有形態	所有権留保	—	—
	商品車	○	○
	リース車	○	○
	譲渡担保	×	×
	その他	×	×

移転永久抹消登録(複合申請)

移転永久抹消登録(複合申請)

■売買による移転

■割賦完済（所有権留保解除）による移転

■保管場所審査は無し

※重量税還付の有無に関わらず対象

※相続・贈与・合併・分割・判決によるものは対象外

※車台番号の変更、車名の変更、型式の変更、原動機の型式の変更は不可

※滅失・用途停止は対象外

※ダブル以上の移転は対象外

※所有者の名義変更は必須

あわせて使用者の変更／使用者の住所の変更／使用の本拠の位置の変更を行うことも可

※個人→法人の場合／法人→個人の場合にも対応

※事業用・貸渡用は対象外

※所有者（新・旧）が共同所有者の場合は対象外

※障害者減免等都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する自動車は対象外

※車検証の有効期限切れ自動車にも対応

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（被けん引車及び土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両は除く）
小型乗用・小型乗合・小型貨物（被けん引車は除く）

※自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたものが対象

※被けん引車、特殊(特種)用途自動車(車種8)及び大型特殊自動車(建設機械(車種O)及び建設機械以外(車種9))は対象外

【必要書類等】

運輸支局等

- ・車検証、ナンバープレート
- ・譲渡証明書（紙）
- ・新旧所有者の印鑑（登録）証明書（委任状が必要となる申請であり、委任状が紙もしくは電子署名のない電子委任状の場合）
- ・新旧所有者の委任状（代理申請の場合）
- ・使用者の委任状（所使不同一の場合）
- ・使用者の住所を証するに足りる書面（紙）
- ・旧所有者の氏名や住所の繋がりが証明できる書面（旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合）

都道府県税

- ・古物商許可証等（商品車の場合（都道府県による））
(カメラ・スキヤナ等で取り込み、申請データに添付（JPEG）4枚まで可能)

移転永久抹消登録(複合申請)

所有者の条件(新・旧)		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年(新所有者の場合)	×	×	
	未成年(旧所有者の場合)	×	×	
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成
使用者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成
用途の条件一覧		一括 申請	個別 申請	
自家用→自家用		○	○	
事業用→事業用、貸渡用→貸渡用		×	×	
自家用→事業用／貸渡用		×	×	
事業用／貸渡用→自家用		×	×	
貸渡用→事業用、事業用→貸渡用		×	×	

移転永久抹消登録(複合申請)

車両の条件			一括 申請	個別 申請				
普通	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
	ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外							
小型	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
			三輪自動車	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
	建設機械以外(車種9)		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
有効期間切れ車両			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
限定検査証交付中			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
所有者が共同所有者			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				
					54			

移転永久抹消登録(複合申請)

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	○	○
	相続	×	×
	贈与	×	×
	所有権留保解除	○	○
	その他	○	○
自動車税種別割 課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	×	×
	商品車	○	○
	その他	○	○
自動車税環境性能割課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	○	○
	商品車	○	○
	その他	○	○

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請	個別申請
用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○
	トラック(けん引車)	○	○
	トラック(被けん引車)	×	×
	バス(一般乗用用)	×	×
	バス(その他)	○	○
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
所有形態	その他	×	×
	自己所有	○	○
	所有権留保	—	—
	商品車	○	○
	リース車	○	○
	譲渡担保	×	×
	その他	○	○

変更一時抹消登録(複合申請)

変更一時抹消登録(複合申請)

■所有者の氏名又は名称の変更／住所の変更

■使用の本拠の位置の変更

■使用者の氏名又は名称の変更／住所の変更

■保管場所審査は無し

※車台番号の変更、車名の変更、型式の変更、原動機の型式の変更は不可

※所有権留保車両の使用者の変更は対象外

※事業用・貸渡用は対象外

※所有者が共同所有者の場合は対象外

※自動車取得税の納付が必要な場合は対象外

※所使不同一車両において所有者が使用者にもなる変更の場合、以下の方法で申請可

(車検証の“使用者氏名又は名称、住所”は「***」と表示)

ただし、自動車取得税が発生する場合は申請不可

<一括申請の場合>自動車検査証の“所有者氏名又は名称、住所”と同じ内容を申請データの“所有者氏名又は名称、住所”に設定し、かつ、“使用者氏名又は名称”に「1：所有者に同じ」、“使用者住所”に「1：所有者住所に同じ」と設定することで申請可

<個別申請の場合> “申請条件及び申請者等に関する入力画面”において、「登録する内容」の全てを選択し、「この自動車を使用するのは所有者ですか。」に“はい”を選択することで申請可

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両は除く）

小型乗用・小型乗合・小型貨物

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種O）及び建設機械以外（車種9））は対象外

変更一時抹消登録(複合申請)

【必要書類等】

運輸支局等

- ・車検証、ナンバープレート
- ・所有者の印鑑（登録）証明書（紙の委任状もしくは電子署名のない電子委任状の場合）
- ・所有者の委任状（代理申請の場合）
- ・使用者の委任状（所使不同一の場合で、紙の委任状もしくは電子署名のない電子委任状の場合）
- ・氏名又は名称、住所変更の原因を証する書面（紙）
- ・使用者の住所を証するに足りる書面（紙）

都道府県税

- ・古物商許可証等（商品車の場合（都道府県による））
(カメラ・スキャナ等で取り込み、申請データに添付（JPEG）4枚まで可能)

変更一時抹消登録(複合申請)

所有者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年	△	△	印鑑証明書を取得できる場合は申請可(住民票での代用はOSSでは不可)
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成
使用者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成
用途の条件一覧		一括 申請	個別 申請	
自家用→自家用		○	○	
事業用→事業用、貸渡用→貸渡用		×	×	
自家用→事業用／貸渡用		×	×	
事業用／貸渡用→自家用		×	×	59
貸渡用→事業用、事業用→貸渡用		×	×	

変更一時抹消登録(複合申請)

車両の条件			一括 申請	個別 申請				
普通	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
					土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外			
小型	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			三輪自動車	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
大型特殊自動車	建設機械(車種O)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
	建設機械以外(車種9)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
有効期間切れ車両			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
限定検査証交付中			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
所有者が共同所有者			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
					60			

変更一時抹消登録(複合申請)

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	○	○
	相続	—	—
	贈与	—	—
	所有権留保解除	○	○
	その他	○	○
自動車税種別割 課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	○	○
	商品車	○	○
	その他	○	○
自動車税環境性能割課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	○	○
	商品車	○	○
	その他	○	○

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請	個別申請
用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○
	トラック(けん引車)	○	○
	トラック(被けん引車)	○	○
	バス(一般乗用用)	×	×
	バス(その他)	○	○
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
所有形態	その他	×	×
	自己所有	○	○
	所有権留保	—	—
	商品車	○	○
	リース車	○	○
	譲渡担保	×	×
	その他	×	×

継続検査

継続検査

- 指定整備済で、保安基準適合証により実車確認を省略できる車両
- 保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険（共済）の情報が登録情報処理機関に提供されている車両

※限定車検証交付後に限定指定整備済の車両は対象外

※現車提示が必要な車両は対象外

※代理人による代理申請の場合、代理権の申述にて代替

※前回の検査後に引っ越し等により住所・使用の本拠の位置等を変更されている場合には、継続検査申請を行う前に変更登録等を行う必要あり（ただし車検証の有効期間が短い場合は、窓口に相談）

対象車両：全ての車両

継続検査

【必要書類等】

運輸支局等

- ・旧自動車検査証（新車検証交付時に持込み）
- ・保安基準適合証（登録情報処理機関から提供）
- ・自動車損害賠償責任保険（共済）（登録情報処理機関から提供）
- ・使用者の委任状（電子）（公用車の場合のみ（官職証明書及び職責証明書で電子署名が必要））
- ・【自動車税の納付の事実が電子的に確認できない場合】自動車税納税証明書（紙）（新車検証交付時に提示）
- ・【放置違反金等に係る督促状の送付を受けた方で、放置違反金等の納付等の事実が電子的に確認できない場合】放置違反金等の納付等を証する書面（紙）（新車検証交付時に提示）
- ・【自重計技術適合証の提示が必要な土砂等運搬車のダンプ車（車両総重量8t以上または最大積載量5t以上）で、電子保安基準適合証上の自重計技術適合証確認欄において確認ができない場合】自重計技術基準適合証（新車検証交付時に提示）

使用者の条件		一括 申請	個別 申請	
法人	本社	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	本社以外	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
個人	成人	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	未成年	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
法人・個人以外の公的機関		<input type="radio"/> (代理人)	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

用途の条件一覧	一括 申請	個別 申請	
自家用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
事業用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
貸渡用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
駐留軍用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
一時輸入用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
身分喪失用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

車両の条件			一括 申請	個別 申請				
普通	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
小型	乗用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	乗合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
			三輪自動車	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	ダンプ車		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
特殊(特種)用途自動車(車種8)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	建設機械以外(車種9)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
有効期間切れ車両			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
限定検査証交付中			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				

記録事項変更

記録事項変更

■使用者の氏名／名称の変更

■使用者の住所の変更（使用の本拠の位置の変更がない場合）

■使用者の変更

※個人申請は不可（ポータルサイトの申請画面は無し）。一括申請のみ対象。

※構造等変更検査を伴うものは対象外

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物
小型乗用・小型乗合・小型貨物
特殊（特種）用途自動車（車種8）

※大型特殊自動車（建設機械（車種0）及び建設機械以外（車種9））は対象外

記録事項変更

【必要書類等】

運輸支局等

- ・旧車検証（新車検証交付時に持込み）
- ・使用者の委任状（電子又は紙）
- ・氏名又は名称、住所変更の原因を証する書面（紙）
- ・事業用自動車等連絡書（紙又は電子）（事業用・貸渡用車両の場合）
- ・土砂等運搬大型自動車使用届出書（紙）（土砂等運搬車のダンプ車（車両総重量8t以上または最大積載量5t以上）の場合）

記録事項変更

使用者の条件		一括申請	
法人	本社	○	
	支社	○	「支配人」及び「外国会社の日本における代表者」の資格によって、商業登記に基づく電子認証制度により発行された電子証明書（公開鍵証明書）を持つ者を代表して「支社」とする
個人	成人	○	
	未成年	○	
法人・個人以外の公的機関		○ (代理人)	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

用途の条件一覧		一括申請	
自家用		○	
事業用		○	
貸渡用		○	

記録事項変更

車両の条件			一括申請		
普通	乗用		<input type="radio"/>		
	乗合		<input type="radio"/>		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	
	ダンプ車		<input type="radio"/>		
小型	乗用		<input type="radio"/>		
	乗合		<input type="radio"/>		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	<input type="radio"/>	
			トラクター(けん引車)	<input type="radio"/>	
			トレーラー(被けん引車)	<input type="radio"/>	
			三輪自動車	<input type="radio"/>	
	ダンプ車		<input type="radio"/>		
特殊(特種)用途自動車(車種8)			<input type="radio"/>		
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		<input checked="" type="checkbox"/>		
	建設機械以外(車種9)		<input checked="" type="checkbox"/>		
限定検査証交付中			<input checked="" type="checkbox"/>		

記録事項変更

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請
取得原因	売買	—
	相続	—
	贈与	—
	所有権留保解除	—
	その他	○
自動車税種別割課税区分	課税	—
	非課税	—
	課税免除	—
	減免(障害者・その他)	—
	免税点以下	—
	商品車	—
	その他	○
自動車税環境性能割課税区分	課税	—
	非課税	—
	課税免除	—
	減免(障害者・その他)	—
	免税点以下	—
	商品車	—
	その他	○

自動車税環境性能割・種別割の条件一覧		一括申請
用途	乗用車	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○
	トラック(けん引車)	○
	トラック(被けん引車)	○
	バス(一般乗用用)	○
	バス(その他)	○
	三輪小型	○
	特種用途自動車	○
	その他	○
所有形態	自己所有	○
	所有権留保	○
	商品車	—
	リース車	○
	譲渡担保	—
	その他	○

改版履歴

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
1. 0	2017/4/1		新規作成
1. 1	2017/5/1	P. 1-17	表 1-8 申請項目の説明及び申請対象である手続種別の項番 60 の「色」の中古新規の○を削除
1. 1	2017/5/1	P. 1-17	表 1-8 申請項目の説明及び申請対象である手続種別の項番 63 「色の変更」の中古新規の○を追加
1. 1	2017/5/1	P. 1-37	(3) OSS 申請エラーを追加
1. 2	2017/6/8	P. 1-24	1. 2. 4 AINAS における申請データの保有期間を追加
1. 3	2017/9/15	別紙_ステータス 一覧表	申請ステータス 取下中 表示順の入れ替え（内容の変更なし） ・変更前 項番 54 検査登録申請取り下げ中 項番 55 添付書類取得中 ・変更後 項番 54 添付書類取得中 項番 55 検査登録申請取り下げ中
1. 4	2017/10/20	別紙_ステータス 一覧表	申請状況ステータス 説明 文言変更 ・変更前 申請状況ステータス ID 一覧参照 ・変更後 別添の「申請状況ステータス ID 一覧」参照
1. 4	2017/10/20	別添_申請状況 ステータス ID 一覧	新規追加
1. 5	2017/11/13	別紙_ステータス 一覧表	申請状況ステータス 説明 文言変更 ・変更前 別添の「申請状況ステータス ID 一覧」参照 ・変更後 別紙の「申請状況ステータス一覧表」参照
1. 5	2017/11/13	別添_申請状況 ステータス ID 一覧	削除
1. 5	2017/11/13	別紙_申請状況 ステータス一覧表	新規追加

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
1.6	2017/12/1	別紙_申請状況 ステータス一覧表	項番 38「保管場所証明申請取り下げ」を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 必要に応じて「申請データ再利用」を行う。 ・変更後 必要に応じて「申請データ再利用」又は「再申請」を行う。
1.7	2018/12/17	P. 1-3	表 1-2 AINAS の動作環境の項番 2 の条件を変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 Firefox(推奨バージョン ESR 45.4) ・変更後 Firefox(推奨バージョン ESR 60. X)
1.7	2018/12/17	P. 1-9	表 1-5 文字種名と入力可能文字の項番 11「半角数字(ハイフン)」を削除
1.7	2018/12/17	P. 1-26	(3)紙委任状で申請する場合の制約を追加
1.7	2018/12/17	P. 1-44	(2)画面のレイアウトのイメージを差し替え
1.7	2018/12/17	P. 1-44	(3)入力項目に「対象」を追加
1.7	2018/12/17	別紙_OSS 申請時エラー一覧	対処方法として代理人拠点の削除、再登録を行うよう記載していたエラーについて、一括利用者アカウントの削除、再登録を行うように変更
1.8	2019/9/24		以下の OSS ステータス名を変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 二税申告審査中 二税納付待ち 二税申告補正要求 二税申告補正処理中 ・変更後 自動車税申告審査中 自動車税納付待ち 自動車税申告補正要求 自動車税申告補正処理中

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
1.8	2019/9/24		<p>以下の申請状況ステータス名を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車二税申告中 自動車二税申告審査中 自動車二税まとめ払い中 自動車二税申告補正待ち 自動車二税申告補正受付処理中 ・変更後 自動車税申告中 自動車税申告審査中 自動車税まとめ払い中 自動車税申告補正待ち 自動車税申告補正受付処理中
1.8	2019/9/24	P. 1-21	項番 124 現実の取得価額を削除 以降の項目を繰り上げ
1.8	2019/9/24	P. 1-21	項番 126 エコカー減税を削除 以降の項目を繰り上げ
1.8	2019/9/24	P. 1-19	項番 107～138 の分類を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車二税 ・変更後 自動車税
1.8	2019/9/24	P. 1-20	項番 110 の項目名を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車税課税区分 ・変更後 種別割課税区分
1.8	2019/9/24	P. 1-20	項番 110 の説明を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車税の課税区分 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「自動車税課税区分」が存在する ・変更後 種別割の課税区分 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「種別割課税区分」が存在する

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
1.8	2019/9/24	P. 1-20	項番 111 の項目名を以下のとおりに変更 • 変更前 自動車税課税区分(その他) • 変更後 種別割課税区分(その他)
1.8	2019/9/24	P. 1-20	項番 111 の説明を以下のとおりに変更 • 変更前 自動車税の課税区分が「その他」の場合の説明 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「自動車税課税区分(その他)」が存在する • 変更後 種別割の課税区分が「その他」の場合の説明 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「種別割課税区分(その他)」が存在する
1.8	2019/9/24	P. 1-20	項番 112 の項目名を以下のとおりに変更 • 変更前 自動車取得税課税区分 • 変更後 環境性能割課税区分
1.8	2019/9/24	P. 1-20	項番 112 の説明を以下のとおりに変更 • 変更前 自動車取得税の課税区分 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「自動車取得税課税区分」が存在する • 変更後 環境性能割の課税区分 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「環境性能割課税区分」が存在する
1.8	2019/9/24	P. 1-20	項番 113 の項目名を以下のとおりに変更 • 変更前 自動車取得税課税区分(その他) • 変更後 環境性能割課税区分(その他)

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
1.8	2019/9/24	P. 1-20	<p>項番 113 の説明を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車取得税の課税区分が「その他」の場合の説明 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「自動車取得税課税区分(その他)」が存在する ・変更後 環境性能割の課税区分が「その他」の場合の説明 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「環境性能割課税区分(その他)」が存在する
1.8	2019/9/24	P. 1-21	<p>項番 126 の項目名を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 中古車特例 ・変更後 環境性能割税率区分
1.8	2019/9/24	P. 1-21	項番 126 の新車新規を"○"に変更
1.8	2019/9/24	P. 1-21	<p>項番 126 の説明を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 中古車特例の適用区分 ・変更後 環境性能割の税率区分
1.8	2019/9/24	P. 1-21	<p>項番 130 の説明を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車取得税の税率 ・変更後 環境性能割の税率
1.8	2019/9/24	P. 1-21	<p>項番 131 の項目名を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車取得税額 ・変更後 環境性能割納付額
1.8	2019/9/24	P. 1-21	<p>項番 131 の説明を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車取得税額 ・変更後 環境性能割の納付額

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
1.8	2019/9/24	P. 1-21	<p>項番 132 の説明を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車税・自動車取得税の申告に関する備考 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「県税備考」が存在する ・変更後 自動車税の申告に関する備考 ※移転一時は移転登録と一時抹消、移転永久は移転登録と永久抹消、変更一時は変更登録と一時抹消の「県税備考」が存在する
1.8	2019/9/24	P. 1-33	図 1-19 詳細条件非表示の画面イメージを差し替え
1.8	2019/9/24	P. 1-33	図 1-20 詳細条件表示の画面イメージを差し替え
1.8	2019/9/24	別紙_OSS 申請時エラー一覧	<p>項番 5 のエラー内容を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車税非課税エラー ・変更後 自動車税種別割非課税エラー
1.8	2019/9/24	別紙_OSS 申請時エラー一覧	<p>項番 5 のエラー原因を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車税課税区分が誤っている。 ・変更後 種別割課税区分が誤っている。
1.8	2019/9/24	別紙_OSS 申請時エラー一覧	<p>項番 5 の対処方法を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 申請内容を確認し、以下の対応を行う。 ①公用車申請を行う場合 官職証明書又は職責証明書で署名した電子委任状を設定する。 ②上記以外の場合 申請内容の自動車税課税区分を修正する。 ・変更後 申請内容を確認し、以下の対応を行う。 ①公用車申請を行う場合 官職証明書又は職責証明書で署名した電子委任状を設定する。 ②上記以外の場合 申請内容の種別割課税区分を修正する。

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
1.8	2019/9/24	別紙_OSS 申請時エラー一覧	<p>項番 6 のエラー内容を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車取得税非課税エラー ・変更後 環境性能割税率区分設定エラー
1.8	2019/9/24	別紙_OSS 申請時エラー一覧	<p>項番 6 のエラー原因を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車取得税課税区分が誤っている。 ・変更後 環境性能割税率区分が誤っている。
1.8	2019/9/24	別紙_OSS 申請時エラー一覧	<p>項番 6 の対処方法を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 申請内容を確認し、以下の対応を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①公用車申請を行う場合 官職証明書又は職責証明書で署名した電子委任状を設定する。 ②上記以外の場合 申請内容の自動車取得税課税区分を修正する。 ・変更後 申請内容を確認し、以下の対応を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①公用車申請を行う場合 官職証明書又は職責証明書で署名した電子委任状を設定したうえで環境性能割課税区分に”非課税”を設定し、環境性能割税率区分を未設定にする ②環境性能割課税区分が”課税”、“非課税”的場合 環境性能割税率区分を設定する。 その際、設定する区分の課税、非課税が環境性能割課税区分と合っていることを確認する。 ③環境性能割課税区分が”課税”、“非課税”以外の場合 環境性能割税率区分を未設定にする
1.9	2020/1/20	P. 1-3	<p>表 1-2 AINAS の動作環境の項番 1 の条件を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 Windows7 以降 ・変更後 Windows8.1 以降

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
1. 9	2020/1/20	P. 1-3	<p>表 1-2 AINAS の動作環境の項番 2 の条件を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 Firefox(推奨バージョン ESR 60. X) ・変更後 Firefox(推奨バージョン ESR 68. X)
1. 10	2020/3/27	P. 1-10	<p>項番 29 を削除 以降の項番を繰り上げ</p>
1. 10	2020/3/27	P. 1-10	<p>項番 29 の入力可能文字から全角空白を削除 ※全角文字に全角空白が含まれるため</p>
1. 10	2020/3/27	別紙_OSS 申請時エラー一覧	<p>項番 25 の対処方法を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 2018/12/28 以前に代理人拠点登録を行った場合 現在進行中の申請手続きを全て完了した後、一括利用者アカウントを削除し、一括利用者アカウントを再登録する。OSS に対して AINAS が自動でパスワード変更を実施するため、翌日の 8:00 以降に申請が可能となる。 2019/1/4 以降に代理人拠点登録（一括利用者アカウント登録）を行った場合 OSS に対して AINAS が自動でパスワード変更を実施するため、翌日の 8:00 以降に申請が可能となる。 <p>・変更後 2018/12/28 以前に代理人拠点登録を行った場合 現在進行中の申請手続きを全て完了した後、一括利用者アカウントを削除し、一括利用者アカウントを再登録する。OSS に対して AINAS が自動でパスワード変更を実施するため、翌日の 7:00 以降に申請が可能となる。</p> <p>2019/1/4 以降に代理人拠点登録（一括利用者アカウント登録）を行った場合 OSS に対して AINAS が自動でパスワード変更を実施するため、翌日の 7:00 以降に申請が可能となる。</p>

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
1.11	2021/9/24	P. 1-5	<p>項番 31 の説明を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 代理人が取下又は OSS が却下、無効とした申請のうち、保管場所証明書の再利用、検査登録手数料の無料化が可能な申請を、代理人が再び申請すること ・変更後 代理人が取下又は OSS が却下、無効とした申請のうち、保管場所証明書の再利用、検査登録手数料の無料化、技術情報管理手数料の無料化が可能な申請を、代理人が再び申請すること
1.11	2021/9/24	P. 1-13	<p>項番 6 の詳細を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 保管場所証明書再利用の再申請、検査登録手数料無料化の再申請は、所有者、使用者等の項目及び車両に関する項目を変更し、申請することはできない。ただし、例外として、継続検査のみ使用者の変更が可能。 変更可能な項目は、依頼データ更新(再申請)画面で入力可能な項目のみである。 ・変更後 保管場所証明書再利用の再申請、検査登録手数料無料化の再申請、技術情報管理手数料無料化の再申請は、所有者、使用者等の項目及び車両に関する項目を変更し、申請することはできない。ただし、例外として、継続検査のみ使用者の変更が可能。 変更可能な項目は、依頼データ更新(再申請)画面で入力可能な項目のみである。
1.11	2021/9/24	P. 1-18	表 1-8 申請項目の説明及び申請対象である手続種別に項番 85 「車検証有効期間短縮可否」、項番 86 「放置違反金納付確認」、項番 151 「メモ」を追加 以降の項番を繰り下げ
1.11	2021/9/24	P. 1-34	図 1-19 詳細条件非表示の画面イメージを差し替え
1.11	2021/9/24	P. 1-34	図 1-20 詳細条件表示の画面イメージを差し替え
1.11	2021/9/24	P. 1-35	図 1-24 検索条件入力の画面イメージを差し替え
1.11	2021/9/24	P. 1-36	図 1-25 照会画面の各機能選択ボタンの画面イメージを差し替え
1.11	2021/9/24	P. 1-38	(18) 検索結果一覧の表示件数変更リンクを追加
1.11	2021/9/24	P. 1-39	(19) 依頼人検索用のツリーボックスを追加

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
1.11	2021/9/24	別紙_ステータス一覧表	項番15を追加 以降の項番を繰り下げ
1.11	2021/9/24	別紙_申請状況ステータス一覧表	項番11を追加 以降の項番を繰り下げ
1.11	2021/9/24	別紙_申請データの保有期間	申請状況ステータスに「技術情報管理手数料まとめ払い中」を追加
1.12	2021/12/17	P.1-36	図1-25 照会画面の各機能選択ボタンの画面イメージを差し替え
1.12	2021/12/17	P.1-39	(19) 依頼人検索用のツリーボックスの説明を以下のとおりに変更 ・変更前 依頼人拠点を選択すると、依頼人組織のチェックボックスは「■」になる。 ・変更後 依頼人拠点を選択すると、依頼人組織のチェックボックスは「-」になる。
1.12	2021/12/17	P.1-39	図1-30 依頼人検索用のツリーボックスの画面イメージを差し替え
1.12	2021/12/17	P.1-40	図1-31 依頼人検索用のツリーボックス(検索欄入力)の画面イメージを差し替え
2.0	2022/12/16	—	全ての画面、帳票のイメージを差し替え
2.0	2022/12/16	P.1-1	表1-1 本システムが提供する主な機能の項番2外部連携業務(依頼人)の提供する主な機能に依頼データ照会を追加
2.0	2022/12/16	P.1-3	表1-2 AINASの動作環境の項番1 推奨OSの条件を以下のとおりに変更 ・変更前 Windows8.1以降 ・変更後 Windows10以降
2.0	2022/12/16	P.1-3	表1-2 AINASの動作環境の項番2 ブラウザーの条件を以下のとおりに変更 ・変更前 Firefox(推奨バージョンESR 68.X) ・変更後 Firefox(推奨バージョンESR 102.X) Chrome(推奨バージョン108.X) Edge(推奨バージョン108.X)

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	P. 1-3	<p>(1) を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 なお、Firefox の最新推奨バージョンについては、ログイン後に表示されるお知らせ案内検索画面のお知らせ案内を参照 ・変更後 なお、各ブラウザの最新推奨バージョンについては、ログイン後に表示されるお知らせ案内検索画面のお知らせ案内を参照
2.0	2022/12/16	P. 1-3	<p>(2) を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 Firefox のインストール 本システムを使用するには、ブラウザーとして Firefox のインストールが必要である。インストールの手順については、別途送付されている「Firefox インストール・設定手順」を参照。 ・変更後 Firefox のインストール ブラウザーとして Firefox を使用する場合、必要に応じて別途送付されている「Firefox インストール・設定手順」に従い、インストール及び設定を行うこと。

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	P. 1-3	<p>(3)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 <p>クライアント証明書のインストール 本システムは、セキュリティ上、クライアント証明書をインストールした端末以外からアクセスできない仕様となっている。 予め、別途送付されている「クライアント証明書インストール手順」に従い、クライアント証明書のインストールが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更後 <p>クライアント証明書のインストール 本システムは、セキュリティ上、クライアント証明書をインストールした端末以外からアクセスできない仕様となっている。 予め、別途送付されている「クライアント証明書インストール／アンインストール手順」に従い、クライアント証明書のインストールが必要である。</p>
2.0	2022/12/16	P. 1-3	<p>(4)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 <p>クライアント証明書のアンインストール 新しいパソコンへの買い替え等の理由で、パソコンの使用停止する又は廃棄する場合、安全のためブラウザにインストールしたクライアント証明書を削除を行うこと。 アンインストール方法については、別途送付されている「クライアント証明書アンインストール手順」を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更後 <p>クライアント証明書のアンインストール 新しいパソコンへの買い替え等の理由で、パソコンの使用停止する又は廃棄する場合、安全のためブラウザにインストールしたクライアント証明書を削除を行うこと。 アンインストール方法については、別途送付されている「クライアント証明書インストール／アンインストール手順」を参照。</p>

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	P. 1-5	項番 26 記録等事務代行者、項番 27 記録等事務代行者 委託番号を追加 以降の項番を繰り下げ
2.0	2022/12/16	P. 1-5	項番 32 再開の定義を以下のとおりに変更 ・変更前 代理人が中断している申請を修正し、再開している 状態 ・変更後 代理人が中断している申請を再開すること
2.0	2022/12/16	P. 1-10	項番 8 半角英大文字数字(ハイフン)の備考を以下の とおりに変更 ・変更前 ※1については、表 1-6 文字種名と入力可能文字 (別表)の※1 を参照 ・変更後 ※1については、表 1-6 文字種名と入力可能文字 (別表)の項番 11 を参照
2.0	2022/12/16	P. 1-10	項番 14 電子メールアドレスの備考を以下のとおりに 変更 ・変更前 RFC2822(3.4.1. Addr-spec specification) の範囲 で使用可能な文字であること ※2については、表 1-6 文字種名と入力可能文字 (別表)の※2 を参照 ・変更後 RFC2822(3.4.1. Addr-spec specification) の範囲 で使用可能な文字であること ※2については、表 1-6 文字種名と入力可能文字 (別表)の項番 12 を参照
2.0	2022/12/16	P. 1-10	項番 15 半角英数字(一部記号)の備考を以下のとおり に変更 ・変更前 ※3については、表 1-6 文字種名と入力可能文字 (別表)の※3 を参照 ・変更後 ※3については、表 1-6 文字種名と入力可能文字 (別表)の項番 13 を参照

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	P. 1-10	<p>項番 16 ユーザーパスワードの備考を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 ※4 については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の※4 を参照 ・変更後 ※4 については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 14 を参照
2.0	2022/12/16	P. 1-11	<p>項番 17 時間の備考を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 フォーマット： HH:MM(固定) 範囲：00:00～23:59 ・変更後 フォーマット： HH:MM(固定) 範囲：00:00～23:59 <p>※5 については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 15 を参照</p>
2.0	2022/12/16	P. 1-11	<p>項番 18 電話番号の備考を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 フォーマット： 9[最大 6 衔]-9[最大 4 衔]-9[最大 4 衔] ・変更後 フォーマット： 9[最大 6 衔]-9[最大 4 衔]-9[最大 4 衔] <p>※1 については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の※1 を参照</p>

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	P. 1-11	<p>項番 19 郵便番号の備考を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 フォーマット : 999-9999(固定) ※1 については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の※1 を参照 ・変更後 フォーマット : 999-9999(固定) ※1 については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 11 を参照
2.0	2022/12/16	P. 1-11	<p>項番 20 番地例外コードの備考を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 ※6 については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の※6 を参照 ・変更後 ※6 については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 16 を参照
2.0	2022/12/16	P. 1-11	<p>項番 21 自動車登録番号(分類)の備考を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 先頭 8、9、0 不可 ※7 については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の※7 を参照 ・変更後 先頭 8、9、0 不可 ※7 については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 17 を参照
2.0	2022/12/16	P. 1-11	<p>項番 22 自動車登録番号(分類)(特種含む)の備考を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 先頭 9、0 不可 ※7 については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の※7 を参照 ・変更後 先頭 9、0 不可 ※7 については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 17 を参照

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	P. 1-11	<p>項番 23 自動車登録番号(分類)(特種大特含む)の備考を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 ※7については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の※7を参照 ・変更後 ※7については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 17 を参照
2.0	2022/12/16	P. 1-11	<p>項番 24 自動車登録番号(分類)(3 衍固定)の備考を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 先頭 8、9、0 不可 ・変更後 ※7については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の※7を参照
2.0	2022/12/16	P. 1-11	<p>項番 25 自動車登録番号(仮名)の備考を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 ※8については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の※8を参照 ・変更後 ※8については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 18 を参照
2.0	2022/12/16	P. 1-11	<p>項番 26 自動車登録番号(仮名)(自家用のみ)の備考を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 ※9については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の※9を参照 ・変更後 ※9については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 19 を参照

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	P. 1-11	<p>項番 27 自動車登録番号(仮名)(駐留軍人用含む)の備考を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 ※10については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の※10 を参照 ・変更後 ※10については、表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)の項番 20 を参照
2.0	2022/12/16	P. 1-12	項番 30 URL を追加
2.0	2022/12/16	P. 1-13	表 1-6 文字種名と入力可能文字(別表)に項番を追加
2.0	2022/12/16	P. 1-14	<p>表 1-7 申請不可条件表の項番 3 永久抹消における還付ありの車両の申請の詳細を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 OSS は永久抹消において「還付あり」の車両での申請は不可。 本システムの画面で還付有無の設定は不可であり、「還付なし」を自動設定する仕様であるため、還付あり車両であっても「還付なし」の車両として申請される。 ・変更後 本システムでは永久抹消において「還付あり」の車両での申請は不可。 本システムの画面で還付有無の設定は不可であり、「還付なし」を自動設定する仕様であるため、還付あり車両であっても「還付なし」の車両として申請される。
2.0	2022/12/16	P. 1-14	表 1-7 申請不可条件表の項番 5 2017 年 3 月 31 日以前に作成された電子委任状を使用した申請と項番 6 再申請を削除
2.0	2022/12/16	P. 1-15	項番 8 検査手数料無料化番号を追加 以降の項番を繰り下げ
2.0	2022/12/16	P. 1-22	項番 146 電子車検証更新区分、項番 147 記録等事務代行者委託番号(申請個別指定)を追加 以降の項番を繰り下げ

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	P. 1-39	<p>(19) 依頼人検索用のツリーボックスを以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前 依頼人検索用のツリーボックスにより、複数の依頼人組織、拠点を同時に選択して検索することが可能。 依頼人検索用のツリーボックスの仕様を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「▼」を選択すると、ツリーボックスの一覧の表示/非表示が切り替わる。 ・ 「+」を選択すると、該当依頼人組織の依頼人拠点の一覧が開く。 ・ 「-」を選択すると、該当依頼人組織の依頼人拠点の一覧が閉じる。 ・ 依頼人組織を選択すると、該当依頼人組織の全依頼人拠点が検索対象となる。 ※各依頼人拠点のチェックボックスは「✓」にならないが、検索対象となる。 ・ 依頼人拠点を選択すると、依頼人組織のチェックボックスは「-」になる。 ・ 「検索」欄を入力すると、依頼人組織、拠点の名称に入力内容を含む組織、拠点のみ一覧に表示される。 <p>・ 変更後 依頼人検索用のツリーボックスにより、複数の依頼人組織、拠点を同時に選択して検索することが可能。 依頼人検索用のツリーボックスの仕様を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「▼」を選択すると、ツリーボックスの一覧の表示/非表示が切り替わる。 ・ 「+」を選択すると、該当依頼人組織の依頼人拠点の一覧が開く。 ・ 「-」を選択すると、該当依頼人組織の依頼人拠点の一覧が閉じる。 ・ 依頼人組織を選択すると、該当依頼人組織の全依頼人拠点が検索対象となる。 ・ 依頼人拠点を選択すると、依頼人組織のチェック </p>

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
			<p>ボックスは「-」になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「一括選択」を選択すると、表示されている全依頼人組織、拠点が検索対象となる。 「クリア」を選択すると、初期状態に戻る。 「組織名検索」欄を入力すると、依頼人組織の名称に入力内容を含む組織のみ一覧に表示される。 <p>※「拠点名検索」欄に入力がある状態で入力した場合、「拠点名検索」欄の入力内容はクリアされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「拠点名検索」欄を入力すると、依頼人拠点の名称に入力内容を含む拠点のみ一覧に表示される。 <p>※「組織名検索」欄に入力がある状態で入力した場合、「組織名検索」欄の入力内容はクリアされる。</p>
2.0	2022/12/16	P. 1-41	(19) 依頼人検索用のツリーボックスの図 1-31 依頼人検索用のツリーボックス（検索欄入力）を削除 以降の図番号を繰り上げ
2.0	2022/12/16	P. 1-41	(19) 依頼人検索用のツリーボックスの図 1-31 依頼人検索用のツリーボックス（一括選択前）～図 1-36 依頼人検索用のツリーボックス（拠点名検索欄入力）を追加 以降の図番号を繰り下げ
2.0	2022/12/16	P. 1-45	(20) 日付の範囲指定を追加
2.0	2022/12/16	P. 1-49	(4) 特記事項の③、④を削除
2.0	2022/12/16	P. 1-51	(4) 特記事項の①を削除 以降の番号を繰り上げ
2.0	2022/12/16	P. 1-52	(3) 入力項目の【1】登録日の入力可能範囲を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> 変更前 1989/1/8～2027/3/31 変更後 1989/1/8～2030/3/31

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	別紙_ステータス一覧表	<p>項番 3 申請前の次に実施可能な主な機能を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて電子委任状設定を行う。 ・「送信フラグ」を”ON”で依頼データ更新を行い、OSSへ申請する。 ・「送信フラグ」を”OFF”で依頼データ更新を行い、OSSへ申請せずに依頼データを更新する。 ・不要なデータである場合、依頼データ削除を行う。 ・依頼データ差戻を行い、依頼人に依頼データの修正を要求する。 ※依頼データ差戻は、依頼人が登録した依頼データのみ可能。 ・変更後 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて電子委任状設定を行う。 ・「送信フラグ」を”ON”で依頼データ更新を行い、OSSへ申請せずに依頼データを更新する。 ・「送信フラグ」を”OFF”で依頼データ更新を行い、OSSへ申請せずに依頼データを更新する。 ・不要なデータである場合、依頼データ削除を行う。 ・依頼データ差戻を行い、依頼人に依頼データの修正を要求する。 ・受付前に戻す場合、受付前に戻すを行う。 ※依頼データ差戻及び受付前に戻すは、依頼人が登録した依頼データのみ可能。
2.0	2022/12/16	別紙_ステータス一覧表	項番 24～27 審査完了を削除 以降の項番を繰り上げ
2.0	2022/12/16	別紙_ステータス一覧表	項番 26 交付待ちを追加 以降の項番を繰り下げ
2.0	2022/12/16	別紙_ステータス一覧表	項番 27、32 手続完了の OSS ステータスを以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 手続完了 ・変更後 交付完了
2.0	2022/12/16	別紙_ステータス一覧表	項番 28～31 交付待ち追加を削除 以降の項番を繰り下げ

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	別紙_ステータス一覧表	項番 45 自動車税申告補正要求、項番 46 自動車税申告補正処理中の一時抹消を以下のとおりに変更 • 変更前 - • 変更後 ●
2.0	2022/12/16	別紙_申請状況ステータス一覧表	項番 12 添付書類取得中の次に行う作業を以下のとおりに変更 • 変更前 時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。 • 変更後 時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。 申請ステータスが“中断中”的場合は、「申請中断再開」又は「申請取下」を行う。
2.0	2022/12/16	別紙_申請状況ステータス一覧表	項番 19 自働車検査証交付待ち～項番 22 登録事項等通知書交付待ちの次に行う作業を以下のとおりに変更 • 変更前 時間をおいてもう一度「申請データ照会」を行う。 • 変更後 交付物の受取を行う。
2.0	2022/12/16	別紙_申請状況ステータス一覧表	項番 19 自働車検査証交付待ち～項番 22 登録事項等通知書交付待ちの通知メールを以下のとおりに変更 • 変更前 - • 変更後 ○
2.0	2022/12/16	別紙_申請状況ステータス一覧表	項番 33 保管場所証明申請無効、項番 35 保管場所証明申請却下の次に行う作業を以下のとおりに変更 • 変更前 OSS ポータルサイトからリンクされている「申請した手続の状況照会」よりアクセスし、詳細情報の確認後、必要に応じて AINAS から「申請データ再利用」を行う。 • 変更後 OSS ポータルサイトからリンクされている「申請した手続の状況照会」よりアクセスし、詳細情報の確認後、必要に応じて AINAS から「申請データ再利用」又は「再申請」を行う。

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	別紙_申請データの保有期間	項番を追加
2.0	2022/12/16	別紙_申請データの保有期間	<p>申請情報ステータスの記載順を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 自動車検査証交付待ち 登録識別情報等通知書交付待ち 登録識別情報等通知書等交付待ち 登録事項等通知書交付待ち 再納付指示待ち <p>・変更後</p> <ul style="list-style-type: none"> 再納付指示待ち 自動車検査証交付待ち 登録識別情報等通知書交付待ち 登録識別情報等通知書等交付待ち 登録事項等通知書交付待ち
2.0	2022/12/16	別紙_申請データの保有期間	<p>項番 2 未受付、項番 5 受付審査無効、項番 11 保管場所証明申請取り下げ、項番 12 保管場所証明申請却下の削除起算日からの保有期間を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 31 日 ・変更後 62 日
2.0	2022/12/16	別紙_申請データの保有期間	<p>項番 41 手続(交付)完了の削除起算日からの保有期間を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 40 日 ・変更後 62 日
2.0	2022/12/16	別紙_OSS 申請時エラー一覧	<p>項番 14 申請ファイルサイズ上限チェックエラーのエラー原因を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 申請ファイル（全体）が 1MB（1000KB）以上である。 ・変更後 申請ファイル（全体）が 1MB（1024KB）以上である。
2.0	2022/12/16	別紙_OSS 申請時エラー一覧	項番 15 申請データサイズエラー、項番 17 通信エラーを追加

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.0	2022/12/16	別紙_OSS 申請時エラー一覧	<p>項番 26 一括利用者 ID パスワード有効期限エラーの対処方法を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 2018/12/28 以前に代理人拠点登録を行った場合 現在進行中の申請手続きを全て完了した後、一括利用者アカウントを削除し、一括利用者アカウントを再登録する。OSS に対して AINAS が自動でパスワード変更を実施するため、翌日の 7:00 以降に申請が可能となる。 2019/1/4 以降に代理人拠点登録（一括利用者アカウント登録）を行った場合 OSS に対して AINAS が自動でパスワード変更を実施するため、翌日の 7:00 以降に申請が可能となる。 <p>・変更後 OSS に対して AINAS が自動でパスワード変更を実施するため、次の正時以降に申請が可能となる。</p>
2.1	2023/3/24	P. 1-28	図 1-3 画面レイアウトの画面イメージを差し替え
2.2	2023/12/20	P. 1-15	表 1-8 申請項目の説明及び申請対象である手続種別に項番 8 「キャッシュレス利用」を追加 以降の項番を繰り下げ
2.2	2023/12/20	P. 1-15	表 1-8 申請項目の説明及び申請対象である手続種別の項番 155 「メモ」において、以下の手続を○に変更 <ul style="list-style-type: none"> ・中古新規 ・移転登録 ・変更登録 ・一時抹消 ・移転一時 ・移転永久 ・変更一時
2.2	2023/12/20	P. 1-48	図 1-40 相関項目チェックエラーの画面イメージを差し替え

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.2	2023/12/20	別紙_ステータス一覧表	<p>項番 1 依頼前の詳細を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 <ul style="list-style-type: none"> ・依頼人が依頼データ初期登録を行った状態。 ・依頼人が「送信フラグ」を” OFF” で依頼データ更新を行った状態。 ※電子委任状設定、預入電子委任状設定（新車新規・中古新規のみ）を行った後も、申請ステータスは「依頼前」のまま変更されない。 ・変更後 <ul style="list-style-type: none"> ・依頼人が依頼データ初期登録を行った状態。 ・依頼人が「送信フラグ」を” OFF” で依頼データ更新を行った状態。 ※電子委任状設定、預入電子委任状設定（継続検査以外）を行った後も、申請ステータスは「依頼前」のまま変更されない。
2.2	2023/12/20	別紙_ステータス一覧表	<p>項番 1 依頼前、項番 2 受付前、項番 4 差戻中の移転登録、変更登録、一時抹消、移転一時、変更一時を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 <ul style="list-style-type: none"> - ・変更後 <ul style="list-style-type: none"> ●
2.2	2023/12/20	別紙_ステータス一覧表	<p>項番 41 振込要求の後に実施可能な主な機能を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて添付書類データ更新要求を行う。 ※保管場所証明申請補正待ちの場合のみ ・変更後 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて添付書類データ更新要求を行う。 ※保管場所証明申請補正待ち又は自動車税申告補正待ちの場合のみ

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.2	2023/12/20	別紙_ステータス一覧表	<p>項目番号 47 挿正要求（再送）の詳細を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 <ul style="list-style-type: none"> ・代理人が保管場所証明申請補正を検知し、添付書類データ更新要求で依頼人へ保管場所添付書類画像の再送を依頼した状態。 ・変更後 <ul style="list-style-type: none"> ・代理人が保管場所証明申請補正又は自動車税申告補正を検知し、添付書類データ更新要求で依頼人へ添付書類画像の再送を依頼した状態。
2.2	2023/12/20	別紙_ステータス一覧表	<p>項目番号 47 挿正要求（再送）の次に実施可能な主な機能を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類データ更新で代理人へ保管場所添付書類データを送信する。 ・変更後 <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類データ更新で代理人へ添付書類データを送信する。
2.2	2023/12/20	別紙_ステータス一覧表	<p>項目番号 47 保管場所補正要求の移転登録、変更登録を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 <ul style="list-style-type: none"> - ・変更後 <ul style="list-style-type: none"> ●
2.2	2023/12/20	別紙_ステータス一覧表	項目番号 48 自動車税申告補正要求を追加 以降の項目番号を繰り下げ
2.3	2024/12/20	P. 1-5	項目番号 26 拠点管理者を追加 以降の項目番号を繰り下げ
2.3	2024/12/20	P. 1-6	項目番号 54 担当者(送信可)の用語を以下のとおりに変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 担当者 ・変更後 担当者(送信可)

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.3	2024/12/20	P. 1-6	項番 54 担当者(送信可)のフリガナを以下のとおりに変更 ・変更前 タントウシャ ・変更後 タントウシャ(ソウシンカ)
2.3	2024/12/20	P. 1-6	項番 55 担当者(送信不可)を追加 以降の項番を繰り下げ
2.3	2024/12/20	P. 1-35	図 1-19 詳細条件非表示の画面イメージを差し替え
2.3	2024/12/20	P. 1-35	図 1-20 詳細条件表示の画面イメージを差し替え
2.3	2024/12/20	P. 1-47	(21) 申請先検索用のツリーボックスを追加
2.3	2024/12/20	別紙_ステータス一覧表	項番 25 自動車税ダイレクト納付中を追加 以降の項番を繰り下げ
2.3	2024/12/20	別紙_申請状況ステータス一覧表	項番 19 自動車税ダイレクト納付中を追加 以降の項番を繰り下げ
2.3	2024/12/20	別紙_申請データの保有期間	項番 36 自動車税ダイレクト納付中を追加 以降の項番を繰り下げ
2.3	2024/12/20	別添_OSS 申請対象	全て差し替え
2.4	2025/03/19	別紙_ステータス一覧表	項番 12 保管場所標章交付手数料まとめ払い中、項番 13 保管場所標章送付待ち、項番 27 自動車検査証交付待ち、項番 28 手続（交付）完了を削除 以降の項番を繰り上げ
2.4	2025/03/19	別紙_ステータス一覧表	項番 29 手続（交付）完了の詳細を以下のとおりに変更 ・変更前 ・OSS より手続（交付）完了のステータスを取得した状態。 ※保管場所標章番号を取得すべき申請の場合、取得済の状態。 ・変更後 ・OSS より手続（交付）完了のステータスを取得した状態。
2.4	2025/03/19	別紙_申請状況ステータス一覧表	項番 6 保管場所標章交付手数料まとめ払い中、項番 7 保管場所標章送付待ちを削除 以降の項番を繰り上げ
2.4	2025/03/19	別紙_申請データの保有期間	項番 15 保管場所標章交付手数料まとめ払い中、項番 16 保管場所標章送付待ちを削除 以降の項番を繰り上げ

版数	改定・改編日	変更箇所	変更内容
2.4	2025/03/19	別紙_申請データの保有期間	<p>項番 40 手続(交付)完了を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 手続(交付)完了 ※永久抹消については、手続完了 ※保管場所標章番号を取得すべき申請の場合、取得完了後 ・変更後 手続(交付)完了 ※永久抹消については、手續完了
2.5	2025/12/22	P. 1-3	<p>表 1-2 AINAS の動作環境の項番 1 の条件を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 Windows10 以降 ・変更後 Windows11 以降
2.5	2025/12/22	P. 1-35	図 1-20 詳細条件表示の画面イメージを差し替え
2.5	2025/12/22	P. 1-36	図 1-24 検索条件入力の画面イメージを差し替え
2.5	2025/12/22	P. 1-55	<p>(6) セッションタイムアウト(自動ログアウト)を以下のとおりに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 ログインした状態で 30 分操作がない場合、放置後の操作時に自動でログアウトされ、強制的にログイン画面へ遷移する。 ・変更後 ログインした状態で 7 時間操作がない場合、放置後の操作時に自動でログアウトされ、強制的にログイン画面へ遷移する。
2.5	2025/12/22	P. 1-58	図 1-54 ログインユーザーパスワード更新画面の画面イメージを差し替え
2.5	2025/12/22	P. 1-59	図 1-55 お知らせ案内検索画面の画面イメージを差し替え
2.5	2025/12/22	別紙_ステータス一覧表	項番 7 依頼エラーを追加 以降の項番を繰り下げ

OSS 申請共同利用システム
操作マニュアル

Copyright[®] 2017
公益財団法人 自動車情報利活用促進協会

本マニュアルを事前の許可なく複製、転載、再配布することを禁じます。